

大田区長 松原忠義様

2022年度予算編成に関する要望書

(大田区・大田区教育委員会からの回答つき)

2021年11月24日

日本共産党大田地区委員会

日本共産党大田区議団

も く じ

一.	新型コロナウイルス感染症対策について.....	2
二.	区民の命と財産を守る防災対策のために.....	4
三.	不況を打開し、地域経済を守り、区内商工業の営業を守るために.....	10
四.	区内で働く人の生活を守るために.....	16
五.	全体の奉仕者としての公務労働のために.....	18
六.	区民の暮らしと健康を守るために.....	19
七.	尊厳ある生をまっとうするための介護保険に.....	30
八.	子育て支援・高齢者・障害者福祉のために.....	33
	子育て支援のために—保育園に関係すること.....	33
	子育て支援のために—学童保育・児童館に関する事.....	40
	子育て支援のために—その他.....	42
	高齢者福祉の充実のために.....	44
	障害者福祉の充実のために.....	46
九.	人命尊重・環境にやさしいまちづくりのために.....	56
	建築行政の拡充と対策.....	56
	環境保全対策.....	57
	交通対策.....	59
十.	教育、文化、スポーツの振興.....	62
十一.	住民参加の区政運営と非核平和事業.....	71
十二.	区民が利用しやすい施設について.....	72
十三.	不要不急の大規模開発計画をやめ、区民のための施策に転換を.....	76
十四.	その他.....	76

日本共産党区議団は、区内各団体との懇談、実態調査で寄せられた多くの区民の声を踏まえ、予算要望を検討し提出するものです。

いま区民の実態は、消費税増税とコロナ感染症の影響で、過去最悪の状況になっており、暮らしと営業は深刻さを増しています。生活保護受給者が 13,243 世帯 15,753 人（今年 4 月末現在）、就学援助は小学生 4,832 人（16.2%）、中学生 2,563 人（22.9%）（今年 6 月末現在）、コロナ禍による国保料の徴収猶予の中でも国保滞納 26,111 世帯（28.0%）（今年 10 月末現在）と深刻です。国民健康保険料等の値上げ、年金給付の毎年減額と物価高騰が襲っており、多くの区民から悲鳴が上がっています。

大田区の景況（2021 年 4～6 月期）の各業種別業況の来期の予測では製造業は多少持ち直すと予想されているものの、建設業・運輸業は悪化傾向が大きく強まると予想されています。

日本一と言われた高度な技術のものづくり集積地の大田区でしたが、最高で約 9,000 社あった区内中小工場は、現在は 3,000 社を割っているとも言われています。倒産・廃業が依然として後を断ちません。政府が中小企業淘汰の政策をとる中で、ものづくりのまち大田区の中小企業経営者や勤労者が一段と厳しい環境にあります。更にコロナ感染拡大第 6 波に備えて体制の強化と準備をしておかなければなりません。

しかしこのコロナ禍で大田区政は、「全事務事業見直し」を行うなど、区民生活を支えてきたあらゆる分野の施策を縮小・廃止しました。その結果、積立基金の現在高は約 978 億円（今年 9 月現在）となっています。

新年度予算でも税金の使い方が問われています。新年度の予算編成方針でも「事務事業の見直しを一層強化し、財政の質を高めつつ健全性を維持し、大胆な発想で施策の新陳代謝に果敢に取り組むことを基本として編成する」としています。また、「受益者負担」「負担の公平」を理由とした公共施設の使用料の値上げなど負担増押し付けを新年度に予定していますが、地方自治体のあり方としてふさわしくないものです。更に、公共施設を 1 割程度削減する「適正配置方針」を進めようとしています。

一方で、新空港線計画と沿線まちづくり（蒲田・下丸子）を強硬に進めようとしています。コロナ禍のいまこそ、「住民の暮らしと福祉を守る」という地方自治体の原点に立った予算編成に改めることが求められています。

日本共産党区議団は、安倍・菅暴走政治を受け継ぐ岸田政権と対決し、野党や区民との共同を一層広げて、地域・職場にも憲法が生かされる社会をめざしてがんばりぬく決意です。

また、大企業・ゼネコン奉仕の不要不急の大規模開発ではなく、保育園待機児ゼロ、特養ホーム待機者ゼロ、75 歳以上の高齢者医療費ゼロ等をはじめ、新自由主義を終わらせ、コロナ対策から学んだ保健所体制の強化などケアに強い大田区、気候危機打開、防災まちづくり、ジェンダー平等、住まい・子育て・教育の安心等、区民のいのち・暮らし、営業を守るために、予算の重点を切り替えるよう求めます。

2022 年度予算編成にあたり以下の項目の実現を強く要望するものです。速やかな回答を求めます。

予算要望	432 項目
★ 重点	44 項目
☆ 新規	21 項目

(回答部)

の枠内は、大田区・区教委からの回答です（原文ママ）。
回答は 2022 年 4 月 1 日受領。

一. 新型コロナウイルス感染症対策について

- ☆★ 1. ワクチンの2回接種をしても、ブレークスルー感染が確認されるなか、海外の進んだ国では、PCR検査を大規模・頻回・無料で行い、経済・社会活動再開の道を模索しています。ワクチンの迅速接種とブースター（追加）接種体制を整えると共に、無症状感染者を早期発見・保護が重要で、感染集積地の撲滅と感染経路の追跡が行える体制強化とPCR検査体制の拡充、福祉・介護・医療・保育・教育など、人と人との接触を避けることが難しいエッセンシャルワーカーに定期的な検査を実施すること。

（健康政策部）誰一人取り残さず、希望される方へ接種を行うために、安全・安心にワクチン接種が受けられる体制を整備いたします。また、かかりつけ医のもとで安心して接種できるよう、約300か所の区内医療機関にご協力いただき、個別接種の体制を重点的に整えてまいります。集団接種会場は、10会場の開設を整備する予定です。

区においては、これまで培ってきたワクチン接種に関する知識、経験を活かし、区民の皆様にご不安や混乱が生じることなく、より丁寧かつ迅速にワクチン接種を進められるよう、全庁を挙げてワクチン接種を進めてまいります。

また、区では第5波での業務ひっ迫を受け、第6波へ向けた保健所の体制強化を図っているところです。令和4年度に向けても、会計年度任用職員の継続による事務体制維持、疫学調査や健康観察等看護師への業務委託の継続による人員確保の他、陽性者が判明した施設における接触者のPCR検査委託等の継続により、感染者の早期発見に向けた体制も確保してまいります。エッセンシャルワーカーへの検査につきましては、都の事業が開始されており、関係部局と連携してまいります。

- ★ 2. 国の休業支援の拡充・求職者支援制度や都の協力金制度は不十分なので区独自制度を創設し支援すること。

（産業経済部）新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた事業者の皆様に対し、区は、他自治体に先駆けて新型コロナウイルス対策特別資金を立ち上げ、必要な資金調達支援を23区最高水準で行ってまいりました。この特別資金における利子補給は、融資を受けた事業者の皆様が負担する必要がある利子相当分を区が代わりに全額負担するという、直接的な支援制度であると考えております。このように、区は限られた財源の中で最大限の支援を行ってきており、新たな直接支援を行う考えは現在ございません。

（福祉部）大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTAにおいて、離職・休業等により住居を喪失するおそれのある生活困窮者に対し「住居確保給付金」の支給と就労支援を実施しております。

- ★ 3. 医療・介護・保育・障害者福祉などのケア労働について処遇改善を行うよう、国に求めることとともに、慰労金など大田区独自の支援を行うこと。

（福祉部）介護職員の処遇改善については、現在、全世代型社会保障構築会議において審議されているところです。区としましては、その動向を注視してまいります。また、大田区独自の支援については、令和2年度に介護サービス事業所等を対象として新型コロナウイルス感染症に要した経費を支給するサービス継続緊急支援金交付事業を実施したところであり、慰労金については実施予定はありません。

(健康政策部) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、医療従事者の負担が増大していることは認識しております。令和3年度には下記補助金により区内医療機関に対しての支援を行ってまいりました。

・「大田区新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関支援助成金」

上記助成金は、医療従事者への危険手当等に充てていただくことも可能な補助金となっております。

令和4年度についても引き続き関係機関と情報共有を行い、状況の把握をしてまいります。

(こども家庭部) 慰労金について、国は令和2年第二次補正予算計上時に、重症化リスクの高い利用者と接する介護・障害施設の職員を対象としております。

今後も国や都の動向を注視するとともに、保育施設に対しては、引き続きマスクやアルコール消毒液等の衛生資材を随時配布するなどの支援を継続してまいります。

- ★ 4. コロナウイルス感染患者を受け入れた医療機関だけではなく、区内医療機関に対して減収の補填を行うこと。

(健康政策部) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、区内医療機関の経営状況が厳しいことはいかがっております。令和3年度には下記補助金により、区内医療機関に対しての支援を行ってまいりました。

「大田区新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関支援助成金」

当該補助金は、医療従事者への危険手当等に充てていただくことも可能な補助金となっております。

令和4年度についても引き続き関係機関と情報共有を行い、状況の把握をしてまいります。

- ★ 5. 保育・学校・幼稚園・学童等へ不織布マスク・消毒薬等備品を配備すること。抗原検査キットを各家庭に配布すること。

(福祉部) 高齢福祉課では、不織布マスク、手袋等の衛生物品を希望する地域包括支援センター及び老人いこいの家、シニアステーションへ配布しております。介護保険課では、不織布マスク、手袋等の衛生物品を希望する介護サービス事業所及び施設へ配布しております。障害福祉課では、不織布マスク、手袋等の衛生物品を希望するグループホームなど施設・事業所に配布しております。

また、抗原検査キットの配布はしておりませんが、高齢者施設及び障がい者施設等の利用者等へのPCR検査経費補助事業を行っております。

(健康政策部) 区としての配備については、関係部局と連携いたします。

(こども家庭部) 保育施設に対しては、マスクやアルコール消毒液等の衛生資材を随時配付するなどの支援を行っております。あわせて、補助金を活用の上、感染防止用の備品購入に必要な経費等に充てております。

また、児童館及び放課後ひろばには、消毒薬等備品を配備しております。

限りある財源の中、より緊急性の高い施策から優先して実施してまいります。現状において、抗原検査キットを各家庭に配布する予定はございません。引き続き、子どもを安心して育てることができる環境整備を進めてまいります。

(教育総務部) 区立小・中学校については、各学校が感染症対策用の各種物品を購入するために必要な費用を予算に計上しております。また、抗原検査キットについてはその特性として、

有症状者に対して適切に使用した場合に有用とされております。風邪等の症状が見られる場合には「大田区立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づき、原則として自宅で休養することとなっており、必要に応じて医療機関への受診を促すこととしておりますので、キットの各家庭の配布について行う予定はございません。

幼稚園については、令和3年度は、私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金の交付により、各園で必要な物品の購入を支援しました。令和4年度は、感染症拡大の状況を踏まえ対応してまいります。

- ★ 6. ひとり親家庭など、子育て世帯の保護者が陽性者になった時の受け入れ先の確保をするなど対策を講じること。

(健康政策部) 保護者が陽性になった場合はその状況に応じて児童相談所による一時保護の制度も使用し、引き続き関係部局と連携し対応してまいります。

二. 区民の命と財産を守る防災対策のために

- ★ 1. 区の地域防災計画は、区民の命と生活を守るために自治体の責務である公助を基本にすること。

(総務部) 大田区地域防災計画は、区及び防災関係機関の「公助」とともに、区民と地域が自らの責任で行う「自助」「共助」の連携によって、総合防災力を高めることとしております。

- ☆ 2. 地域防災計画の修正作業を実施しているが、障害者や高齢者等避難行動要支援者の個別避難計画を早期に策定すること。

(地域力推進部、福祉部) 個別避難計画については、災害対策基本法が令和3年5月に改正されたことに伴い、自治体での作成が努力義務化されました。

区が優先的に作成を支援する計画については、大田区地域防災計画において、居住地域の災害時における危険度の高さや避難行動要支援者本人の心身の状況等に応じて順次作成し、概ね令和6年度中を目途に作成すると定めております。

- ☆★ 3. 避難所について、ジェンダー平等の視点に立った運営を行うこと。

男女共同参画の視点による防災の考え方については、大田区男女平等推進センター「エセナおおた」において、防災に係る講座や展示を実施し啓発しております。

(総務部) 上記の内容を参考に、避難所運営への反映に努めてまいります。

(地域力推進部) 避難所の運営においては、上記の内容を参考にするとともに、各学校防災活動拠点が協力体制を築けるよう引き続き区がその活動を支援し、差別や偏見などがなく、多様な視点を反映した避難所運営に努めてまいります。

- 4. 津波避難ビル協定は、臨海部・河川周辺地域は不十分である。引き続き取り組みを強めること。協定のできた避難ビルを関係者周囲に周知すること。

(総務部) 都が津波の被害想定を発表した平成24年度から大田区では津波避難ビル指定の取組を進めてまいりました。

今年度(令和3年度)においては、既に締結している東京スーパーエコタウン協議会城南地区との協定に新たに1社追加いたしました。また、東海地区内で初めて、物流センターと新たに協定を締結しました。このように拡充した津波一時避難施設については、大田区地域防災計画(資料編)や大田区ハザードマップ(震災編)に反映し、周知してまいります。

津波による浸水想定地区では、概ね400m圏内に1か所以上の避難施設を指定済みで、避難者

の収容に必要な面積も確保しているものと考えておりますが、引き続き一時避難施設の確保に努めてまいります。

5. 液状化対策は、個人の責任にせず補助金の創設等、具体的な施策を区の責任で進めること。

(まちづくり推進部) 地盤の液状化対策は、建物を設計する際に個々の地盤状況や建物の規模などに応じて設計士や建主の責任において対策していただくものと考えております。そのため、区民の皆様にも、その土地が液状化の可能性のあるかなどの情報を広く公表し相談に対応しております。

6. 耐震改修工事の助成額・限度額の引き上げを行うこと。また、部分改修についても助成対象にすること。

(まちづくり推進部) 首都直下地震の際に家屋の倒壊を防ぐには、部分改修ではなく耐震改修により現行の耐震基準である構造耐震指標 $I_w1.0$ 値以上を満たすことが重要であり、耐震診断の結果 I_w 値 1.0 未満に診断された家屋について、倒壊の危険性が低いとされる I_w 値 1.0 以上に引き上げることを助成条件としております。引き続き現行の制度を積極的に普及啓発し、倒れないまちづくりを進めてまいります。

7. 非木造建築物の耐震改修工事(分譲マンション、賃貸マンション、その他の建築物)の限度額を引き上げ、助成割合を3分の2に引き上げること。

(まちづくり推進部) 区内の耐震化を推進するため、分譲マンションについては平成26年度に改修工事助成額をこれまでの3倍である3,000万円に拡充する等の制度改正を行いました。分譲マンション・賃貸マンション等の非木造建築物の耐震改修工事は、区分所有者や借入人等関係者が多く様々な課題があり事前の相談業務が重要になります。分譲マンション向けにはアドバイザー派遣制度を活用している他、賃貸マンションでは職員による個別相談に応じております。引き続き、助成制度の啓発とともに個別の相談に応じ、耐震化につなげてまいります。

- ★ 8. 家具転倒防止金具、感震ブレーカー、火災警報器の設置は、地域的に整備されることが地域の防災力向上に資するので、まず早急に全ての高齢者、障害者世帯に設置すること。

(総務部) 家具転倒防止器具及び感震ブレーカー、火災警報器の取り付けは、自らの生命を自身が守る自助の防災対策であると考えております。ただし、自分での取付が困難な高齢者や障がいのある方に対しては、一定の要件のもとで、区が一部器具等の支給及び取り付けを実施しております。

区では、器具等の設置が進むよう、あっせん事業にも取り組んでおり、引き続き、これらの重要性を啓発してまいります。

- ☆ 9. 品川区のようにコミュニティ FM 放送局の設置を支援し、防災無線が聞こえづらい地域や高齢者の世帯に防災ラジオを支給すること。

(総務部) 防災ラジオによる情報発信については、調査研究が必要なものと考えております。なお、区では、プッシュ型の情報伝達手段として、区民安全・安心メールやツイッター、緊急速報メール(エリアメール)、防災アプリなどを実施しております。

10. 防災教育や訓練の際、全ての障害者など災害時要配慮者も参加できるよう人員配置など施策を進めること。

(総務部) 防災危機管理課主催の講習会等(要配慮者の支援を考える講習会、防災講習会等)では、要約筆記者や手話通訳者による障害者支援に取り組んでおります。

また、自立支援協議会、知的障がい者の育成会を対象としたマイ・タイムライン講習会を実施するとともに、総合防災訓練への参加・協力をいただいております。

- ★ 11. 大災害時に備え、区内在住職員の比率を高めるために全体の奉仕者である職員の意識向上のための計画を明確にし、進めること。

(総務部) 引き続き、新規採用職員を中心に遠隔地在住職員へ優先的に職員住宅を提供し、区内在住職員の比率を高めてまいります。

12. 大田区が契約をしている全ての指定管理者と災害時協力契約を結ぶこと。

(総務部) 指定管理者との災害時の取り決めについては、施設の災害時における使用目的等に応じ、各所管部局にて、協定や契約の必要性について判断をしております。

13. 台風やゲリラ豪雨による浸水被害の防止策を促進し、浸水被害の発生が予想される地域には防災無線や広報車、防災アプリなども活用するなど、住民・区民に情報提供を徹底すること。また防水板設置と半地下住宅へのポンプ購入に助成すること。

(総務部) 区では、区民へ区民安全・安心メール、ツイッター、防災行政無線、緊急速報メール(エリアメール)、防災ポータル・アプリ等を通じて情報発信を行っているところです。

区から発信した情報をより多くの方に収集していただけるよう、また、ハザードマップを踏まえ自助の取組を進めていただくよう引き続き普及啓発に努めてまいります。

14. 浸水被害予想地域については、下水道は毎時 75mm の降雨量への対応では不十分なので、早急に毎時 100mm の降雨量に対応するよう都に求めること。

(都市基盤整備部) 東京都下水道局では、浸水被害が発生した上池台地区を時間 75 ミリの降雨に対応できる対策地区に指定し、浸水対策を進めております。

近年頻発する局所的な集中豪雨を踏まえ、区では、今後も継続して、区民への普及啓発に努めるとともに、東京都には各種会議体を通じて、浸水被害軽減のための治水対策を求めてまいります。

15. がけ崩れなど災害から区民の命を守るため、がけ等整備工事助成制度の限度額を引き上げ、助成割合を更に引き上げること。

(まちづくり推進部) 民間施設の改修工事は、個人資産の形成に資する部分があり、自助により行うのが原則となります。一方で、大雨等によりがけが崩落した場合、周囲を巻き込み大きな災害になることから、改修費用の一部を公費で助成する制度を設けております。

規模の大きながけの所有者からは、改修に高額な費用を要するとの声をいただき、平成 29 年度からがけの規模に応じ最大助成額を 300 万円から 600 万円に引き上げました。

引き続き、区民のニーズにあわせた制度の改善に努めてまいります。

16. 被害想定に応じた区の学校備蓄倉庫の食料備蓄量及び必要な物品の種類を増大や、本庁舎・四地域庁舎・出張所など公共施設・民間マンションなど備蓄倉庫を増やし、被災者への十分な備蓄品の確保を目指し、更に進めること。

(総務部) 毛布や非常食糧については、東京都の被害想定に基づく想定数分の備蓄を平成 28 年度に完了しております。その他、段ボールベッドや自動ラップ式トイレ、間仕切り等の新型コロナウイルス感染症対策の物品といった備蓄品も資機材についても、車いす対応用プライベートテントを配備する等、充実させてきております。

このほか、公共施設の建設や建替え、民間による大規模開発などの際に、備蓄倉庫が不足し

ている地域での倉庫の設置を働きかけ、備蓄の充実を図ってまいります。

現在、大田区開発指導要綱の改正（平成 29 年 4 月 1 日施行）に伴い、一定規模以上の集団住宅に、備蓄倉庫設置の義務付け規定を設けたことで、実際に備蓄倉庫の設置が行われるなどの効果も現れております。

引き続き、災害時の備蓄推進に努めてまいります。

17. 全ての区民施設における備蓄は正職員だけでなく非常勤・臨時職員・会計年度任用職員分を確保すること。

（総務部）区職員の災害時における非常用食糧については、災害対応を行う職員分を前提としているため、非常勤等を除いた人数の 3 日分を購入し、各所属ごとに保管しております。

18. 津波避難ビル協定にならぬ、台風や大雨の場合の垂直避難を推進すること。

（総務部）風水害対策の垂直避難は最終手段であり、早期の水平避難を基本に普及啓発してまいります。

19. 被害住民の状況を迅速に調査するとともに、適切な救済措置・公的支援を行うこと。

（総務部）台風で被災された方への支援等につきましては、災害救助法等に基づき全庁体制で適切に対応しております。

20. 小規模災害見舞金は認められていない床下浸水等をも対象にし、大田区で拡充すること。中野区、台東区では支援されています。

（地域力推進部）小規模災害の援助措置要綱により見舞金の支給基準を決めております。比較的軽度な被害の場合の見舞金支給は厳しい状況にあります。近隣区の状況も踏まえて調査・研究してまいります。

21. 被災後に自宅に留まることができる場合、留まることを区は推奨しているため、自宅に留まった区民に対する現物支給品の充実を図ること。

（総務部）区は災害時、自宅を失った方が避難所で生活をする際に最低限必要となる物資（食糧、毛布、衛生用品等）を備えており、必要に応じた支給ができるよう備蓄品の整備を進めてまいります。

22. 地域防災力強化を進めるための市民消火隊への助成金を増額し、制服等の備品を定期的に支給できるよう支援を強化すること。

（総務部）市民消火隊には、結成時に C 級ポンプの配備と個人装備品の支給を実施しております。また、毎年、年間 110,000 円の助成金と訓練 1 回につき 3,000 円の特別助成金を支給しております。

平成 28 年度からは、市民消火隊の C 級ポンプの買い替え時に取り扱い易い 4 ストロークエンジンのポンプに更新しております。

今後も当該助成制度による助成を継続していくほか、C 級ポンプの定期的な更新により支援をしてまいります。

また、各市民消火隊の制服等の備品については、結成時に個人装備品の支給をしており、以降は助成金により必要な装備品を購入できる制度を構築しておりますので、当該制度を活用していただきたいと思います。

23. 大田区開発指導要綱第 9 条に基づいて防火水槽を設置する際、助成をすること。民間マンション業者等に建設の際に防火水槽の設置を義務付け助成をすること。

(総務部) 防火水槽については「大田区開発指導要綱」第9条に基づき設置を定めており、その際は管轄の消防署との協議をお願いしております。区といたしましては、防火水槽の設置助成は考えておりませんが、引き続き消防水利の充足に努めてまいります。

24. 4 地域庁舎管内ごとに東糀谷防災公園のような防災公園を設置の検討ではなく計画を作り設置すること。

(都市基盤整備部) 防災に関する施設は、大田区地域防災計画に基づき計画的に設置しております。東糀谷防災公園のような防災公園につきましては、現在新たに設置する計画はございません。

25. 広域避難場所の指定について、多摩川河川敷（指定解除された六郷橋一帯以外）、羽田空港は変更するよう都に再度求めること。

(総務部) 避難場所の指定は、都条例に基づき都知事が指定しております。平成25年度に津波被害の想定が懸念される場所についての見直しを実施され、多摩川河川敷六郷橋一帯やふるさとの浜辺公園が指定から解除されました。この見直しでは、平成24年度に発表された「東京都の被害想定」や「第7回地震に関する地域危険度測定調査報告書」で、想定される津波による浸水や液状化被害について東京都避難場所連絡協議会において十分検討された結果、指定されたものです。

また、東京国際空港天空橋周辺については、平成30年度に東京都が避難場所等の指定見直しをした際も、津波や液状化の被害を改めて検討した結果、再度指定していることから、避難場所として活用できるものと考えております。

26. 災害時の要配慮者の支援体制の整備について

- ① 医療・介護・障害者・妊産婦などの災害時要配慮者専用の避難所の整備を進めているが、更に拡充すること。要配慮者が避難所から福祉避難所に移動するのは困難である。直接福祉避難所に行けるような体制を早急に整備すること。

(総務部) 地域防災計画では、第2部第9編で要配慮者及び避難行動要支援者対策について定めております。福祉部や特別出張所と連携を図るとともに、障がい者団体や区内各関係団体・機関などからのご意見を頂戴しながら推進してまいります。

(福祉部) 要配慮者に対しては、福祉避難所のほか、区立小・中学校等に開設される避難所に要配慮者スペースを設置し、一般の避難スペースで避難生活を送ることが困難な方に過ごしていただきます。

また、進行型の台風など、事前に予測できる災害に対しては、すでに、指定避難所の開設と同時に福祉避難所を開設できるよう取り組んでおります。

- ② 災害時要配慮者・避難行動要支援者の支援体制について、町会・自治会や福祉事業者任せにせず、区の責任を明確にし、早期に個別避難計画を作成し、避難できる体制を整備すること。

(総務部) 地域防災計画では、第2部第9編で要配慮者及び避難行動要支援者対策について定めております。福祉部や特別出張所と連携を図るとともに、障がい者団体や区内各関係団体・機関などからのご意見を頂戴しながら推進してまいります。

(福祉部) 個別避難計画は、区が主体的に作成を進めてまいります。計画を実効性のあるものとするために、町会・自治会や福祉事業者等、地域の皆様との連携のための連絡会の設置を進めてまいります。

- ③ 全ての避難所に、聴覚障害者情報受信装置（アイドラゴン）、テレビ電話、光る筆談ボード、アンブルボード、障害者と分かるようにビブスも用意すること。障害当事者に確認するなど、全ての障害者に対応できるようにすること。

（総務部）障がい者の方とのコミュニケーションツールにつきましては、その機能性等を検証したうえで検討をしております。

（福祉部）障がいのある者の方を対象としたコミュニケーションツールにつきましては、コミュニケーションバンダナ、コミュニケーションボード、筆談ボードを配備しておりますが、その他につきましては機能性及び障がいのある方の意向等を検証したうえで検討をしております。

また、災害時には区立小・中学校等に開設される避難所全てに要配慮者スペースを設置し、そちらには職員を配置いたします。伝える必要のある情報については、職員がコミュニケーションツール等を活用するなどして、逐次お知らせできる体制を整えております。

- ④ 災害時に支障を来さないよう、また防災意識を高めるよう、障害のある方への防災グッズを普及・支援し、健常者に周知・広報すること。

（総務部）区では、東京都葛飾福祉工場に協力をいただき防災用品のあっせんを行っており、区役所で行う防災週間フェア等においてあっせん品の展示・販売も行っております。引き続き区民への普及啓発を推進しております。

（福祉部）《福祉管理課》区では、大田区商店街連合会に協力をいただき防災用品のあっせんを行っており、区役所で行う防災週間フェア等においてあっせん品の展示・販売も行っております。また、大田区自立支援協議会防災・あんしん部会と連携し、そこで作成したヘルプカードを各地域福祉課等で障がいのある方に配布しているほか、地域で実施している防災訓練等の防災講話等においても普及啓発を行っております。

（福祉部）《障がい者総合サポートセンター》訓練等を通じ、備蓄している防災グッズを展示するなど、障がいのある方の防災意識を高めるよう取り組んでおります。

学校避難所にはコミュニケーションバンダナ、コミュニケーションボード、筆談ボードを配備しており、各地域で実施している学校防災活動拠点の訓練にて紹介するとともにそれらを活用した訓練も実施しております。

今後もこれらの事業・訓練等を通じ普及啓発を図っております。

- ⑤ 区は在宅酸素、人工呼吸器、医療介護機器の使用者を把握し、機器の非常用電源を自宅に確保するための助成をすること。

（福祉部）災害時に備え、在宅における人工呼吸器使用者等については訪問看護ステーションなどを通じて把握に努めております。なお、区では災害時の電源確保のため各地域庁舎に発電機を配備しており、さらに、令和2年度には発電機1台と貸出用として蓄電器1台を追加配備いたしました。

また、自宅における非常用電源については、東京都が在宅人工呼吸器使用難病患者に対し医療機関を通じて発電機や無停電装置の無償貸与を行う事業を実施しており、区としては当該事業を紹介するパンフレットを作成し、ご本人及び訪問看護ステーション等関係機関に配付することで周知を図っております。

- ⑥ 医療機関が発電機を購入するため、東京都の助成制度を復活させるよう求め、区独自でも支

援すること。

(健康政策部)「災害拠点病院等自家発電設備等強化事業に関する補助金交付要綱」を東京都は平成 31 年 3 月 29 日に施行しており、災害拠点病院及び災害拠点連携病院が設置する自家発電設備等の強化に要する経費を補助しております。

区内の災害拠点病院及び災害拠点連携病院に東京都の要綱を周知してまいります。

27. 危険なブロック塀の改修助成対象が、昨年度から通学路・特定指定道路に変更されたが、対象を元に戻し助成額増額で改修が進むように区が支援すること。対象を法人に拡充すること。

(まちづくり推進部) ブロック塀等改修助成制度は、当初、大阪府北部地震を受けた緊急対策として、期限を令和 2 年度までとし、制度を開始いたしました。導入時より、通学路沿いの塀の緊急点検結果に基づき、所有者へ改修を働きかけてまいりました。

令和 2 年度からは、通学路沿いの塀の改修を強力に進めるため、助成額・助成率の拡充とともに、法人も対象に加えるなど、新たな制度として開始しております。

引き続き、通学路沿いの危険な塀の改修が進むよう、劣化等のある塀の所有者に拡充した助成制度の利用を働きかけてまいります。

28. 放射能汚染から子どもの健康を守るため、東京電力が起こした福島原発事故による年 1 回の体内被曝調査を行うこと。相談窓口設置、健康診断など、いつでも対応できるようにすること。

(健康政策部) 現在、福島産の農作物は検査されて市場に出回っており、また区内学校給食・保育園給食では調理済み給食について検査を実施しているところですが、特に測定値に異常はありません。

そのような中で体内被曝調査については集団健診の必要性は低いため、実施は考えておりません。

一方、健康相談については現在も相談をお受けしております。

三. 不況を打開し、地域経済を守り、区内商工業の営業を守るために

- ★ 1. コロナ禍の下で苦境に立っている区内ものづくり技術を守るため、区内中小企業を区がかつて位置づけていたように広い意味での公共財として位置づけること。「あたかも公共財」とは匠の技をどの企業も活用して発注して活用できる技術で大企業のように自分で持っていて、他には使わせない技術とは異なるという大田区の特徴です。各々の項目の予算規模を抜本的に強化する中で産業の集積を維持・発展させる施策を進めること。

(産業経済部) 区は大田区産業ビジョンの中で、大田区の産業について「あたかも『公共財』のような機能を担ってきた」と表現していますが、これは大田区産業の特色を形容する表現に過ぎず、区内中小企業を公共財と位置付けたものではありません。区内中小企業は私企業であり、公共の共有財産とみなすことはできません。

コロナ禍での緊急経済対策を始め、区では産業集積の維持・発展のための施策を適宜・適切に実行しております。

- ★ 2. 羽田空港跡地第 1 ゾーン整備事業は国家戦略特区による「もっとも外国企業が活動しやすく、利益を上げられるための規制緩和」が特徴です。大企業応援から中小企業の支援に見直すこと。

(産業経済部、空港まちづくり本部) 羽田イノベーションシティでは、モビリティやロボティクスなどの先端分野の企業と区内企業とのビジネスマッチングの機会を提供するなど、まちの

発展だけでなく、区内への波及創出にも取り組んでおります。引き続き、区内経済の活性化等に資する取組を推進してまいります。

- ★ 3. 消費税の10%への増税に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響は区内商工業に致命的な打撃を与えているので、地域経済を支える区内産業の詳細な調査を行うこと。また、消費税を緊急に5%に減税することを政府に求めること。

(企画経営部) 区は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、区内の景気動向をしっかりと注視しながら、引き続き区民の皆様の暮らしを第一に考えた区政運営を行ってまいります。

(産業経済部) 区は令和2年度、新型コロナウイルス感染症の拡大が区内産業に与えている影響を把握して、今後の適切な支援につなげることを目的に、緊急対応として影響調査を3度にわたり実施しております。

また、消費税は国税であり、地方消費税は都道府県税であることから、徴税及び控除等の制度運用に対し、基礎自治体である区が減税を求める立場ではないと理解しております。

- ★ 4. 区内産業実態調査を基に大田区産業振興構想を策定すること。

(産業経済部) コロナ禍の影響調査等も踏まえた、新たな時代の産業振興構想の策定に向け、多様な経済変化による区内産業への影響把握を行うとともに、国や東京都が実施する経済支援策とも適切な連携・役割分担を図りながら、支援に努めてまいります。

5. 研究開発企業等拠点整備助成事業では区内中小企業の高い技術とネットワークを守ることができない。区は下町ボブスレーを評価しているが、自然再生エネルギー、農業、医療、防災、福祉、教育等あらゆる分野で「仲間回し」の特徴という大田区のものづくりを活かすために、異業種が集まり試作や試験に適した共同で開発する工場であるプロトタイプ型の工場を支援すること。

(産業経済部) 仲間まわし等、区内企業の特性を踏まえ、今後もコネクターループ企業を中心とした新たなネットワークの構築や、市場を開拓しようとする企業や企業グループに対して、引き続き適切な支援を行ってまいります。

6. 住宅リフォーム助成制度は不況克服に最も効果ある事業のひとつです。助成率と限度額を30%・100万円へ引き上げること。希望者全員が助成を受けられるように予算を大幅に増額すること。より幅広い広報宣伝活動をつよめること。コロナ禍における新しい生活様式に対応するための工事を引き続き助成対象とすること。また、気候変動に対応した工事も対象に加えること。

(まちづくり推進部) 助成率と限度額の引上げは考えておりませんが、令和3年度にコロナ禍における「新しい生活様式」に対応する工事を助成対象とし、予算額を引き上げました。

今後も、区報やホームページにより、広報活動に取り組んでまいります

7. 繁盛店創出事業を、トイレ・空調・調理器具・什器等のリフォームにも適用できるよう大幅に拡充し、専門家による条件としないことも含む事業にすること。

(産業経済部) 繁盛店創出事業は課題に即した専門家の診断及び申請内容の審査によって助成対象を決定することにより、効果の高い事業として、運用・実施しております。

派遣する専門家は商店経営に知見を有し、多角的に店舗を診断して、効果的に集客力を高めるための改善案を提案しております。内外装のリフォーム、コンセプトに基づいた備品、広告宣伝等の他、オペレーションや人材育成、市場分析、販売戦略等の助成金交付対象以外の改善

も提案するなど、より一層効果的な助成制度となるよう、既に事業に取り組んでおります。

8. 区内中小・零細企業の50%は借家であり、区は経営支援のために、東糶谷六丁目工場アパートの家賃助成を期限付きで行っている。東糶谷六丁目工場アパートだけでは不公平なので、公平にするためにも東糶谷六丁目工場アパートと同様の経営支援をすること。

(産業経済部) 東糶谷六丁目工場アパートの設置目的は、操業環境の整備を図り、もって高付加価値を生み出すものづくり産業の集積、維持及び発展並びに地域産業の活性化に寄与することにあります。使用料は条例で規定しており、家賃助成は実施しておりません。区内中小企業への経営支援につきましては、(公財)大田区産業振興協会でビジネスサポートをはじめとした様々なメニューにより実施を実施しております。

9. 工場アパートの家賃を値下げし、区内の操業環境を守ること。

(産業経済部) 工場アパート使用料については、周辺の家賃相場とも比較検討の上、条例で規定しております。値下げは考えておりません。

10. コロナ禍の中で、大田区は融資の利子補給を行ったが、借りたくても借りられない中小企業も救済する必要がある。それは仲間回しを維持する目的です。以前の経営革新緊急支援事業と同趣旨の国や都の設備投資関係の補助制度は、対象規模が異なり資本金3億円以下とか従業員300名以下などの中小企業が対象であり、3人以下の零細企業が中心の大田区の企業には活用できず、利用件数も減っており、使いにくい制度となっている。多くの区内中小・零細企業が利用できる制度が求められます。経営革新緊急支援事業を復活し、機械のリース代、休業補償等固定費補助等にも適用すること。

(産業経済部) 設備投資助成については、国及び東京都において同趣旨の設備投資関係の補助制度が実施され、補助率や上限額が以前の経営革新緊急支援事業よりも高率または高額であり、中小零細企業も対象であることから、コロナ禍の中において充実した制度であると考えております。そのため、区独自で設備投資助成を導入する予定はございません。

11. 区が債務保証していた経営支援資金、小規模企業特別事業資金は、融資後すぐ破綻しないよう中小企業診断士を活用すること。全国から注目されてきた制度で、区内中小企業・業者の最後の命綱という目的に沿って復活すること。

(産業経済部) 区損失補償付融資あっせん制度につきましては、申込み件数の減少や、公費を使って会社(個人)の債務を負担することの是非、東京23区はもとより近隣自治体においても、同様の制度は実施していないことなど総合的に判断して廃止したものです。

12. 責任共有制度は金融機関が地域貢献を果たすふさわしい役割を放棄させるもので撤回することを国に求めること。また撤回されるまでは区内中小企業負担分を区が支援し保障すること。削減された100%保証の信用保証料助成の復活と利率引下げを行うこと。年末に特別な時期に別枠の融資を受けられる特別な対策をとること。

(産業経済部) 責任共有制度は、金融機関に責任ある融資とリスク負担を求めるものです。一方、100%保証の制度枠もありますので、これらの制度を含めて周知を図ってまいります。保証料補助は、「公害防止やアスベスト対策に要する資金」など、事業者の責任において行うものを補助する意味から、一部の資金のみの取り扱いとさせていただいております。なお、東京都との連携により、東京都の制度を併せて利用した場合、保証料の一部が都から補助されますので、この制度の周知を積極的に図ってまいります。

平成 29 年度に、名目利率が 2.0%のメニューにつきまして、0.2%引き下げ、1.8%とし現在も継続中です。利率につきましては、社会情勢や経営環境等の状況をみながら随時見直しを行っております。

また、年末に限らず売り上げが減少した中小事業者・小規模企業者の資金繰り対策として、「経営強化資金」を通年であっせんしておりますのでご利用いただけます。今後も、必要性を判断した上で効果的な取組を行いたいと考えております。

13. 新製品・新技術開発支援事業については、会社規模をいくつかに分けて募集し、1社で開発した災害復旧の「すくいの手」から数十社で取り組んだ「ボブスレー」まで、段階的な助成条件をつくるなど助言する職員を増やし、大幅に予算を増額すること。

(産業経済部) 区内製造業の集積を維持・発展するためには、限られた経営資源を最大限に活かしつつ、付加価値の高いものづくりを実現していくことが不可欠です。

(公財) 大田区産業振興協会の新製品・新技術開発支援事業では、①新製品・新技術開発支援事業補助金の交付②開発した優秀な製品・技術の表彰と販路拡大支援等を行っております。

なかでも補助金の交付に関しましては令和 2 年度には製品開発前の市場調査への支援を対象とした「トライアル助成」を新設いたしました。令和 4 年度は厳しい財政状況であることから増額は困難ですが、より多くの区内企業に積極的な製品開発に向かう姿勢を醸成していただくべく、当助成金の周知に努めてまいります。

14. SDGs・グリーンリカバリーの立場からも原発・火力発電に頼らない再生可能エネルギー関連の技術開発を大田区から進めるため、大田区の基幹産業となるよう、新製品・新技術開発支援事業とは別の再生可能エネルギー技術開発（小水力・風力・地熱など）に特化した新たな助成制度を創設し、必要なプロジェクトの立ち上げや実用化まで援助すること。

(産業経済部) 再生可能エネルギー技術開発を含め様々な分野での製品・技術開発を促せるよう「新製品・新技術開発支援事業」の中で、引き続き支援してまいります。

15. 現在の新製品・新技術開発支援事業予算のスタートアップ事業は予算を増やし、全ての応募者を受け入れること。

(産業経済部) (公財) 大田区産業振興協会では、来所するスタートアップ企業に対しては相談内容を傾聴し、適時適切に各支援窓口につなぐなどのサポートを行っております。また、新しいビジネスモデルを構築し、市場を開拓していくスタートアップ企業が有する付加価値の高い案件の獲得を区内に呼び込むべく、令和 3 年度からスタートアップ×大田区企業ユナイト助成を実施しております。引き続き、当助成事業を通じて、スタートアップ企業が直面する試作の困難さを大田区内で解決するとともに、大田区企業の受注増加、販路の拡大を支援してまいります。

16. 技術マッチング・販路拡大など仕事確保の拠点とするため、区内企業が製作した製品を年数回の展示会で済ませないで常設のものづくり展示場を作ること。ものづくり連携コーディネーターの増員など、ビジネスサポートサービスを拡充し、更に強力で支援する専門家体制を作ること。

(産業経済部) 年に数回実施している展示会・商談会は取引拡大に寄与することを目的に実施しております。また、HANEDA×PiO ではショーケーシング事業として区内企業の製品・商品のサンプル展示を行っております。

日々、国内外からの受注・発注相談に対応可能なものづくり連携コーディネーターを配置し、幅広く商談機会を提供しております。ビジネスサポートサービスにおいては、毎年専門員を公募して、質の向上に努めております。引き続きマッチングの精度や販路拡大支援の向上を図ってまいります。

17. 下請け二法を遵守するため、区としても独自の違法行為受付窓口を設け、日常的に中小企業庁等に届ける体制をつくること。

(産業経済部) 下請け二法については、国においてこれらの法整備と共に、様々な取組を行うことで、下請け取引の適正化を推進しております。下請け中小企業の困りごと等を聴取する取引調査員、いわゆる「下請けGメン」は、下請け中小企業への訪問調査を行っております。この他に東京都では、東京都中小企業振興公社において、下請け取引に関する苦情及び紛争についての相談・調停・あっせんを行っております。更に、(公財)大田区産業振興協会では、「ビジネスサポートサービス」により下請け中小企業からのご相談に対応するとともに、国や都の相談窓口のご紹介もしております。

18. 以前東京都が行っていた、既存企業が大いに活用していたものづくり経営革新緊急支援事業については今こそ必要です。東京都に復活を求めるとともに、大田区独自事業として行うこと。ファブレス企業や医工連携等の新産業向けの東京都地域産業活性化支援事業だけでなく、既存企業が活用できる事業にすること。

(産業経済部) 大田区では令和3年4月に「東京都地域産業活力創出支援事業(旧 地域産業活性化支援事業)」について承認され、ものづくり工場立地助成等を通じ既存の企業が活用できるようになっております。例えば、企業立地サポート業務委託事業では、企業訪問し立地に関する課題をヒアリングし、必要に応じてビジネスサポートサービス等に繋げるなど解決に向けた対応を適切に行っております。

19. 中小企業の後継者育成は、実態調査でも明らかになったように9人以下の事業所の8割が後継者がいなくて事業継承が困難と回答している。区が行っている「若者と中小製造業者マッチング事業」「おしごとナビ」や、国の行っている「訓練補助制度」を拡充するとともに青年を雇用する場合、雇用主に指導・教育・訓練、住宅費等、その他の材料費として一人年額200万円の助成を3年間行うこと。

(産業経済部) 事業承継問題は、喫緊の課題であると認識しております。(公財)大田区産業振興協会では、引き続き「若者と中小企業とのマッチング事業」、「おしごとナビ」を実施するほか、「おおたオープンファクトリー」なども活用し若者の雇用に繋げていくとともに、区が行う事業承継融資への利子補給等とも連携してまいります。

20. 区が実施している「大田の工匠による技術指導・相談事業」では、規模が小さすぎて技術承継は難しい。第一線を退いた町工場等の高度技能者の高度人材バンクを創設し、訓練施設を創設し、技術承継を図ること。

(産業経済部) 高度技能の継承については、「大田の工匠 技術・技能継承表彰事業」により蓄積された、技能継承の優れた取組について情報発信し、技術・技能継承に繋げてまいります。また、技術の継承に有用なデジタルツールの活用などについても研究を進めてまいります。

21. 区が行っている「次世代ものづくり人材育成事業」の規模の拡大に加え、六郷工科高校のデュアルシステムや、城南職業能力開発センター大田校を活かし、区内就職の機会を増やすなど、

区内中小製造業の後継者育成のための学校・保護者・区内製造業との三者交流の機会づくりを強化すること。

(産業経済部) 教育委員会との共催事業である、「ものづくり教育・学習フォーラム」等において、既に六郷工科高校に参加いただいております。こうした機会等を捉え、引き続き交流に努めてまいります。

22. 中学校の職場体験の受け入れ事業所は、仕事を止めて受け入れを実施しているので感謝の気持ちとしての謝礼品だけでなく営業保障としての経営支援をきちんと行うこと。

(教育総務部) 中学生職場体験は、様々な業種の支援をいただき実施しております。受け入れに対して、職場体験の趣旨を御理解いただき、可能な範囲での体験内容を設定いただいております。感謝の気持ちとして謝礼品を差し上げております。また、区では体験中の事故に関する損害賠償保険に加入し、万一の場合にも受入事業所へご負担をかけることがないよう、備えております。

なお、産業経済部と(一社)大田工業連合会が連携して実施している「ものづくり人材育成プロジェクト」により体験を受け入れていただいたものづくり事業所に対して、職場体験の材料費、教材費、生徒を指導する従業員の人件費等の経費をお渡ししております。

23. 商店街の装飾灯は、地域の防災・安全にとって重要な役割を果たしている。省エネ化のための装飾灯のLED化は、全額助成となるよう区の負担割合を引き上げること。

(産業経済部) 商店街装飾灯のLED化に関しては、都の実施している「東京都政策課題対応型商店街事業」で補助を行っております。区では制度利用を促すとともに、申請に必要な情報提供及び申請するためのアドバイスなども行っております。さらに平成27年度から区独自の上乗せ助成を開始し、5年間に46商店街で助成制度の利用があるところです。なお、全額助成となるような区の負担割合の引上げは考えておりません。

24. 所得税法第56条について「男女共同参画基本計画」の閣議決定で自営業者等の項目で女性の家族従事者としての役割を適切に評価と提起したが、男女同権に反し、中小企業の存続を脅かす事態となっている56条の廃止を求める意見書を国に提出すること。

(区民部) 所得税法第56条の規定の目的は、従来の同居親族合算の制度を廃止いたしまして、個人単位の課税制度が採用されたときに、所得税は累進課税を採用していますので、所得の分散等個人単位課税制度を利用した租税回避を防ぐためにこの規定が設けられたものと理解しております。

また、平成23年度税制改正大綱において、白色申告者の記録水準が向上した場合における現行専従者控除について、その専従者の実態等を踏まえた見直しの在り方を検討することとされております。

区といたしましては、国税における検討結果が、地方税法における取扱いにも反映されることから、今後の国の動向を注視していきたいと考えております。

25. 商店街お休み処を継続できるよう、商店街コミュニティ活性化事業補助金交付要綱を見直し、増額すること。

(産業経済部) 補助につきましては令和3年度で終了となりますが、区は、商店街からお休み処も含めた会の運営等に関するご相談がある際は、引き続き対応いたします。

26. 無秩序な大型小売店の進出で商店街は大きな影響を受けている。情報提供だけでなく、大型店

影響調査を行なう等、区独自の規制条例をつくること。

(産業経済部) 大型店の進出に伴う商店街や地域住民への影響については、届出の内容により、関連部局や大田区商店街連合会に情報提供を行う等、引き続き関連部局や関係団体と連携して対応してまいります。

27. 特養ホームが、近隣の商店街から物品・食材購入をほとんどしなくなった。区立特養だけでなく、民間特養にも区内商店街振興のために、購入を促進するよう区が対策をとること。

(福祉部) 区立特別養護老人ホームの食材購入については、区内産業振興の観点から、従前より大田区商業協同組合からの購入を働きかけ、協力を得ております。

民立の特別養護老人ホームについては、事業を運営する社会福祉法人の特徴や独自性を生かした施設運営を尊重する観点から、社会福祉法人の判断に委ねております。

28. 買い物難民解消のため、商店会に対して行っている高齢者への宅配事業等への支援を個店や移動販売車にも拡充すること。

(産業経済部) 宅配及び移動販売等への支援については、(公財) 東京都中小企業振興公社が飲食業者を対象にテイクアウト・宅配・移動販売を始める方への支援を行う「業態転換支援」がございます。

このほか(公財) 大田区産業振興協会では、個店を対象とする「繁盛店創出事業」による支援があります。具体的には、新サービス開発にかかるコンサル等の費用や広告制作・発送費用が助成金の対象となると考えられます。

29. 区内で銭湯の廃業が加速しているため、銭湯が全くない地域が広範にある。公衆衛生の観点からも対策を講じるとともに、助成を強め、これ以上の廃業がないよう支援を強めること。必要に応じ公共の銭湯を作ること。

(産業経済部) 令和4年3月25日現在、区内には35軒(休業中1軒含む)の銭湯があり、区内では最多です。

区では銭湯に対し、基幹設備の更新、メンテナンスにかかる費用への一部助成、イベント等利用者促進にかかる助成など各種対策を講じております。

銭湯は公衆衛生の維持、住民の健康増進を図る場として、また和文化の象徴として大切な資源です。

これからも引き続き各助成を通じて転廃業を少しでも防止するとともに銭湯の経営環境の向上に取り組んでまいります。

- ☆★ 30. 2023年度に導入されるインボイス制度については、区内事業者がこれ以上の税負担が増えないよう、国に対して反対の意思表示を示すとともに、区として対応のための相談窓口の開設や、シルバー人材センターの会員の負担が増えないようにすること。

(産業経済部) 国への意思表示につきましては、13番〔区議団注：三章 3.〕で回答したとおり、基礎自治体である区が意思を示す立場ではないと理解しております。

区といたしましては、インボイス制度が今後、導入予定であることの周知徹底や、登録が必要となる事業者へのサポートの充実などを必要に応じて国に求めていくとともに、区内産業団体等と連携した情報提供などに努めてまいります。

(福祉部) インボイス制度による、会員の負担や大田区シルバー人材センターの運営等への影響も含め、国レベルの公益社団法人「全国シルバー人材センター事業協会」や、都道府県レベ

ルの公益財団法人東京しごと財団「東京都シルバー人材センター連合」等の状況を注視してまいります。

四. 区内で働く人の生活を守るために

- ★ 1. 東京都労働相談情報センター大崎事務所は労働相談で大きな役割を果たしている。区としても国や都任せにせず、他自治体で行っているように労働相談会を定期的に設けること。

(産業経済部) 東京都労働相談情報センターが実施している各種労働セミナーやハローワークが実施する就職面接会等の事業については、区の共催事業として承認し、連携しながら労働者支援に努めております。

引き続き、区は国や東京都との役割分担の下、必要な支援を実施してまいります。

2. 青年の労働条件の改善のためポケット労働法を区政情報コーナーの閲覧用・貸出用で配置するだけでなく、中学校卒業時に全員配布すること。特別出張所をはじめ可能な区施設でも頒布すること。

(総務部) 若年者の労働条件の改善や就業支援等につきましては、東京都の労働相談情報センターや東京しごとセンター等の事業によりその対応が図られており、必要に応じて相談者に御案内しております。ポケット労働法につきましては、発行元である東京都から毎年取り寄せている最新版を、区政情報コーナーに閲覧用・貸出用として配置しております。

また、ポケット労働法を掲載している、東京都が管理するホームページ「TOKYO はたらくネット」へのリンクが区のホームページにあります。

3. 足立区や世田谷区のように若者支援課を設置し、大田区独自で 39 歳までの失業者数を把握し、若年層の雇用の総合的支援を行うこと。

(企画経営部) 若年層を取り巻く課題は、雇用面、収入面、住まいの確保など多岐にわたっております。これらの多様な課題に迅速かつ適切に対応するためには、若年層を総合的に支援する必要があると考えます。

現在、区ではハローワークと連携した就労支援や、JOBOTA を活用した生活再建支援等により、経済的な課題を持つ若年層をサポートしております。引き続き、庁内の関係各課はもちろんのこと、関係機関とも連携・協力して、雇用を含めた若年層の総合的支援を進めてまいります。

(地域力推進部) 社会経済情勢の急激な変動等が生じるとともに、コロナ禍において、人との交流や体験活動への参加が制限される中、子ども・若者を取り巻く環境は依然厳しい状況にあります。声を上げることのできない子ども・若者の問題が顕在化する前に分野の垣根を超えた関係部局との連携による相談支援を推進していくことが重要であると捉え、区は現在、特定の年齢や分野で途切れることのない総合的な相談支援体制の整備に取り組んでおります。

4. 労基法を無視したブラックな働き方が社会問題になっている。中学生対象に「ワークルール」について学ぶ機会をつくること。

(教育総務部) 小学6年生と中学3年生の社会科で、「労働法」を学習いたします。授業では、労働の意義と労働者の権利や労働条件の改善について学んでおります。また、キャリア教育の一環として、職業人をゲストティーチャーとして学校へ招き、働く人の話を聞く会を開催している学校もございます。今後とも様々な機会を設け、一人一人の社会的・職業的自立に向け、

必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じて、キャリア発達を促すキャリア教育を進めてまいります。

5. 区内中小企業は減少しており、独自に労働者への福利厚生を充実させるため、勤労者共済会への補助金を大幅に増額し、働きやすい大田区にすること。

(産業経済部) 勤労者共済については、区内中小企業の勤労者福祉サービスの向上を目的として、(公財)大田区産業振興協会が運営しております。現状、事業所数が伸び悩む中、大幅な公費支出の増額は考えておりません。

今後とも区内の経済効果が図れるようバランスの取れた運営を行ない、会員サービスの充実に努めていきます。

6. 中小企業の街、大田区として労働組合や社内サークルを勤労者共済会と同等に位置づけ、社会教育団体と同様に集会施設の優先予約制度や使用料減免制度を適用すること。

(総務部) 官公署及び公益団体であっても、その行事、催物が私益にわたるものである場合は、原則として減免の対象とはなりません。労働組合や社内サークルの催物は、公益のものとは認められませんので、適用はできません。

五. 全体の奉仕者としての公務労働のために

- ★ 1. 区の職員削減計画をやめ、指定管理者制度や民間への委託などの見直しを行い、保育・介護・学校・障害施設で働く職員は区が責任を持つため正規職員で対応すること。また、公共施設の適正管理のために専門職の新規採用を含めて配置を拡充すること。

(企画経営部) 区は、健全で安定した行財政運営を継続しつつ、同時に新たな行政課題に的確に対応することを目指しております。そのためには、最少の経費で最大の効果を発揮できる効果的・効率的な組織体制を構築することが必要です。大田区職員定数基本計画では、アウトソーシングやデジタル技術を活用した業務効率化などの内部努力を継続し、これにより確保した人員を優先度の高い施策に振り向け、適正な職員配置に努めることとしております。今後も、こうした取組について十分な検証を行い、その効果的な活用を進め、区民サービスの向上につなげてまいります。

2. 偽装請負などの法令違反の疑いのある窓口業務委託は中止し、職員で対応すること。

(企画経営部) 窓口業務委託につきましては、大田区アウトソーシング指針に基づき、外部への委託に際し、公権力の行使にあたる業務や政策の企画立案など区が自らの判断を要する業務の有無などを含め、委託する業務と区職員が責任をもって担う業務を明確に区分するとともに、導入の妥当性について検証しております。加えて、予算編成、決算など、あらゆる機会を捉えて、外部委託の導入の適否、導入後の検証を行い、業務の改善に向けた取組につなげているところです。

外部委託の導入後におきましても、事業責任者を通じた指揮命令を遵守し、区の考えを的確に反映できる体制を整備するとともに、定期的な検証を通じた契約内容の適切な履行を担保することとしております。

3. 2020年度から導入された「会計年度任用職員制度」は同一労働同一待遇に改善すること。

(総務部) 会計年度任用職員に係る法令及び総務省からの通知等を踏まえ、適切に対応しております。

4. 会計年度任用職員制度が導入されたが、現行の「臨時的任用職員（アルバイト）」等の不利益にならないよう、法制度上可能な限り労働条件の改善・向上をはかること。

（総務部）法改正の趣旨及び他団体の状況等を踏まえ、適切に対応しております。

5. 区はすべての非常勤職員を時給 1,500 円以上に引き上げ、労働条件を改善すること。

（総務部）会計年度任用職員の報酬額等については、常勤職員と同じ給料表を使用し、職務内容等に応じた号給を適用して算定しております。

また、特別職非常勤職員については、専門的な知識経験等を有する者が助言・調査・診断等を行う職であり、その専門性に見合った報酬水準としております。

六. 区民の暮らしと健康を守るために

1. 区民の暮らしを直撃している消費税を 10%から 5%に減税することを政府に求めること。

（企画経営部）国は、消費税率引上げによる増収により、高齢者も若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換し、同時に、財政健全化も確実に進めるとしております。こうした中で、社会保障制度に充当していくための安定的な財源である消費税は重要であると考えております。

区は、引き続き国や東京都の動きはもとより経済動向にも注視しながら区民の皆様の暮らしを第一に考えた区政運営を行ってまいります。

2. 応急小口資金を社会福祉協議会緊急小口特例貸付のように、保証人なしの貸付額を 10 万円から当面 30 万円まで拡大すること。生活費や失業中でも活用できるようにするなど貸付条件を緩和すること。

（福祉部）応急小口貸付金について、連帯保証人の要件や貸付額、貸付理由の変更予定はございません。本制度は応急に必要とする資金を貸付する制度です。生活が困窮している方への支援は、生活福祉課や JOBOTA への相談をご案内しております。

3. 国民健康保険の改善について

- ★① 国民健康保険法第 1 条では、国民健康保険制度は社会保障及び国民保健の向上に寄与すると示されているように、相互扶助の制度ではない。国民健康保険は社会保障であると「おたの国保」にも明記すること。

（区民部）国民健康保険は、相互扶助の理念に基づき、区市町村の住民を対象として、病気、けがが等保険事故が発生した場合にあらかじめ拠出された財源から保険給付を行う社会保険制度であり、社会保障と明記する予定はございません。

- ② 高すぎる保険料を値下げするため、国庫補助を増額するよう国に求めること。また東京都にも財政支援を求め、大田区でも法定外繰り入れを継続し支援を強化すること。

（区民部）国庫負担を充実し、国保の財政基盤強化拡充と被保険者の保険料負担軽減を図ることについては、全国市長会を通じ繰り返し求めております。

加えて、東京都に対しても既に財政措置の充実強化を要望しております。

法定外繰り入れについて、区市町村の国保は、一般会計からの多額の繰入などにより維持されております。それら構造的な課題に対し、2018 年 4 月の国保制度改革により、財政赤字に見合う新たな公費拡充が行われました。それにより、法定外の繰入は計画的に削減、解消すべきものとされております。

大田区では毎年度、一般会計から国保会計へ多額の繰入を行い、国保の維持運営を行っております。法定外の繰入を行っていくことは、給付と負担の関係が不明確になるほか、国保以外の医療保険に加入している方へ、二重に負担を強いるなどの課題を含んでおります。新しい制度の趣旨や、他の医療保険制度に加入する区民の方との公平性の観点からも、ご要望については困難であると考えております。

- ③ 広域化後も法定外繰入れを継続し、保険料の値下げを進めること。

(区民部) 大田区では国保制度改革後も毎年度、一般会計から国保会計へ多額の繰入を行い、国保の維持運営を行っております。法定外の繰入を行っていくことは、給付と負担の関係が不明確になるほか、国保以外の医療保険に加入している方へ、二重に負担を強いるなどの課題を含んでおります。新しい制度の趣旨や、他の医療保険制度に加入する区民の方との公平性の観点からも、ご要望については困難であると考えております。

- ④ 生活や営業に支障をきたすような徴収強化や差し押さえはしないこと。「納税の猶予」「徴収猶予」があること、差押は「換価の猶予」や「差押の猶予」で解除できることを督促状に同封することや、ホームページに掲載するなど、広く区民に知らせること。

(区民部) 保険料徴収の取組は、公平な負担を実現するために、保険者として進めて行かなければならないものです。保険料の納付が困難な方には、いつでも納付相談をお受けし、生活状況を伺い、特別な事情があるかを充分お聴きして丁寧に対応しております。なお、猶予の制度については、区ホームページに掲載しております。

- ⑤ 国民健康保険の出産育児一時金と同様の大田区が支払う委任払い制度を、他の医療にも拡大するために関係医療機関等と調整すること。

(区民部) 出産育児一時金の直接支払制度は、保険者が支払機関（国保連合会等）を通じて医療機関に対し直接支払うという国の制度です。被保険者の申請が必要な他の保険給付（高額療養費等）についても、区が保険者として医療機関に直接支払うためには、制度（仕組み）の創設が必要であり、区が単独で制度を設けることは困難です。

- ⑥ 区民の負担を軽くするため限度額認定の制度を医療機関の協力も得て区民へ周知徹底すること。保険証の更新と同時に、限度額適用認定証を交付すること。

(区民部) 限度額適用認定証の制度については、区報、区ホームページ、国保年金課で発行している「おおたの国保」などで繰り返し周知しております。また、令和3年10月から、医療機関等でのオンライン資格確認システムの導入に伴い、システムが導入された医療機関等では、本人が同意し、システムで区分の確認ができれば、限度額適用認定証の提示が不要になりました。

今後も、わかりやすく丁寧な説明に努めてまいります。

- ⑦ 限度額認定の限度額を引き下げるよう国に求めること。

(区民部) 特別区では、特別区長会として保険者へのさらなる財政支援と被保険者の保険料負担軽減策を、かねてから国に要望しております。また、全国市長会では、自治体の総意として、国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任において実効ある措置を講じるよう求めています。

現段階では今後の国の動向を注視し、必要な対応を行ってまいります。

- ⑧ 払いたくても払えない特別な事情のある国保料滞納者が、医療にかかれるよう、限度額適用

認定証などを交付し、そのことを「おおたの国保」に明記すること。

(区民部) 国保料を滞納している方については他の被保険者との公平を期すため、納付相談等をしていただくことにより限度額適用認定証の発行を行っております。

☆ ⑨ 短期証・資格証の発行をやめること。

(区民部) 短期証、資格証明書は、保険料を一定期間滞納している方で、督促や催告に応じただけでない方に、納付相談の機会を増やすことで、保険料の納付につなげることを目的として交付しております。

⑩ 国会答弁で認めているように「国保基盤強化基金」等を活用し、統一保険料方式からの離脱も含め、区独自で保険料の値下げをすること。

(区民部) 国庫負担を充実し、国保の財政基盤の拡充・強化と被保険者の保険料負担軽減を図ることについては、全国市長会を通じ、繰り返し求めてきております。また、特別区長会として国に対し国庫負担を充実させ、財政基盤の強化拡充と被保険者の保険料負担軽減を図るよう求めております。

⑪ 障害者、寡婦・寡夫、多子世帯に対する国保料減免制度や、介護保険にある境界層措置をつくるよう、国に求めること。また、区独自でも実施すること。

(区民部) 国保制度は応能割の考え方があり、所得に応じた保険料の負担をお願いしております。一方、保険料負担が厳しい方に対しては、均等割の軽減措置や、申請による所得割保険料の減免、一部負担金の減免制度が設けられております。

区独自に境界層措置による減免制度を設ける考えはございません。

⑫ 被用者保険にはない均等割は多子世帯ほど負担が重くなり、他の医療保険制度に加入する区民と比べて不公平である。未就学児の均等割は2022年度から半減されるが、軽減策を抜本的に拡充すること。9自治体が高校生世代などを対象に所得制限なしで第1子から減免しており、このうち全額免除は3自治体ある。まず児童医療費助成制度にあわせ、中学3年生までの均等割を無料にすること。

(区民部) 均等割保険料についてですが、国民健康保険の保険給付に必要な財源は、国などからの公費と国保の保険料で賄うことになっております。国民健康保険はすべての被保険者が等しく保険給付を受ける、という考え方から、均等割保険料は応益分として、ご負担いただいているところです。

子どもの均等割り保険料については、令和4年4月から2分の1の軽減が決定いたしました。

均等割り保険料の在り方については、国の制度の中で検討すべきものと考えております。今後も国の動きを注視してまいりたいと考えます。

⑬ 医療費の一部負担軽減(国民健康保険法第44条)の活用基準を緩和し、より積極的におこなうこと。

(区民部) 国民健康保険法では、特別な理由がある場合となっております。区では、その理由を証明する書類を添えて御申請いただくように区報・ホームページ等により御案内しております。恒常的に生活困難等の理由であれば生活福祉課にてご相談いただくようご案内しており、基準を緩和する予定はございません。

⑭ 国民健康保険運営協議会に公募委員を加えること。

(区民部) 国民健康保険運営協議会の被保険者代表としての委員の公募については、今後の検討課題としております。

4. 世代間に分断をもたらす後期高齢者医療制度の廃止を国に求めること。当面は国に一部負担金を2割負担にすることを撤回を求め、東京都後期高齢者医療広域連合に保険料の値上げをしないよう強く求めること。延滞金の徴収をやめること。

(区民部) 後期高齢者医療制度は、世代間の負担のバランスを調整するために導入されたものと認識しております。平成25年の社会保障制度改革国民会議報告書においても「現在では十分に定着している制度と考えられ、今後は現行制度を基本としながら実施状況等を踏まえ必要な改善を行っていくことが適当である」とされ存続の方向でまとめられております。国保制度改革が実現した現段階では、後期高齢者医療制度の見直しについて動向を注視しており、国に制度廃止を求める予定はございません。

後期高齢者医療制度は、費用の大部分を公費や現役世代からの支援金で賄われております。持続可能な医療保険制度として確立し維持していくためには、負担と給付の公平性があり、高齢者と現役世代の両方が安心して納得できる制度にすることが求められております。窓口負担や保険料など、後期高齢被保険者にも負担能力に応じた負担を求めざるを得ないものです。制度の見直しには、被保険者に過度な負担とならないよう慎重な検討が必要であり、国の責任において万全の策を講ずべきです。従いまして区独自で窓口2割負担撤回や保険料の現状維持化に取り組む考えはございません。

延滞金は、納期限までに保険料を納めていただいた多くの被保険者との公平性の確保の観点を考え加算され、条例等に則り徴収しているものであります。延滞金は、納期限までに保険料を納めていただくよう促す意義も有しており、今後も適正に徴収してまいります。

一方で、納付期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合は、延滞金を減免することができます。保険料が納付期限までに納められない事情として、災害や病気、また、事業収入の減少など、様々な事情があると考えております。延滞金の減免については、後期高齢者医療に関する条例施行規則第5条において、要件や手続き方法について規定されております。それぞれの事情や生活状況をよくお聴きして、延滞金の減免申請のご説明をさせていただくなど、被保険者お一人おひとりの事情に応じて、丁寧に説明し、対応してまいります。

5. 住民税は、滞納者の生活実態に十分配慮し、生活や営業に支障をきたすような分納計画の押し付け、差押や強制捜査を行わないこと。法に従い「換価の猶予」「徴税の猶予」を認めること。滞納者に対し、これらの制度を催告書とともに知らせること。

(区民部) 住民税滞納者の生活状況等の把握に努め、丁寧な納付相談を行うことにより自主納付につながるよう努めてまいります。滞納処分及び換価の猶予の取扱いについても、法に基づき、適正に実施しているところです。なお、猶予の制度については、区ホームページに掲載しております。

6. 生活保護について

- ★① 憲法25条に基づく生活保護制度を区民への周知の徹底のため、あらゆる機会を通じて広報を強化すること。また、ホームページはリニューアルされたが、生活保護制度がすぐに見つけられるよう改善すること。

(福祉部)生活保護に関する周知については、来庁された方が手に取れるよう「生活保護のしおり(概要版)」を生活福祉課窓口においてあります。区ホームページは、「福祉」から「生活保護その他の相談」と簡単に見つけられるよう掲載しております。引き続き、支援を必要とする方が生活保護制度を適切に利用できる環境づくりに努めてまいります。

- ② 生活保護基準(生活扶助・住宅扶助)引き下げを元に戻し、生活保護費の自治体負担分を無くし全額国費で行うことを国に強く申し入れ続けること。

(福祉部)生活保護制度は全国一律の社会保障制度であり、国が責任を持って実施すべきことであるため、現行の生活保護費の負担割合を全額国の負担とするよう特別区長会を通じて、国に要望しております。

- ③ 生活保護世帯の見舞品(夏季・冬季)を復活すること。また、生活保護の老齢加算を復活することを国に要望すること。

(福祉部)見舞品は区の独自の事業で復活することは困難と考えます。また、老齢加算の復活に関する要望を行う考えはなく、国の基準に基づき対応してまいります。

- ④ 生活保護のしおりや生活保護申請書を、ホームページに掲載するとともに窓口につき申請しやすくすること。

(福祉部)生活保護制度の概要や相談窓口を、区ホームページに掲載しております。また、来庁された方が手に取れるよう各生活福祉課の窓口には生活保護のしおり(概要版)・生活保護申請書を置いてあります。

- ⑤ 利用者の実態を無視した一方的な就労支援・一時停止・廃止はしないこと。

(福祉部)就労阻害要因がない生活保護受給者に対して、就労に向けての援助、必要な指導や指示を行っております。また、指導や指示は受給者の状況に基づき行っておりますが、生活保護を適正に実施する上で必要な指導や指示に正当な理由なく従わない場合には、保護の停止や廃止等の不利益処分を行うこともございます。

- ⑥ 路上生活者等の住宅扶助は生活保護法第30条に基づき、居宅保護の原則を守ること。

(福祉部)居宅保護の適否は、受給者の方と十分にお話をし、生活状況等から居宅生活が可能であるかを検討した上で判断しております。

- ⑦ 無料低額宿泊所や簡易宿泊所にやむを得ず滞在させた場合、長期にさせず、居宅保護に移行すること。また、現状を把握し環境の改善を図るため区が支援すること。

(福祉部)無料低額宿泊所や簡易宿所を利用している場合、居宅生活が可能と判断できれば、本人の意向を確認しつつ、アパート等への転宅を支援しております。

- ⑧ ケースワーカーの配置は就労支援員・面接員(家庭訪問に従事しない職員)を含めずに国基準の80世帯に1名にするために、増員を図ること。また、警察官OBの配置をやめること。

(福祉部)ケースワーカー等の現業員は、社会福祉法に規定された保護世帯数に応じた適切な配置となるよう努めております。

また、生活保護業務支援専門員は、福祉事務所窓口における落ち着いた相談環境の維持等に寄与しております。

- ⑨ 熱中症防止のため、政府は2018年4月以降よりエアコンがない世帯に購入費・設置費の助成を行っているが、2018年4月以前のエアコンがない受給世帯は対象外となっているため、国に改善を求めるとともに区独自でエアコン設置助成制度を作ること。また、エアコンのた

めの電気代補助を行うこと。

(福祉部) エアコン等の日常生活に必要な物品は、本来経常的な生活費の範囲内で計画的に購入いただくものです。しかし、暑い夏が続く近年の状況を踏まえ、区としましては、健康がそこなわれる恐れがある場合にもエアコン設置費用を支給できるように、また、夏季の冷房代も支給できるように東京都を通じて国に要望しております。

- ⑩ 無収入の生活保護利用者が医療に必要な検査を受けた際に自己負担分が発生した。医療扶助により自己負担がないように区独自で助成し、国に制度の改善を要望すること。

(福祉部) 生活保護受給者の医療費は、原則として全額医療扶助によって賄われております。しかし、医療扶助のみを受給する場合には、世帯の収入状況により自己負担が発生しますが、保護の実施要領に基づくものであり、大田区独自の助成や国への改善要望は予定しておりません。

- ⑪ 大田区独自の法外援護である入浴券支給事業は、憲法 25 条にたつて、せめて週 2 回入れるよう年 104 枚にすること。お風呂がある世帯にも支給すること。

(福祉部) 生活保護世帯の入浴に要する費用は、生活扶助費に含まれております。自宅に風呂の設備がなく、巡回入浴サービス等も受けていない方を対象に、ケースワーカー等が現況を確認の上、年に 1 回入浴券 30 枚を支給しております。区独自の法外援護であり、支給枚数を増やす予定はございません。

- ⑫ 年に 1 回実施している資産調査は、プライバシー侵害の恐れもあるので、任意調査であることを尊重し強制しないこと。

(福祉部) 資産申告は、国の通知に基づき 12 か月ごとに提出するようにお願いしております。

7. DV・あらゆる暴力・ハラスメントの被害者への支援のための相談窓口を設け、周知徹底を行い、丁寧な対応を行うこと。

(総務部) 国や東京都など関係機関と連携し、相談窓口を周知するとともに人権啓発を推進してまいります。

8. 大田区特定健診について、より区民が受けやすくなるようあらゆる機会を通じて周知し、区民の実態をつかむアンケートを実施し、はがき・電話による勧奨を進め、期限をなくし通年実施し、夜間・休日も実施できるよう医療機関を支援すること。

(区民部) 特定健診の周知につきましては、区報、区ホームページ、「おおたの国保」などでの周知に加えアンケートによる実態把握を適時実施するほか、未受診者への受診勧奨通知を毎年送付しております。

特定健診受診期間は対象者(40~74歳)の抽出確認作業及び郵送準備の関係から6月に開始し3月末までとしております。また、土日・夜間に受診できる医療機関については一覧表に掲載し御案内をしております。

データヘルス計画における大きな目標のひとつである特定健診受診率向上を図るための方策として、より高い効果が見込める受診期間について引続き研究してまいります。

アンケートの結果分析を反映させた第2期データヘルス計画中間評価に沿って、今後も被保険者の生活習慣病予防のため特定健診の受診率向上に努めてまいります。

- ★ 9. がん検診の有料化は見直し、無料にもどすこと。特に 75 歳以上の高齢者を対象とした無料検診

を直ちに復活すること。また、夜間・日曜・祝日に事業を行うよう医師会・医療機関等とよく相談するとともに助成を増額し、年齢等の制限をせず、希望者全員が受診できるようにすること。

(健康政策部) 平成 26 年度から、区民が主体的にがん予防に取り組むことを推進するために自己負担金を導入いたしました。また、主要ながん検診は受診者数の上限を撤廃し、希望する対象者は受診できるように受診環境の向上に努め、受診者数は増加傾向となっております。

こうした状況から、受診年齢による費用負担の差を無くし、公平性を確保するため、75 歳以上の受診者についても令和 3 年度から同様に自己負担金を導入いたしました。

受診者の利便性を向上させるため、婦人科系の検診については日曜、休日などを中心に集団検診を実施しており、令和 2 年度からは大腸がん検診の同時受診も可能といたしました。

今後もさらに受診しやすい環境となるように医師会等と協議を続けてまいります。

10. 胃がん検診に、医師会・医療機関等とよく協議をして、区独自で負担の少ないペプシノーゲン検査の導入を検討すること。

(健康政策部) 自治体を実施する対策型がん検診(住民検診)は、国の指針において死亡率減少効果のエビデンスが認められた検診が推奨されており、区もこれに基づいて実施しております。

国の指針において、胃がん検診はエックス線検査または内視鏡検査が推奨されており、区もこれに基づいて実施しております。

なお、令和元年度より区の独自事業として、若年層の健康意識を高めるために新成人ピロリ菌検査を実施しております。

今後は胃がんのリスクを低減できるよう、国の動向を見守りつつ、医師会等と健康保持の啓発を図ってまいります。

11. 眼科(緑内障等)検診は年齢制限をせず、受けそびれても翌年に受けられるようにし、5年間隔で希望者全員が受けられるようにすること。

(健康政策部) 緑内障は日常生活への影響も大きく、早期発見と早期治療が重要となります。区の独自事業である眼科(緑内障等)検診は段階的に対象年齢の拡大を図っており、令和 3 年度時点で 40 歳から 70 歳までの 5 歳刻みの年齢の方を対象としております。

今後も医師会と連携し、検診事業の充実を図ってまいります。

12. 認知症の早期発見・早期治療のため、55 歳から 84 歳の介護を受けていない高齢者の特定検診、長寿健診受診者を対象に、TOP-Q にて疑い例を抽出し MMSE 法にて検診をした事業者に(1 件当たり 2,000 円で区が 1,000 円補助)全額補助し、来年度も継続すること。また、てんかんのスクリーニングの支援を継続すること。

(福祉部) 令和 3 年度から、70 歳と 75 歳の方を対象とした「認知症検診推進事業」を開始いたしました。認知症に関するパンフレットやセルフチェックリストを個別送付し、検診実施機関で MMSE 検査を無料で実施することで、認知症の早期発見・早期対応に繋げてまいります。

(健康政策部) 大田区では、平成 28 年度から大田区の三医師会が実施する認知症検診モデル事業に対して、1 件あたり 1,000 円の助成を行い、年間の 3,000 人分まで対応するよう予算を計上してまいりましたが、当該事業については令和 2 年度をもって終了し、令和 3 年度から福祉部において、認知症検診の実施など認知症対策を開始しております。

現在、てんかんについてはスクリーニングほかこれに類する支援はしておりません。また、当該支援の予定もございません。

13. 障害者医療費助成制度対象者以外も含め、区内在宅酸素療法患者全員に電気代を助成すること。

(福祉部) 区として独自に在宅酸素療法患者に電気代を助成する考えはございません。

14. かつての区内全てのアスベスト工場の位置をマップで示し、区民のみならず区外に転居した人へも検診を周知徹底し、調査の継続を国に求めること。

(健康政策部) 区では、院内にアスベスト疾患センターを擁するなどアスベスト関連疾患に関する知識・経験を持つ東京労災病院の協力を得て、アスベストフォローアップ検診を継続して実施しております。

原則として区民を対象としておりますが、過去に受診された方で所見ありの方については、区外へ転居された場合でも受診の機会を確保すべく、引き続き検診案内を送付しております。また、アスベスト関連の企業に関する情報として、区ホームページに区内の労災認定等事業場一覧を掲示するとともに、「石綿ばく露作業による労災認定事業場一覧」(厚生労働省作成)にリンクを設定するなど情報提供を行っております。

15. 肺炎球菌ワクチンは1回の接種で有効とされているので、助成の対象年齢を指定せず、全ての高齢者が接種できるよう、区独自の一部費用助成ではなく全額公費負担で行うこと。

(健康政策部) 厚生労働省の専門部会では、現在、肺炎球菌ワクチンにつきましては、1回の接種で有効としているため、現時点では、5年ごとに接種費用を助成することは考えておりません。

なお、接種を受けていない方への接種機会の提供につきましては、平成30年度で終了予定だった費用助成経過措置について、平成31年1月10日付けで、5年間延長するという対応方針が発表されました。今後は、国の方針に沿って対応してまいります。

費用負担及び任意ワクチンの対応につきましては、すでに受けた方とのバランスを保つため、現状での対応を継続していく予定です。

16. インフルエンザ予防接種の公費負担を拡充すること。

(健康政策部) 新型コロナとインフルエンザの同時流行が予想されたため、令和3年度は小児インフルエンザ予防接種の助成制度を実施いたしました。

今後の実施については感染状況等、ふまえて改めて検討してまいります。

17. 地域医療機関の看護師等確保のため、給付型奨学金の創設、保育体制確保や家賃補助を実施し支援をすること。

(健康政策部) 医療従事者は勤務体系が変則なため、院内保育体制が必要とされています。内閣府等では、事業所内保育事業に対する補助を実施しており、認可基準の変更も検討しております。これからも動向に注視し、必要な情報提供をしてまいります。

18. 東京蒲田医療センターは地域医療機能推進機構(JCHO)が運営する準公的な医療機関であり、安心の地域医療を支えることをキャッチフレーズに、地域医療の課題解決を図るとしているため、医師による分娩と、小児入院医療の再開を求めること。また、牧田総合病院のように区が支援をすること。

(健康政策部) 分娩機能の再開、小児入院医療の再開については、引き続き病院に対し区の実

情を伝え、再開に向けて努力するよう、機会をみて申し入れてまいります。

19. 区内中小病院を含め、全ての医療施設は災害時に重要な役割を果たす施設であり、公共施設と同様に耐震化工事を区が責任を持って行うため、耐震化のための経営・建築診断だけでなく、耐震化工事自体を助成対象に含め、助成額を大幅に増額すること。

(健康政策部) 災害医療における病院の重要性にも鑑み、平成 29 年度から区内病院の耐震化を推進するための経営、建築診断に対し補助する事業を実施しております。

令和 4 年度も引き続き支援してまいります。

20. 災害時のバックアップ体制について医師会・薬剤師会を中心に準備が進められている「大田区地域医療連携ネットワーク構想」は、災害時の混乱を軽減し、効率性の高い医療が提供されることになるので、区は支援を増やし、区の事業として参画すること。また、非常用電源の設置などの支援を行うこと。

(健康政策部) 患者情報等を共有し、災害時に活用を図ることは、多数発生する傷病者を効率的かつ的確に治療する上で有意義なことであると考えます。しかし、実現に当たっては、個人情報保護及び患者情報の電子化など、複数の課題がございます。

区では今後の動向を注視するとともに、引き続き、緊急医療救護所訓練等を連携機能の実地検証をする機会としていただく等、取組への協力を行ってまいります。

非常用電源の設置支援は、様々な課題があり困難です。

21. テロ対策について、大田区と三医師会、警察、消防と連携してテロ対策特別委員会を設置すること。

(総務部、健康政策部) テロ等の国民保護事案への対策は、「大田区国民保護協議会」で協議を行い、決定しております。

「大田区国民保護協議会」の委員には、医師会や警察・消防等の関係機関も含まれております。

テロが発生した場合に区は、国民保護法で定める大田区国民保護計画に基づき、「危機管理対策本部」等を設置し、国や都、警察・消防等関係機関と連携し、情報収集や避難指示等の対応に当たります。また、事態認定に至るまでの初動活動は災害対策の仕組みを活用して対応することになります。

令和 2 年 1 月 29 日に防災危機管理課の主導のもと国民保護図上訓練を実施し、テロが発生した場合の各課初動対応の確認をいたしました。

区では、これまで構築してきた関係者間の連携体制をもとに、引き続き不測の事態に備え必要な体制整備を進めてまいります。

22. 経済的理由により医療を受けられない区民の救済を図るために、健康政策部・福祉部が連携し、区内の無料低額診療事業を行っている医療機関を区報に掲載、ポスターを掲示するなどして周知すること。

(福祉部、健康政策部) 無料低額診療事業に関しては、生活福祉課の窓口において相談を受け、必要な方には特診券を発行しております。

23. 無料低額診療事業では調剤薬局が対象にならないため、国に制度改正を求めるとともに、青森市や旭川市のように区が費用の助成を行うこと。

(健康政策部) 院外処方箋による調剤薬局での支払いが対象外となっている無料低額診療事業

に関しては、国や他自治体の動向を注視してまいります。

24. 荏原病院は東京都医療保健公社が経営する病院になったが、医師・看護師を確保し、閉鎖した病棟を再開し、分娩取扱い数を元に戻すよう都に求めること。また、独法化を中止し、都立に戻すよう都に求めること。

(健康政策部) 荏原病院は、地域医療支援病院として高度な検査や専門医療を提供しております。平成30年3月に改定された東京都保健医療計画において公社病院として、その役割や取組の方向性が記載されております。

また、令和4年7月からは地方独立行政法人東京都立病院機構運営のもとで独立行政法人化されますが、「行政医療の一層の充実・強化」「地域医療の充実への一層の貢献」を目指しており、区と病院間での情報共有も行っております。

分娩についても平成29年度から予約システムの変更や、セミオープンシステムの導入しております。新型コロナウイルス感染症の影響により分娩件数は減っておりますが、引き続き区の分娩対応医療機関として、中心的な役割を担っていると認識しております。

25. 区は、大学病院の小児科が本来の役割を果たすため、小児回復期、慢性期病床の実態を把握し、公的病院でも療養できるよう、国や都に対策を求めること。

(健康政策部) 入院医療協議会と情報の共有をしながら、国の動向を注視し、都と連携してまいります。

26. 「大田区子ども平日夜間救急室」が継続されているが、小児緊急医療体制の機能充実のために医師出勤費の増額をすること。

(健康政策部) 大田区子ども平日夜間救急室(平日準夜小児初期救急診療事業は、東邦大学医療センター大森病院に委託し、区内3医師会のご協力を得て実施している事業で、平成29年度に増額いたしました。

関係機関との情報共有、連携を図りながら引き続き、小児救急医療体制の充実を目指してまいります。

27. 他区(練馬区・新宿区)の健康プラザは区民健康診査の受診率向上にも寄与しているので、区民の健康相談とサポート、健康増進活動、夜間診療などのための健康プラザをつくること。

(健康政策部) 区内医師会、歯科医師会、薬剤師会、及び東邦大学医療センター大森病院に委託して、休日夜間診療や平日準夜診療事業の体制を整えております。

そのため、健康プラザを設置することは考えておりません。

28. 医療機関が海外来訪者に対応するため、音声自動翻訳機の購入の支援を行うこと。

(健康政策部) 各病院の音声翻訳機の保有状況等について把握を行うとともに、情報提供してまいります。

29. 区内で医療介護の活動している中小病院・診療所が、地価も物価も高い都内で事業をすることが困難であることから、地域医療を守るためにも、医師会から提案されている「地域包括ケア複合施設」を創設するため区が支援すること。

(健康政策部) 地域包括ケアシステムは、誰もが住み慣れた地域の中で医療・介護サービスを受けながら、安心して生活していく仕組みを構築することです。

高齢者の住まい・医療・介護を支える機能を一か所に集中してサービスを提供する「地域包括ケア複合施設」の考え方は、施設の設置場所、整備手法、運営方法や財政的な問題等から、

直ちに実現するのは困難と考えます。

30. 大田区議会が全会一致で採択した請願に基づき、六郷地域に診療所ではなく総合病院の誘致を、都にも要請し、区民要求に応え積極的に取り組むこと。

(健康政策部) 地域医療構想において、将来の必要病床数と病床機能分化を示しております。その実現に向けて、構想区域ごとに地域医療構想調整会議を開催しており、区は会議の一員として地域医療体制の課題や要望を検討してまいります。

31. 精神科の専門病院の医療体制の充実のため、支援をすること。

(健康政策部) 区内の医療体制の充実は、区民が安心して医療機関を受診できるためには不可欠です。

関係機関と情報共有を図りながら、対応を行ってまいります。

32. 熱中症は啓発だけでは予防できない。高齢者世帯・障害者世帯・未就学児がいる世帯に対し足立区・荒川区・狛江市のようなクーラー購入費・設置費・修理費の助成を行うこと。

(福祉部) 熱中症は、子どもや高齢者がかかりやすい傾向があり、適切な予防により防ぐことができるため、正しい知識の指導、啓発に努めております。継続して周知することによる啓発効果を見込み、令和4年度も3年度同様に実施する予定です。

また、クールスポット(涼み処)については、公共施設内に開設すると共に、高齢者見守り推進事業者等においても、区民の方がより身近で利用しやすいものとなるよう検討を進めながら、開設する予定です。現時点で、クーラー購入・設置・修理に関する助成を行う考えはございません。

(こども家庭部) 子どもについては、児童館や子ども家庭支援センターの子育てひろばもご利用いただけます。

33. 高齢者の健康増進を図るため、後期高齢者医療保険加入者に2012年度まで行っていた「夏季区営プール利用引換券」を全ての被保険者に送付すること。

(区民部) 後期高齢者医療制度被保険者の「夏季区営プール利用引換券」の配付につきましては、利用率が低く平成24年度で事業を終了させていただきました。なお、区では健康を保持・増進するための事業として「足腰らくらく水中ウォーク」講習会や運動講座として「公園体操」などを実施しております。

その他、一般介護予防事業(元気度がアップする事業)として各種の事業を実施しております。また、(公財)大田区スポーツ協会ではスポーツきっかけ教室として「初心者水泳教室」を実施しております。

34. おおた健康プランに自殺対策が位置付けられたが、相談窓口設置やアウトリーチが可能な体制強化、専門職の配置など充実させること。

(健康政策部) 各地域健康課保健師や、JOBOTAの専門相談員、地域包括支援センター職員など様々な相談窓口の専門職が自殺対策の関係部署として対応しております。また、令和元年度に開始した「インターネットを活用した自殺防止相談事業」では、臨床心理士や精神保健福祉士がメール等で相談を受け、実際の相談窓口につながる事例も見られております。

今後更に、各相談窓口の連携強化を図り、誰も自殺に追い込まれることのない大田区を目指してまいります。

七. 尊厳ある生をまっとうするための介護保険に

- ★ 1. 介護保険事業計画の3年ごとの見直しにより、介護サービスが削減されてきた。介護が必要な方々が必要なサービスが受けられるよう、制度の抜本的改善を国に強く要望すること。

(福祉部) 令和3年の介護報酬改定では、新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図るとされております。

今後、第9期に向けて財政制度等審議会や社会保障審議会（介護給付費分科会）において制度の持続可能性の観点などから議論がされますが、これまでの検討経過を見ると前期までの課題を継続して議論することも多く、第9期においては第8期までの検討課題について、一部は論点となることが考えられます。区としては、今後も国の動向を注視して参ります。

2. 介護保険料の引き下げをするため介護給付費準備基金を全額活用すること。

(福祉部) 介護給付費準備基金は、第1号被保険者からの保険料の剰余金を積み立てたものであり、計画期間内における給付費増等に要する保険料収納が不足する場合、同基金を活用し、財政の均衡を確保する機能を有しております。

第8期計画を含む各期の介護保険料を設定するにあたっては、保険料の上昇を抑制するため、介護保険事業の安定的な運営に必要な額を除き、適切な介護給付費準備基金を取り崩してまいります。

3. 保険料・利用料については、区独自の減免制度をさらに拡充すること。

(福祉部) 介護保険料は、介護保険法の規定により国25%、都12.5%、区12.5%、第1号被保険者で23%、第2号被保険者27%で保険料の負担割合は国が定めております。このため、負担割合を超えて区が独自に負担額を増やすことは、国が制度の変更を行わない限り困難です。

区といたしましては、保険料額、第一段階から第三段階までの減免割合など、区の裁量が認められている範囲内で最大限の努力を行い、全国的には、基準額に対する第一段階の保険料率を介護保険法の本則に従い50%と定めている市区町村が多数あるなか、大田区は25%と、付則で定められる上限まで低所得者に対する配慮を行っております。

このほか、国が定める制度を活用し、さらに低所得者対策として、介護サービス利用料の区独自施策については、住民税非課税世帯で要件を満たす人を対象に、平成21年7月から利用者負担軽減制度を実施し、区の裁量を活用しながら各種減免に取り組んでいるところです。

4. 特別養護ホーム待機者は常に1,000人を超える状況である。介護基盤計画を見直し、公有地の更なる活用や、小規模を含めて待機者数に見合った具体的な数の増設計画にすること。低所得者、特に国民年金受給者でも入所できる特別養護老人ホームの増設計画を作ること。

(福祉部) 特別養護老人ホームについては、令和4年1月現在区内に19施設1,858床となりました。現在、令和6年4月開設予定として大森東地区に区有地を活用した整備を進めております。

今後も入所が必要な高齢者のために、引き続き整備を進めてまいります。

5. 介護予防・日常生活支援総合事業では、要支援1・2の方の介護サービスが原則1年として切り

捨てられたので、サービス期間を1年とせず必要なサービスが受けられるようにすること。

(福祉部) 総合事業における、専門職が提供する通所及び訪問型サービスの期間は、「予防の取組を行っていくための目標の目安となる期間」として設定しております。

住み慣れた地域で自分らしく生活するという目標に向けて、利用者やご家族、地域包括支援センターやサービス提供事業者等専門職が、取組の期間を定め、互いに目標を共有しながら自立に向けて取り組んでいただいております。

1年の節目に開催するサービス評価会議により、サービスを継続することで一層の効果が期待できる方につきましては、次期の目標を設定し、サービスの利用を継続しております。

6. 訪問介護における生活援助の時間短縮分について区が支援し、必要な介護サービスが確保されるよう努めること。実態を区としても調査すること。

(福祉部) 訪問介護における生活援助については、サービス提供の実態を踏まえた上で、そのニーズに応じたサービスを効率的に提供する観点から、時間区分の見直しが行われております。区としましては、介護に従事する限られた人材を効果的に活用し、適切な生活援助サービスが提供されるよう引き続き対応してまいります。

7. 老人保健施設・緊急ショートステイの拡充をすること。空き公有地の情報の収集に努め、民間事業者が応募するのを待つのではなく、公有地の活用を図り基盤整備計画をつくり推進すること。

(福祉部) 老人保健施設については、現在6か所、定員636名となっております。緊急ショートステイは、利用状況を鑑み必要数を確保しているほか、平成27年度の介護保険制度の改正により、緊急短期入所に係る加算については、緊急時の円滑な受入れが促進されるよう見直しました。

認知症高齢者グループホームについては、大田区は整備数、整備率ともに23区の中で上位にあり、今後も第7期介護保険事業計画に基づき整備を進めてまいります。

公有地については、高齢者施設の整備に向けて、区のみならず、国や都といった公有地情報の収集にも努めてまいります。

8. 小規模多機能施設の増設が進むよう、区が支援すること。

(福祉部) 小規模多機能型居宅介護は、地域包括ケアシステムの推進において重要なサービスで令和3年4月に区内初の看護小規模多機能型居宅介護事業所が開設いたしました。

現在、区有地を活用した特別養護老人ホームの整備を大森東地区に計画しており、看護小規模多機能型居宅介護事業所を併設予定です。

今後も第8期介護保険事業計画に基づき整備を進めてまいります。

9. 認知症グループホームの建設計画を持ち、区民に明らかにするとともに利用料が高額になっているため、利用者の負担軽減のために開設時の区独自の助成制度を増額すること。また、運営費の補助を抜本的に増額すること。

(福祉部) 第8期大田区介護保険事業計画の中で認知症高齢者グループホームの整備支援を計画化し、区民に公表しております。

認知症高齢者グループホームの開設支援として、区では、東京都独自の補助事業や地域医療介護総合確保基金を活用した整備費及び開設準備経費に対する補助制度を実施しております。この補助制度を活用した施設では、補助制度を活用していない施設に比べて、利用料金が低め

に設定されております。

10. 認知症グループホームの事業所のみならず利用者に対し、月額 3 万円の補助を行っている自治体もあるので、区独自の補助を行うこと。

(福祉部) 区では平成 30 年度からグループホーム整備費補助金等を活用した事業所を対象に家賃等の軽減を目的に月 7 千円の補助を実施しております。

11. 視覚・聴覚障害者が孤立せず安心して生活できる介護施設をつくることや、専用のフロアのある介護施設を作ること。

(福祉部) 高齢に伴い視力や聴力が衰えても、施設内で生活を継続している方もおります。急速に高齢化が進む中で、障がいの有無に関わらず、入所者の個々の状況に応じて適切な介護サービスを提供していくため、介護従事者の質の向上や、介護と障がい部局との連携等について、区としても積極的に取り組んでおります。

12. 介護労働者は低賃金で現場では人手不足が深刻となっている実態を把握すること。また、処遇改善加算が介護職員の賃金に反映されていることを、区が確認すること。さらに、処遇改善加算だけでなく区も支援すること。保育士等の宿舍借り上げ支援事業や保育士応援手当のような直接支援を介護従事者にも行うこと。

(福祉部) 区では、介護人材に係る調査等により、事業所における人材の確保状況、離職率等の実態の把握に努めております。処遇改善加算を取得した事業所は取得した処遇改善加算額を介護職員に支給することが前提であり、事業所の責務と認識しております。区としましては厚生労働省からの通知に基づき、介護事業者の実績報告書の提出を求め、支給内容の点検を行っております。

実態調査や国・都の動向を注視しつつ必要な支援については検討してまいります。

13. 日中独居・同居家族の有無など高齢者の実態に合った適正な介護サービスが受けられるよう区は独自の支援をすること。特に、病院の待ち時間などの付き添いの介護サービスを対象とすること。

(福祉部) 介護保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものです。引き続き適正な介護給付に努めてまいります。また、病院内では基本的に医療制度が優先となり、待ち時間について基本的には介護給付対象にはなりません。本人に特段の事情があり、付き添いが必要な理由等があった場合はプランを立てたうえで給付を行っております。なお、区の独自施策である「家族介護ホームヘルプサービス」の中で「院内介助」を認めております。

14. 地域包括支援センターは、高齢者人口が増え、独りまたは夫婦のみの世帯が増加しているため、役割が増大している。特別出張所単位ではなく、少なくとも中学校区に 1 つ (28 ヶ所) 作ること。区民への広報に努め、全ての高齢者に郵送で知らせるなど、周知徹底をはかること。

(福祉部) 地域包括支援センターについては、地域や区民に身近な特別出張所の区域を基本に設置を行い、地域力を活かした高齢者を支援する体制づくりを進めております。今後も高齢者人口の増加等に応じた整備を進める予定です。

広報については、区報への掲載をはじめ、適切に周知徹底を図ってまいります。

15. 調査公表手数料は介護保険制度で規定しているにも関わらず介護保険事業所の負担となっているため、受益者とならない。補助を実施すること。

(福祉部) 介護サービス情報の公表制度は、利用者がより適切に事業所を選択できるよう支援する仕組みであり、選ばれる個々の事業者も受益者となることから、手数料を徴収することとなっております。このような制度の趣旨から、補助の実施をする考えはございません。

16. 介護保険認定調査員の研修を充実させ、高齢者の尊厳を守る対応とすること。高齢者が東京都介護保険審査会に不服申立をしたとき、区が丁寧な支援をすること。

(福祉部) 現在、区では認定調査員研修について、新規研修（Eラーニング）と、現任研修を実施し、委託先調査員の資質向上に努めております。また、厚生労働省が開催する認定調査員能力向上研修や、東京都が開催する認定調査指導員研修等にも職員を派遣し、能力の向上に努めております。

なお、要介護認定及び要支援認定に関する処分については、介護保険法に基づき東京都介護保険審査会に審査請求することができます。

17. 末期がん患者は介護認定が軽度になりがちで、要支援になってしまうケースがあり、必要な支援が受けられない。よって、要介護 2 相当と扱うか、迅速な例外給付ができるよう特段の配慮を行うこと。

(福祉部) 要介護度は具体的な介護の手間をもとに判定するため、病名などから一律に要介護 2 相当と扱うことは制度上認められておりません。

なお、介護保険法では一部の福祉用具について軽度者の使用を想定しておりませんが、疾病等により状況の変化が激しく、医師の判断により福祉用具貸与が必要と認められた場合については、手続きによりすべて例外給付できるとしております。

八. 子育て支援・高齢者・障害者福祉のために

子育て支援のために——保育園に関係すること

- ★ 1. 子育て世帯の経済的支援のため、地方自治法の立場から保育料改定の視点に「公平性」「受益と負担の関係性」の考えを持ち込まず、「公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し」という 10 条 2 項の立場を厳守し、大田区独自に 0～2 歳児の保育料を無償にすること。延長保育料も無償にすること。

(こども家庭部) 現在の保育料は、区議会からも参加いただいた大田区保育園・学童保育保育料検討委員会で在り方をとりまとめ、その考え方に沿って作成した条例案を議決していただいたものです。

令和元年 10 月から開始された幼児教育・保育の無償化により、0～2 歳児についても住民税非課税世帯等の保育料が無償化されており、保護者の負担軽減については適切に対応しております。その上、区では、第 2 子の保育料について、徴収基準額に 100 分の 40 を乗じて得た額とするなど、保護者の負担軽減措置を講じております。

2. 0～2 歳児の保育料について、当面は以下の対策をとること。
- ① 子どもの貧困対策の視点から、低所得世帯、ひとり親世帯への軽減措置を更に拡充すること。

(こども家庭部) 令和元年 10 月より、0 歳から 2 歳の全ての世帯の保育料算定において、第 1 子の年齢にかかわらず第 2 子の保育料を 6 割、第 3 子の保育料を 10 割減額してござ

す。また、区市町村民税額が 77,101 円未満のひとり親等であった場合、第 1 子の保育料から 6 割、第 2 子以降の保育料を 10 割減額しております。今後も国及び周辺自治体の状況を踏まえながら、区としての対応を検討してまいります。

- ② 離婚調停中で別居中のひとり親家庭の保育園保育料は、DV のみならず、生活実態に合わせてひとり親の所得で算定すること。

(こども家庭部) 離婚調停中であっても保護者の扶養義務は継続しており、原則的な対応を取らざるを得ませんが、DV 避難のようなケースにつきましては、個々の状況に合わせて対応しております。

3. 保育の公的責任と質を守るため、区立保育園の民営化計画は中止すること。区立保育園を増設すること。

(こども家庭部) 新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済状況や保育ニーズが不透明な状況にあること等の理由から、民営化に係る委託事業者の募集は見送っております。

4. 来年度までに認可保育園を希望した全ての児童が入園できるようにするため、2021 年度の認可保育園不承諾数に見合った計画で増設すること。そのために都知事も進める国・都・区の遊休施設や公有地、民有地活用などで、増設すること。

(こども家庭部) 区内全域に一定の保育基盤の整備が進んだと考えています。今後の施設整備については、就学前人口の変化や地域ごとの欠員数などの保育ニーズを把握し分析するとともに、保育を取り巻く環境を慎重に見極め、検討を進めてまいります。

5. 大田区は育児休業から復帰した保育園の職員、また子どものいる職員を雇用している場合の職員調整のための補助を実態に見合うように拡充すること。

(こども家庭部) 平成 27 年度から、保育の質の向上及び子育て中の職員の勤務軽減等を目的とし、法外援護費において常勤・非常勤を問わず国及び区の基準を超えて施設独自の保育士を配置している場合に、特例保育の人数に応じて加算の対象としております。

6. 東京都民間社会福祉施設サービス推進補助の地域子育て推進加算で廃止になった補助項目について、都に復活を求めるとともに、当面大田区で同等の補助を行うこと。

(こども家庭部) 東京都は、社会福祉法人等が設置する保育所を対象とした「旧東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助」を平成 27 年度より廃止し、新たに「保育士等キャリアアップ補助」及び「保育サービス推進事業」を創設いたしました。

地域子育て支援は、新制度において「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられ、区市町村が地域の実情に応じて実施することとされております。区としては、法外援護費の「保育所地域活動事業(世代間交流等事業、異年齢児交流等事業、育児講座・育児と仕事の両立支援事業、地域の特性に応じた保育需要への対応)」を設けており、本事業の有効活用をお願いしたいと考えております。

本加算の平成 31 年度の申請実績は、園全体の 4 割弱程度にとどまっておりますので、今後、十分な活用を呼びかけてまいります。

7. 安全ですこやかな成長を保障するため、保育室の面積基準を拡充するよう都に求めること。

(こども家庭部) 保育所の面積は、「東京都児童福祉施設の整備及び運営の基準に関する条例」に定める基準を踏まえ、適切に対応してまいります。

8. 1 歳児は子ども 5 人に対して 1 人の保育士の配置、4、5 歳児は 30 人に 1 人の配置となってい

るが、子どもの命を守るため、午睡時、乳児の 5 分おきの呼吸の確認、夏のプール指導など仕事量が過重になっている。常勤保育士の配置基準の見直しを国に求め、区独自で更に増員を行うこと。

(こども家庭部) 認可保育園また小規模保育所や事業所内保育所といった地域型保育事業を実施する施設において、子どもたちが安全・安心な保育を受けられるよう、区では国基準以上の職員配置を促すべく、区独自の運営費の加算を設けております。

9. 午睡時の乳幼児突然死症候群 (SIDS) 防止のため、職員を増員し、機器を導入すること。

(こども家庭部) 保育所における乳幼児突然死症候群の防止を含む対策として、計測機器のモニター等にゆだねることなく、職員が直接、睡眠中の子どもの表情、顔色などの様子を、5 分毎、10 分毎に確認し、その記録を施設長が必ず確認することが規定されております。この規定により、保育施設の睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底を図っております。

10. 小規模保育所など地域型保育所も保育士全員を有資格者とする。無資格者に対しては資格取得ができるよう援助を強めること。

(こども家庭部) 子ども・子育て支援法により、小規模保育事業や事業所内保育事業については、保育従事者全員が保育士資格者であることを要件とする事業類型 A 型と、5 割以上を保育士とする B 型が定められております。保育の質の向上を目的として、無資格者が従事する現状を改善すべく、区では、都道府県が行う研修の受講・修了を勧奨しております。

また、保育士資格の取得援助につきましては、国・都の保育従事職員資格取得支援事業に基づき、区として対象者への補助を行っており、本制度活用に向けてさらなる周知を行ってまいります。

11. 職員確保と保育の質の向上のためにも職員処遇費を引き上げるよう都に求めること。

(こども家庭部) 待機児対策として、保育士の確保と定着が重要な課題となっております。そのような中で、各園の安定的な運営のために保育士の処遇の向上は不可欠であると考えております。

引き続き、平成 27 年度から開始された処遇改善等加算や東京都保育士等キャリアアップ補助金を活用するなど、職員の処遇向上につながるよう努めてまいります。

12. 保育士応援手当はパート、非常勤についても時間数に応じて対象とすること。事務職員、看護師、栄養士、調理師においても応援手当の支給をすること。

(こども家庭部) 保育士応援手当は、社会的に給与水準が低いと言われている保育士の処遇を改善することで人材の確保・定着を図り、保育の質の向上につなげることを目的として創設したものです。本手当は待機児童対策のための例外的措置であることから、支給対象を安易に拡大するべきではないと考えております。

13. 大田区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金は、事務職員など全ての保育労働者を対象とし、さらに拡充すること。実質の賃金に月約 7 万円のプラスになっているため保育園が求人始めるまでに本事業が確定していないと、採用にも支障が生じる。区は都に事業を 2021 年度で終了しないように強く求めること。また都が廃止した場合、区が独自で支援すること。

(こども家庭部) 宿舍借り上げ支援事業補助金はすでに保育士だけでなく、保育補助者や調理員、看護師等の保育従事職員を対象にしており、採用年数の制限も撤廃していることから、十分な拡充がなされていると考えております。

本制度は、保育園の運営や各職員の生活を支援する重要な施策となっていることから、国や東京都に特別区長会を通し本補助事業の継続を要望してまいります。

14. 保育士不足を解消するため、保育の専門学校や短大・大学に行くための区独自の給付型奨学金制度を実現すること。

(こども家庭部) 保育士資格の取得を支援する施策として、国・都の事業に基づく現任保育従事職員等資格取得支援事業を行っております。この制度では、保育士試験受験料等に係る経費、養成施設卒業により資格取得する場合の受講料等の補助を行っております。

国・都による財源を十分に活用し、引き続き保育士資格取得を支援してまいります。

15. 高過ぎる認証保育所、定期利用保育室など認可外保育の保護者負担は、認可保育園と同額となるよう補助を増額すること。

(こども家庭部) 認証保育所等を利用する保護者については、認可外保育施設等保護者負担軽減補助制度により負担軽減を図っております。

16. 認可外保育施設は、都の管轄だとせず区が積極的にかかわりを持てるよう都に要請すること。なお、幼児教育・保育無償化の対象になっているためさらに区の指導が重要である。痛ましい死亡事故以前も起きており積極的なかかわりをする。

(こども家庭部) 区は、東京都による立入調査及び巡回指導の際に立会いを行い、認可外保育施設を利用する児童の安全確保と保育サービスの質の向上を図るよう努めてまいりました。

また、令和元年度から開始された幼児教育・保育の無償化により、認可外保育施設に対する区の間接的関与が法的に定められたため、区独自の巡回訪問を実施しております。

さらに、令和3年度からは、保育担当係長を一部の区立保育園に配置することで、認可外保育施設との連携強化を図っております。

17. 延長保育は正規職員（有資格者）を配置して実施できるような経費補助を行うこと。

(こども家庭部) 延長保育につきましては、法外援護において実施施設が常勤保育士を配置する経費の補助を行っているほか、延長保育事業費としてパート職員の雇用に要する経費補助を実施しております。

18. 延長保育時間については各園で様々となっている。現状を把握し、公平にサービスを受けることができるようにすること。

(こども家庭部) 延長保育については、通常の開所時間を超えて行う保育であり、保護者の就労形態の多様化に伴う延長需要に対応するために、昭和56年から実施されております。当初は市町村事業として実施していましたが、就労形態の多様化や長時間の通勤等の要因により、日々変動する延長保育の需要や緊急・一時的な保育需要に対し、必ずしも柔軟に対応できるものではなかったことから、平成10年に保護者の要請に弾力的に対応できる保育所の自主事業として実施するよう、改正された経緯がございます。

私立認可保育園の延長保育事業は153園中、151園が実施しており、概ね公平性は保たれております。

19. 私立保育園の延長保育事業費補助は、20名を超えた場合、5名刻みなど、人数に応じて補助額を増額すること。

(こども家庭部) 延長保育事業については、延長保育事業費補助を実施しております。また、定額補助として保育士配置加算及び緊急運営費の加算を行っているほか、実績人数に応じたパ

ート保育士経費及び補食費の支援も行っており、特別区の中でも充実した内容であると認識しております。

今後も延長保育の実績を把握しつつ、実態に応じた補助の仕組みにつきましては、引き続き検討してまいります。

20. 園庭のない保育園が増えているため、代替遊戯場（近隣の公園）に移動する際の安全を確保するため、保育士配置を増員させること。

（こども家庭部）保育士配置につきましては、保育児童数に見合った職員数を適正に配置するよう努めておりますが、代替遊戯場に移動するための保育士配置の増員は考えておりません。

21. 全ての私立認可保育園に専任の事務職員を正規常勤職員として雇用できるよう単価の引き上げを国に求めること。さらに、会計業務を会計士など専門家に委託できる補助、事務量の簡素化などの改善をすること。

（こども家庭部）子ども・子育て支援制度においては、認可保育所に事務職員1名の配置を求めており、公定価格にその職員分が含まれております。また、事務職員雇上加算を認定した施設については、公定価格に加算分を含めております。

なお、区の法外援護において、事務職員を常勤で雇用している場合、職員処遇費の対象としております。

22. 休日・年末保育は区立区営園でも行うこと。また、夜間保育について認可外保育園に預けざるを得ない実態があるため、区立保育園で実施すること。

（こども家庭部）区立区営園を区立民営化する際に、休日・年末保育を含めた保育運営を委託しております。

また、夜間保育に関して区職員の勤務形態を変更する予定はございません。

23. 病児・病後児保育を大幅に拡充するため、計画を作ること。地域格差をなくすため、医療機関等への支援を行い、少なくとも各特別出張所管内に1か所は整備すること。

（こども家庭部）病児・病後児保育は、回復期に至らない病児を対象とする医療機関併設型はもちろんのこと、病後児を対象とする施設でも医療機関との密接な連携のもとで事業実施する必要があります。このため、医療機関等の協力をいただきながら、引き続き、拡充に向けて取り組んでまいります。

24. 保護者の求職期間については、雇用情勢が悪化しているため、2か月から5か月に戻すよう国に求めること。

（こども家庭部）国及び周辺自治体の状況を踏まえながら、区としての対応を検討してまいります。

- ☆ 25. 私立保育園に出ている法外援護費を拡充すること。

（こども家庭部）法外援護費の基準や内容については、一定の精査が必要であると考えております。保育の充実等に向けて、当該事業の目的や基準などを改めて整理してまいります。

26. 看護師の配置は、O-111、O-157、新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症対策など、子どもの命、健康を守るため、区立、私立保育園とも全園にすること。また栄養士は、給食調理の際の衛生管理の責任を果たすため巡回指導では不十分なので、全園に配置すること。

（こども家庭部）保育園の保育士、看護師、栄養士等については、それぞれの配置基準に基づき適正に配置しており、看護師を配置していない保育園においても「保育所保育指針」に基づ

き、医学的な指導など嘱託区の協力も頂きながら園児の安全の確保・健康の増進に取り組んでおります。

また、栄養士人件費は、公定価格に含まれており、看護師については区法外援護の中で助成を行っております。

27. アレルギー児が増加しており複雑化しているため、職員・施設・食材の対応が困難であり、都の補助金制度では不十分である。障害児向け統合保育費のように「特別支援児」として、アレルギー児に対して特別加算をすること。

(こども家庭部) 現行の公定価格において、食事の提供にあたり、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設に対し、栄養管理加算を行っております。なお、園がアレルギー児に対して個々の対応(アレルギー食材の除去、代替食の提供など)を行うことによる経費などにつきましては、国の制度である保育サービス推進事業により、都の補助金制度を継続して活用してまいります。

28. 大規模災害時に大田区の防災計画及び対策を地域の実情だけでなく保育の現状をとらえて保育関係者の意見を取り入れて見直すこと。

(こども家庭部) 区は区立保育園の運営を踏まえて災害対策に取り組んでおり、園児を保護者に引き渡すまでの期間を3日と想定するなどの計画としておりますので、現時点で見直しの予定はございません。

29. 災害備蓄費で簡易トイレ、ライト、バッテリー、ミルク、紙おむつ等が備蓄できるよう増額をすること。

(こども家庭部) 大規模災害時に児童の安全確保を図ることは、大変重要であると認識しております。区では、災害発生時に保護者が帰宅困難となった場合の対策として、東京都帰宅困難者対策条例を踏まえ、保育施設に3日間分の園児用備蓄食料・保存水に対する経費補助を実施しております。また、簡易トイレ、ライト、自家発電機、粉ミルク、紙おむつ等の災害用備品は既に配置のうえ、管理運営しております。

なお、公定価格にある施設機能強化推進費加算では、総合的な防災対策の強化を図るため、備蓄食料等だけでなく、物品の購入、防災研修費等も助成対象となります。本加算の令和2年度の申請実績は、園全体の7割程度にとどまっておりますので、今後十分な活用を呼びかけてまいります。

30. 防災計画では一時集合場所が近隣の公園だが、在園児を連れて移動は困難である。災害時の避難場所等について早急に具体的な検討をすること。

(総務部) 震災時に延焼火災の危険がある場合、広域避難場所への避難が必要となります。この際、自治会・町会単位で避難するための集合場所として「一時集合場所(いっときしゅうごうばしょ)」を指定しております。

現行では、自治会・町会で一時集合場所の確認を行い、各保育園等で避難訓練等を実施しております。

31. 園の建物の点検は専門家ではない園長では難しいので区は所管課と連携して安全対策を図ること。

(こども家庭部) 保育園の日常点検は、園長が行っておりますが、定期点検については、建築関係の所管課と連携し、専門職による点検を行っているほか、園からの安全対策に関する相談

にも応じております。

32. 乳幼児の安全のために、災害などの緊急の場合に備え、以前行っていたように 2 階以上に保育室のある保育園の保育士配置を増員させること。

(こども家庭部) 現在、1 階と 2 階に分かれて保育している施設については連絡機器などの配備を行い、職員間の連絡体制を確立しております。災害などの緊急の場合に備え、常時、避難訓練などを行っていることから、保育士の「二階建て配置」を行うことは考えておりません。保育士配置につきましては、国・都・区の基準に基づき、適正な配置を各施設に示しております。

33. 全ての私立保育所へ緊急地震速報の受信機を導入し、導入・運営経費も支援し、児童の安全確保を図ること。

(こども家庭部) 緊急地震速報は、スマートフォンや携帯電話で受信できるようになっており、必ずしも専用受信機を整備する必要がなくなってきていることから、運営経費の支援は考えておりません。

34. 保護者へのメール配信（防災行政無線や安心・安全メール以外の配信）実施が進み、今年度から全区立園で実施されたが、全私立園で実施できるよう支援すること。

(こども家庭部) 保護者へのメール配信等、コミュニケーション向上に資する機能は、現在販売されている保育園業務支援システムの多くが備えております。

区では、平成 28 年度から ICT 化推進事業補助を実施しており、希望する新規開設園に対してシステム導入に係る支援を実施しております。

引き続き、当該事業の活用を促してまいります。

35. 私立保育所の災害対策として、震災だけでなく風水害も含めた総合災害対策を示すこと。

(こども家庭部) 令和 2 年度は、区がマニュアルを示しながら、各保育園において水防法及び土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設における避難確保計画を策定いたしました。

引き続き、保育所における防災対策の強化を図ってまいります。

36. 区から民間委託する保育所の大規模修繕や改築の時期を早急に明らかにすること。修繕が必要な園舎は、規模に関わらず区が責任を持ち、事業者とよく協議し、早急に対応すること。事業者との話し合いが進展せず、事業者が撤退する事態が発生している。児童、保護者にも不安を与えた事例の検証をすること。

(こども家庭部) 民間委託を予定している園については、施設の現況を調査のうえ必要な修繕を行っております。民営化後についても、事業者と十分な協議を行い、工事案件ごとに個々の判断をしております。

37. 保育園に設置されている、不審者侵入に備えた警察通報装置「学校 110 番」について、経年劣化により機器の取り換えが必要になっているので、その改修費用を補助すること。

(こども家庭部) 平成 13、14 年度において緊急対応の措置として、法外援護費の支給により全園への設置が完了しております。

新規開設園についても学校 110 番設置支援事業として設置補助を実施しております。また、保守点検費用についても非常通報装置保守管理経費として補助しております。

現在、学校 110 番については、警視庁のデジタル回線化に伴い、順次アナログ回線からのデジタル化が推奨されておりますが、状況を注視してまいります。

38. 民営化した区立園の賃料加算補助の例に倣って、定期借地等により土地の確保を行って認可保育園を設置・運営している事業者に対して、地代相当の賃料加算補助金を支給すること。

(こども家庭部) 令和元年度から土地を借り受けて保育所を整備する事業者に対して、最大 60 か月の賃料補助を開始いたしました。開園後の安定的な運営につながるよう支援してまいります。

39. 私立認可保育園舎の賃借料補填加算の補助期間 5 年を見直し、制限をしないこと。

(こども家庭部) 賃貸物件の保育所については、公定価格の賃借料加算の対象となっております。また、法外援護費では開設 5 年以内の保育所については賃借料補填加算による補助を行っておりますが、6 年目以降についても条件により補助を行っております。

40. 認可保育園が諸事情で閉園しないよう、大田区が支援すること。

(こども家庭部) 区は、施設型給付費や法外援護、その他各種補助金の給付により、通常の保育園運営ができるよう支援を行っております。

財務状況や労使関係の維持等、経営上の管理は原則として各事業者が責任を持って行うべきものであり、区の関与には限界がありますが、在園児の保育環境の確保を第一に考え、指導検査や保育指導等を通して、日頃から園との連携を図り、可能な支援を行ってまいります。

41. AED が設置されていない私立保育園を含め、区の責任で全ての保育施設に AED を設置すること。園の状況によっては、複数配置できるような補助を行うこと。買い替えやバッテリー等消耗品の交換にあたっては、私立保育園にも補助をすること。

(こども家庭部) 平成 29 年度予算において、民間保育施設に対して、AED を初めて設置する際の購入費用の一部（一施設当たりの上限額 39 万円）を独自に補助する制度を単年度で設け、区の保育施設の安全面の強化を図りました。平成 30 年度以降につきましても、新規開設時に補助を行っております。

本補助は開設にかかる高額な費用負担の軽減策として行っていることから、買い替えや消耗品等の費用につきましては、各園において通常の運営費の中で対応していただく方針です。

42. 園外活動や、園庭の無い保育園の代替園庭である公園へのルートの安全対策は、警察、区、園と実地検討をして、横断歩道、カーブミラー、ガードレール等々の対策を検討し、安全対策をはかること。

(こども家庭部) 警察、道路管理担当と連携をとり、必要に応じ現地確認のうえ、「保育所あり」等の注意喚起の看板等の設置を行っております。今後も関係機関と連携をとり安全対策を図ってまいります。

(都市基盤整備部) 安全対策の要望があった未就学児童施設については、関係機関とともに適切な施設周辺等の安全対策を進めてまいります。

43. 幼児教育・保育無償化に伴う副食費の法外支援は、引き続き行うこと。

(こども家庭部) 副食費の法外支援について、引き続き実施する予定です。

子育て支援のために——学童保育・児童館に関すること

44. 学童保育料は無料にすること。

(こども家庭部) すでに少子化対策として、同一世帯で 2 人以上利用する場合に 2 人目以降の保育料を半額とする制度を導入しており、無料化については、考えておりません。なお、事情

により支払いの厳しい方に対しては、減免や免除等の配慮を行っております。

45. 児童館、学童保育の充実と質の確保、継承のため、児童育成指導員は正規職員を採用すること。

(こども家庭部) 今年度も引き続き、児童指導職の採用手続きを行っております。今後も、学童保育の質の確保、継承のために必要となる職員数を確保いたします。

46. 児童館の民間委託は中止し、区が責任をもって直営で行い、質の維持・向上を図ること。児童館を廃止しないこと。

(こども家庭部) 子育て支援サービスの拡充のため、今後も必要に応じて児童館の運營業務委託を図ってまいります。

委託事業者に対しては、委託開始前に必要な保育に関する研修及び現場引継ぎを実施するとともに、委託開始後については、サービスの質の維持・向上のため、運営状況の確認など区が責任を持って対応しております。また、放課後ひろばに学童保育が完全に移行した児童館については、周囲に利用可能な児童館がある場合、廃止を含めて検討してまいります。

47. 民間委託された学童保育施設職員の定着率と質の確保のため、大田区保育従事職員宿舍借上げ支援事業と同様の支援等、処遇改善を区として行うこと。

(こども家庭部) 委託事業者の選定にあたっては、人材確保策の実効性を含めた評価を行っております。

質の確保については、区の児童指導職による巡回指導や研修を通じ実施しております。よって、借上げ住宅支援や処遇改善等を区として行うことは考えておりません。

- ★ 48. 希望する全ての児童が学童保育を受けられるよう、正確な希望児童数を把握し、学童保育の待機児童解消のための増設計画を持つこと。低学年の場合は仮眠が必要な場合もあり、生活の場としての学童保育の環境を整備すること。

(こども家庭部) 学童保育の待機児童解消のため、放課後ひろばの整備や既存施設の定員見直しなどを行っております。今後も待機児童解消に向けた対応を検討してまいります。また、急な体調不良等仮眠が必要な場合については、必要な休息場所を確保するなど柔軟かつ適切に対応してまいります。

49. 大田区が築き上げてきた学童保育事業を拡充させるため、学童保育を児童館から放課後ひろばに移行している区の計画の検証をすること。

(こども家庭部) 平成 27 年度からすべての児童の放課後の居場所として、学童保育を児童館から放課後ひろばに移行する計画を実施しております。放課後ひろば開設以来、保護者の学童ニーズが放課後ひろばに集中しており、保護者からは、安全・安心な放課後の居場所として支持を得ているものと評価しております。

今後は、学校改築に合わせた放課後ひろばの設置を進めてまいります。

50. 放課後ひろば事業の学童保育事業の保育水準を充実するため、放課後子ども教室との一体的に行わないこと。

(こども家庭部) 放課後児童の居場所づくりに対する多様なニーズに応えるため、放課後ひろば事業は、放課後子ども教室事業と学童保育事業を小学校施設を活用し、一体的に整備・実施しております。

放課後ひろば事業は、安全安心な放課後の居場所として、国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、学童保育事業と放課後子ども教室事業を一体的に実施するものです。

放課後ひろばでの学童保育事業は、児童支援員の資格要件や専用面積など条例で定めた基準に基づき実施しており、開設後も区職員により委託事業者の運営内容を随時確認し、保育水準を確保しており、今後も学童保育と放課後子ども教室の一体型を進めてまいります。

51. 私立の小学校や特別支援学校に入学した児童にも、学童保育を保障すること。

(こども家庭部) 現在、私立小学校や特別支援学校に通われる児童に対しても、区立小学校の児童と同様に、申請、審査という手順を踏まえ、放課後ひろばや児童館等で学童保育をご利用いただいております。

52. 障害児の学童保育が、希望者全員に利用できるよう更に拡充すること。

(こども家庭部) 現在全ての施設において、支援が必要な児童を受け入れております。今後も希望に応じて学童保育での受入れに努めてまいります。

子育て支援のために——その他

53. 進学をお祝いするため、小中学校の入学祝い金を創設すること。

(こども家庭部) 子育て支援に関する金銭給付としては、児童手当等の制度があり、また、子育て家庭の就学支援としては、低所得者を対象とした就学援助費制度があることなどから、区独自の入学祝い金を一律に給付する考えはございません。

54. 少子化対策・こどもの貧困対策のため、健康保険から支給される出産育児一時金と出産費用の差額分を区独自で支給すること。

(健康政策部) 出産費用は、正常分娩の場合は健康保険が適用されず医療機関により費用に差がございます。現在のところ、区として出産育児一時金と出産費用の差額分を区独自で支給することは考えておりません。

少子化対策・こどもの貧困対策に関しては、関係機関が情報共有できる体制を整え、今後も協力し取り組んでまいります。

55. 母子の命と健康を守るため、妊婦検診を完全無料にすること。都や他自治体などとの協議待ちにならずかかった費用を区独自で助成すること。そのために助成額の増額を都に求めること。

(健康政策部) 妊婦健康診査費用の公費負担及び里帰り等妊婦健康診査費用の助成は14回分まで実施しております。妊婦健康診査は健康保険が適用されない自由診療のため医療機関により費用に差があり、健診項目が異なる場合もあるため、区では区民に対する公平性の観点から、一定額を公費により負担しております。

また、妊婦健康診査は、受診者の利便性向上のため東京都、東京都医師会、特別区、市及び町村の協議により、都内共通の内容で相互乗り入れにより実施しており、助成額の増減を大田区の判断のみで実現は困難です。

56. 不妊治療に対して、都の事業が拡充されたが、まだ不十分で治療費に見合わないのを都に充実を求めるとともに、区独自に助成をすること。

(健康政策部) 不妊治療は、令和4年4月1日から健康保険が適用される見込みです。それに伴い東京都は「東京都特定不妊治療費助成事業」の見直しを検討している模様です。

今後も、国や都の動向を注視してまいります。

57. 少子化対策・こどもの貧困対策として、子育て世帯への家賃補助を行うこと。

(まちづくり推進部) 現在、家賃補助を行う予定はございません。

58. 糀谷・羽田地域にも子ども家庭支援センターを設置すること。

(こども家庭部) 学童保育事業を終了した東糀谷児童館では、乳幼児親子事業や子育て相談を充実させており、また、萩中児童館では一時保育を実施しているなど、糀谷羽田地域は、児童館を活用して子ども家庭支援センターと同等の子育て支援機能を整備しておりますので、現時点では増設の予定はございません。

59. 児童相談所の開設にあたり、児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等の確保が必要である。研修に数年かかることなどから職員体制を含めた計画を示すこと。また、開設準備には専門家の意見を聞くなど充実させること。早期開設を目指すこと。

(こども家庭部) 区では、児童福祉司、児童心理司、一時保護所の児童指導員を育成するために、近隣自治体への継続的な派遣研修の実施と、様々な専門研修や実習、OJT等により、計画的に人材育成をすすめております。また、学識経験者や弁護士、区内の児童養護施設施設長等の専門家で構成するアドバイザー会議を平成30年度に設定し、施設設計や運営についてご助言をいただいて参りました。さらに令和4年からは分科会を開催し、検討体制を強化してまいります。開設の時期につきましては、施設の整備状況等を勘案し、適切に見極めてまいります。

60. 「わかばの家」は相談数の増加により、相談を受けるまで数か月待ち、親子通所が1年限定などの問題が指摘されているため、体制の拡充をすること。また、分館が設置されたが、糀谷・羽田地域にも増設すること。事業体制は区が直営で行うこと。

(福祉部) こども発達センターわかばの家については、令和2年度に西六郷分室を設置し、本館や各館の役割分担を明確化することで機能強化を図りました。相談を受けるまでの待期間については、現在約2か月間ですが、今後も待期間縮減に努めてまいります。

また、運営については、引き続き、高い専門性と実績のある社会福祉法人による業務委託により実施し、糀谷・羽田地域に増設する予定は今のところありません。

61. 発達障害の理解のため区民への学習の機会を増やし、「5歳児健診で多くの軽度発達障害児や軽度精神遅滞児を就学前に発見できる可能性があります」と厚生労働省も認めている5歳児健診を実施すること。

(福祉部) 障がい者総合サポートセンターでは、平成25年度から教育委員会と共催で、区民の理解を深めるための発達障がいシンポジウムを新型コロナウイルス感染拡大前の令和元年度まで開催してまいりました。

令和3年度は、さぼーとびあ医師による「発達障がいを学ぼう」と題し、講演会を開催いたしました。また、発達障がいの理解啓発として、毎年パンフレットを発行し、周知しております。

今後も、発達障がいに関する区民へのさらなる理解促進に向けて取り組んでまいります。

(健康政策部) 平成25年度から教育委員会と共催で、区民の理解を深めるための発達障がいシンポジウムを開催しております。また、平成26年度からは児童館でのミニ学習会と個別相談会を実施し、こども・保護者の生活の身近な場所での学習・相談の機会を設けております。

保健所では、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査において、精神発達に関する問診の工夫などにより発達障害の早期発見に努めております。また、必要に応じて保健所の乳幼児発達健康診査で、小児神経科医と心理職による診察・面接相談を行い、適切な専門医療機関やこども発達センターわかばの家等の療育機関をご紹介するなど早期からの支援を行っております。

す。

5歳児健康診査につきましては、現在のところ、実施する予定はございません。

62. 発達障害児の放課後デイサービスは、事業内容を充実させるため、現状を調査し、子どもに寄り添った事業に拡充するよう指導し、補助をすること。

(福祉部) 放課後等デイサービスは、国の定める基準に則り、実施するものです。必要に応じ、区が事業所を訪問し、実施状況について、確認、指導助言しております。

給付費により運営が行われ、適切な報酬が支払われております。区独自の補助については考えておりません。

63. ロタウイルス、インフルエンザ等について、定期予防接種化を国に要望し、他区でも行っているように区独自でも助成をすること。

(健康政策部) ロタワクチンにつきましては、令和2年1月に予防接種法施行令等が改正され、令和2年10月から定期予防接種となりました。

インフルエンザワクチンにつきましては、新型インフルエンザの同時流行が懸念されたため令和3年度は乳幼児への助成を行いました。現時点では、令和4年度に助成の予定はございません。

おたふくかぜについては、国は定期予防接種化にむけた検討を行っており、この動向を注視してまいります。

- ★ 64. 子ども医療費助成制度を18歳まで拡充すること。

(こども家庭部) 現状において、限りある財源の中で真に必要な方には医療費助成を行っていることから、助成対象を高校生年齢まで拡大する必要性は低いと考えております。

65. 子どもへの虐待は年々増加している。2020年5月に発生した3歳女児の虐待死の事例で大切な命を守ることができなかつた。命を守るため、2020年9月の検証結果報告において提案された、乳幼児健診未受診者をなくすためマニュアルの見直し、子ども家庭支援センターと健康政策部との連携・体制強化し、職員の増員をすること。

(こども家庭部) 子ども家庭支援センターを大田区子育て世代包括支援センターに包含し、母子保健施策の保健師と子育て支援施策の子ども家庭相談員(福祉職・保健師等)が緊密に連携できる体制を構築してまいります。

乳幼児健診未受診者においては、既に健康政策部において健診勧奨期間等の見直しを行い、養育状況が確認できない未受診者については毎月子ども家庭支援センターに報告し、調査に繋がっております。

高齢者福祉の充実のために

- ★ 66. 75歳以上の高齢者を差別と負担増で苦しめる後期高齢者医療制度は世代間の負担のバランスとして導入されたものではなく廃止するよう国に求めること。また、区独自で医療費の窓口負担を無料にすること。まず当面は半額にすること。

(区民部) 後期高齢者医療制度は、世代間の負担のバランスを調整するために導入されたものと認識しております。平成25年の社会保障制度改革国民会議報告書においても「現在では十分に定着している制度と考えられ、今後は現行制度を基本としながら実施状況等を踏まえ必要な改善を行っていくことが適当である」とされ存続の方向でまとめられております。国保制度改

革が実現した現段階では、後期高齢者医療制度の見直しについて動向を注視しており、国に制度廃止を求める予定はございません。

後期高齢者医療制度は、費用の大部分を公費や現役世代からの支援金で賄われております。持続可能な医療保険制度として確立し維持していくためには、負担と給付の公平性があり、高齢者と現役世代の両方が安心して納得できる制度にすることが求められております。窓口負担や保険料など、後期高齢者被保険者にも負担能力に応じた負担を求めざるを得ないものです。制度の見直しには、被保険者に過度な負担とならないよう慎重な検討が必要であり、国の責任において万全の策を講ずべきです。従いまして区独自で窓口負担の無料化及び半額化に取り組む考えはございません。

67. 家族介護者支援を更に進めるとともに、認知症・寝たきりの65歳以上の高齢者へ月2万円の介護支援手当を創設すること。

(福祉部) 家族介護者支援については、地域包括支援センターにおいて介護者からの相談を受け、個々の状況に応じた丁寧な対応を行っております。また、家族介護者支援ホームヘルプサービス事業や、介護者向け情報誌「ゆうゆう」の発行など、在宅介護を支える施策も実施しているため、新たな介護支援手当の創設については考えておりません。

68. 高齢者の敬老金、寿祝い金・長寿祝い金の縮小・廃止を元に戻すこと。

(福祉部) 区では、88歳、100歳、区内最高齢の方を対象に、寿祝い金・百歳以上長寿者祝金を贈呈しております。高齢者対象見込数や制度の持続性など考慮し、適切に対応しております。

69. シルバーピアは実態に見合った増設計画を作ること。特にオーナー希望は通年受付とし、迅速に対応すること。

(福祉部) シルバーピアについては「第8期おおた高齢者施策推進プラン」に基づき、取り組んでおります。

70. 公営住宅法で課せられている自治体の責務を果たし、高齢者アパートは実態に見合った計画をつくり、増設すること。

(福祉部) 高齢者アパートについては、増設の予定はございません。

71. 区は包括的な見守り体制に責任を持ち、高齢者の孤独死をなくすため、独り暮らしの全ての高齢者への安否確認活動を拡充するためにも福祉電話・準福祉電話を復活することや、高齢者見守り推進事業者へ謝礼等を支給すること。

(福祉部) 平成30年度から、見守りコーディネーターを見守り支え合いコーディネーターにレベルアップし、さらなる見守り、支え合い体制の強化に取り組んでおります。

これまでの高齢者見守り関連事業の拡充に伴い、福祉電話・準福祉電話については廃止したものであり、復活は考えておりません。

また、高齢者見守り推進事業者へ謝礼を支給する考えはございません。

72. いきいき入浴券の自己負担を他区で行っているように無料にし、利用制限をしないこと。申請主義をやめ、対象者全員に郵送すること。

(福祉部) いきいき高齢者入浴事業は、定期的な外出を通し、高齢者の健康維持と地域でのふれあいを促進することを目的としております。多くの高齢者の方に、年間を通じて継続的にご利用いただくために、月毎の利用回数、自己負担は継続していく考えですが、令和3年度から無料券(「ゆ〜体験」)を1枚追加しております。

また、入浴証の交付につきましては、適正な入浴証の使用及び公衆浴場での保管のリスクを考慮し、平成 28 年度に「交換方式」から「申請方式」に改め、平成 30 年度からは利用者の利便性を考慮し「自動更新方式」を取り入れるなど、管理・運営上の改善に努めております。

73. 年間 4 枚のマッサージ券を月 1 回使えるように増やすこと。指定施術所だけでなく、どこでも使えるようにすること。

(福祉部) 常時寝たきりの高齢者とその介護家族を支援するために、年間 4 枚のマッサージ券を支給しております。枚数を増やす予定はございません。

74. 年間 2 枚のふれあい理美容補助券を年 6 枚にし、対象者をひとり暮らしに限定しないこと。

(福祉部) ふれあい理美容補助券の交付は、ひとり暮らし高齢者の引きこもりを防止する手段として実施しているところです。枚数を増やす予定はございません。

75. 高齢者の健康増進を図るためにも、受益者負担の考えを改め、高齢者団体や個人が積極的に区民施設を利用できるよう施設使用料の減免制度を設けること。

(企画経営部) 区施設の使用料は、受益者負担の原則に基づき、算定基準により算出した使用料を利用者に負担いただいております。その中で、区の施策において、減免による支援が必要と判断したものについては、減免の規定を設けております。

区は、高齢者の健康増進に資することを目的の一つとして、平成 29 年度から区立水泳場使用料の減額をしております。減免による高齢者支援については、所管部局において適宜検討してまいります。

- ★ 76. 補聴器は高額であるため、希望する全ての難聴者が購入できるよう、保険適用を国に求めること。また、都の補助金制度を活用して、高齢者補聴器購入費助成の所得制限を見直し、補助額・対象年齢などを拡充すること。

(福祉部) 区では平成 22 年度から高齢者補聴器助成事業を行っております。過去の申請実績は一定数で推移している状況であり需要には対応できているととらえているため、現在助成内容の拡充は予定しておりません。

また、令和 2 年度から東京都の高齢社会対策区市町村包括補助事業に採択され、補助金を活用しています。

保険適用は国の社会保障審議会の議論等動向を注視してまいります。

77. 8050 問題（中高年の引きこもりの問題）が深刻な社会問題になっており、高齢福祉課に相談窓口を置くなど対策すること。

(福祉部) 高齢者の相談窓口である地域包括支援センターにおいては、高齢者本人の支援をつうじて子の引きこもりの問題（8050 問題）等についても支援しております。

8050 問題を抱える世帯は複数課題が生じていることや介入の難しさ等の課題もあり、引き続き、関係機関と連携し対応してまいります。"

障害者福祉の充実のために

- ★ 78. コロナ禍による各施設や作業所などが減収にならないよう予算を増やすこと。利用者の工賃も消費税分を含んで引き上げられるよう支援すること。

(福祉部) 事業所に対する給付費については、新型コロナの感染拡大に対応し、さまざまな取り扱いが行われ、事業の継続に必要な給付費が支払われております。利用者の工賃については、

自主生産品販路の確保、新たな仕事の受注など、工夫を凝らし、工賃の確保に取り組んでいるところです。

79. 障害者権利条約の啓発活動を行うこと。また障害者差別解消法の区民の認知度は不十分なので更なる啓発活動を行うこと。

(福祉部) 啓発用パンフレットの配布、区ホームページによる情報発信等により、引き続き啓発に取り組んでまいります。

80. 障害者の総意によってまとめられた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を基にして障害者総合支援法を見直すよう国に求めること。

(福祉部) 区としては、今後も引き続き国の動向を注視してまいります。

81. 65歳を超えた障害者についても、基本的には障害者サービスを優先すること。介護保険制度優先では障害のある方が今まで通りの生活支援が受けられない。「介護保険優先原則」について改めるよう、国に強く求めること。

(福祉部) 平成30年4月施行の改正障害者総合支援法では、高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用に関する内容が下記のとおり規定されております。

- ①一定の高齢障害者に対し、一般高齢者との公平性を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担を軽減(償還)できる仕組みを設ける
- ②障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直し(共生型サービスの創設)

82. ヘルプカードの配布は対象者に送付し、全ての障害者が持てるようにすること。防災訓練などの機会をとらえて、引き続き区民に周知すること。

(福祉部) ヘルプカードは自立支援協議会の防災・あんしん部会にて普及啓発に取り組んでおります。

障がい者総合サポートセンターでは事務局として、区報やホームページにて周知するとともに、大田区総合防災訓練などの際に、来場者へチラシでの周知とともに個別に説明しながらヘルプカードの配布を行っております。

今後もヘルプカードへの幅広い理解促進と普及に向けて取り組んでまいります。

83. 聴覚障害者への配慮として、大田区(福祉部以外を含む)から送る文書や申請書等には必ず電話番号のほかFAX番号を明記すること。

(福祉部) 区から送付する文書やお知らせ等には、電話番号のほかFAX番号を記載するようにしております。

引き続き、「大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」の趣旨に則った取組を進めてまいります。

84. 身体障害者手帳4級の方への手当(月額2,000円)を復活すること。

(福祉部) 障害の程度等を鑑み、心身障害者福祉手当に、身体障害者手帳4級の方を対象とする考えはございません。

85. 医療的ケアが必要な重度障害者の親亡き後の入所施設を、区内に一刻も早く新設するよう都に求め、区が設置に向けて支援すること。都立北療育医療センター城南分園の改築に当たっては、入所施設も整備するよう都に働きかけること。

(福祉部) 都立北療育医療センター城南分園の改築がある際は、都に必要な要望を伝えてまい

ります。

重症心身障害者入所施設の設置につきましては、引き続き都に要望してまいります。

86. 重症心身障害者のための入所施設の設置を都に求めること。

(福祉部) 重症心身障害者入所施設の設置について、引き続き都に要望してまいります。

87. 2022年1月開所予定の重症心身障害者のためのグループホームについて、診療所も同時に整備されるが、医師・看護師・介添人の体制強化など関係者と十分な協議を行い、充実させること。

(福祉部) 医療的ケアが必要な障がい者を含む重度の障がい者が安心して過ごせるよう、グループホーム及び診療所の連携等について関係者と十分な協議を行い、適切に対応してまいります。

88. 重症心身障害児・者のレスパイト事業は、年度の上限時間・上限回数を増やし、実情に応じて回数や1回あたりの時間を柔軟に対応できるように改善すること。

(福祉部) 在宅レスパイト事業は、平成27年度に都の助成を受けて始めております。都から令和3年度当初新型コロナウイルス感染症対策としてサービス提供回数の規定に関わらず、年間の上限時間を超えない範囲で補助すると通知がありました。区も同様に運用してきましたが、今般年間上限回数を超えない範囲での利用について都が正式に改正しました。

区としては、今後都の規定に合わせて要綱改正を進めてまいります。また、都は医療的ケア児等の家族の就労支援を図る事業を開始いたしました。上限時間は、本制度と共通となっております。

区もこれに合わせて就労支援を対象とするよう見直しを行う予定です。

89. 特別支援学校卒業後の日中活動の場を増やすこと。その際、重度障害者も受け入れられるように、体制を整備すること。また、他の事業を行っている既存の施設を廃止しないこと。

(福祉部) 日中活動の場となる生活介護施設の整備及び医療的ケアの必要な方を含む重症心身障がい者への受け入れを進めるため、障害者福祉施設整備・活用を実施し、障害のある方の増加や重度化に対応してまいります。また、既存の施設については、有効活用を図ってまいります。

90. 通所施設の受け入れ態勢が15時半までとなっているので、延長をすること。当面は大森東福祉園のような「施設後デイサービス」事業を拡充すること。拡充に伴い、移動支援サービスも拡充すること。

(福祉部) 大森東福祉園における日中一時支援事業の試行状況等を勘案し、通所施設の受け入れ時間、移動支援を含めた障害施策全体で、引き続き調査・研究してまいります。

91. 重度の知的障害に加え、行動障害やてんかん発作がある人でも家族の緊急時に保護できるショートステイなど体制を整備すること。

(福祉部) 短期入所施設の必要性につきましては認識しております。おたが障がい施策推進プランの個別施策でも重点課題として位置づけております。令和3年4月より、つばさホーム前の浦において、機能拡充を行い、5床増床したほか、行動障害のある方も受入を行っております。

92. 現在通所している通所施設による緊急一時保護が行えるよう、区が支援をすること。

(福祉部) 現行の通所施設においては、施設基準等により、宿泊を伴う緊急一時保護を行うことはできません。既存の短期入所事業の活用をお願いいたします。なお、つばさホーム前の浦

については、緊急時に対応できるよう、利用の調整を行っております。

93. つばさホーム前の浦にグループホームを設置されたが、まだ不足しているので増設すること。

(福祉部) 障がい者の居住の場として、民間事業者によるグループホームの設置を推進しております。

94. 障害者実態調査で本人の意思決定が尊重されるよう、新たに本人が回答できるよう工夫した調査票を作成すること。また、第三者の支援により回答できるよう体制をとること。

(福祉部) 令和元年度に実施した障がい者実態調査におきましては、調査票に振り仮名を付けるとともに、漢字の無いインターネット回答用ページも御用意いたしました。

本人に対する調査方法、記入率の向上については、大田区障がい者施策推進会議における御意見も踏まえながら、引き続き研究してまいります。

95. 知的・身体・精神障害者向けの、ケアホーム、ケア付住宅、グループホーム、高齢障害者のためのケアホームを新設・増設すること。国・都等の公有地の活用を積極的におこなうこと。

(福祉部) 障がい者の居住の場として、民間事業者によるグループホームの設置を推進しております。

拡充が望まれる、重度の障がい者も受け入れ可能なグループホームの整備については、国・都等の公有地の活用も含め、検討してまいります。

96. 知的・身体・精神障害者向けの緊急一時ショートステイ事業を拡充し、必要なときに使えるよう助成すること。

(福祉部) 令和3年4月に改修・機能拡充した大田区立つばさホーム前の浦において、緊急対応の枠を確保し、必要に応じ、活用いただいております。

- ☆ 97. 区立障害者福祉施設整備基本計画は、当事者である障害者の声を聞き、大規模化を改め、小規模施設を地域バランスを考慮して配置するよう見直すこと。

(福祉部) 区立障害者福祉施設整備計画の実施にあたり、利用者・ご家族からのご意見ご要望は、いつでも施設を通じて承り、設計に反映しているところです。引き続き、利用者、家族と、コミュニケーションをとっております。

施設規模については、既存施設を活用しつつ、特に、生活介護施設の利用を希望する区民の方全員が利用できるよう、取り組んでまいります。

98. 道路・公共施設は基本ユニバーサルデザインの視点でバリアフリー化をすすめ、民間施設のバリアフリー化への助成も促進すること。

(企画経営部、まちづくり推進部) 民間施設のバリアフリー化への助成については、バリアフリー法及び東京都建築物バリアフリー条例により対象施設のバリアフリー化が義務付けられているため、助成する考えはございません。

(都市基盤整備部) 道路・公共施設のバリアフリー化につきましては、今後もユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備を推進してまいります。

99. 区が策定した「大田区移動等円滑化推進計画」に基づき、音響式信号機とエスコートゾーンは諸条件が整い次第、順次取り組むとしているが、整備が進まない状況があるので、区が積極的に働きかけること。

(まちづくり推進部) 区では、誰もが分け隔てなく共生する社会の実現を目指し、大田区移動等円滑化促進方針に基づき、多くの方が日頃利用される施設や経路を中心として街なかの移動

等円滑化に取り組んでおります。

また、移動等円滑化促進方針で示す蒲田駅周辺地区、大森駅周辺地区及びさぼーとぴあ周辺地区において、警視庁と連携を図りながら、音響式信号機やエスコートゾーンの整備について継続的な取組を検討してまいります。

- 100.京急蒲田駅は触地図を含めて案内板を増やし、ホームのわかりにくさを改善し、北側に改札口を増設し、エレベーター・エスカレーターを設置するよう鉄道事業者に求めること。

(まちづくり推進部) 京急電鉄に触地図などの案内板の増設について再度要望したところ、「現状では触地図及び案内板等の増設予定はありませんが今後もわかりやすいご案内になるよう努めてまいります。」とのことです。北口改札の増設、エレベーター・エスカレーターの設置については、これまでも京急電鉄に対し要望しており、今回改めて要望したところ、「現時点では必要性はないと判断しております。」とのことですが、引き続き、京急電鉄に北口改札増設についてご要望をお伝えしてまいります。

- 101.住宅改造相談・助成及び福祉タクシー・自動車燃料費(移送サービス利用券)について、定められた「対象」だけでなく、個々の生活実態や障害状況、年齢等を考慮し、障害の程度は1人ずつ違っているので、必要だと判断できる障害者は認めること。

(福祉部) 住宅改造相談・助成、移送サービス利用券の各事業につきましては、公平性・公正性を確保する観点から、各事業の実施要綱に定める基準に基づいて実施しております。今後も、相談者の個別の生活実態や障がい状況、年齢等を丁寧に勘案しながら、当該事業の適用も含めて、適切に対応してまいります。

- 102.視覚障害者の収入源になっている敬老マッサージ事業は、単に縦割りによる高齢福祉課の老人いこいの家の事業にせず、障害福祉課と協力し視覚障害者の仕事確保として支援すること。

(福祉部) 老人いこいの家等での敬老マッサージ事業は、高齢者の健康保持・増進を目的として実施しております。今後も、事業の目的に基づいて事業を行ってまいります。

- 103.障害者用日常生活用具類について、用具類の見直しについて区は検討するとしているが、改善されていない。新しい用具類が増加しているため、日常生活用具類検討会において、支給対象の見直しを早急にすること。

(福祉部) 日常生活用具類支給対象の見直しについては、日常生活用具検討会を開催し検討しております。今後も、日常生活用具検討会は、開催時期も含め適切に運営してまいります。

- ① 購入の際の自己負担額をなくすこと。

(福祉部) 自己負担額につきましては、既に収入の状況に合わせた適切な負担となっております。

- ② デイジー機器の支給対象を3級以下にも拡充すること。

(福祉部) デイジー機器の支給対象は、殆どの区において1、2級とされていることから現状で適切と認識しております。

- ③ 災害情報を得るためにも視覚障害者にやさしい地デジ対応のラジオを追加すること。

(福祉部) 視覚障がいのある方への支援については、適切に実施することが重要であると認識しております。日常生活用具類支給対象の見直しについては、今後も日常生活用具検討会を開催し、適切に検討してまいります。

- ④ 在宅医療等支援用具の対象を障害者のみ世帯に制限しないこと。

(福祉部) 在宅医療等支援用具のうち視覚障がい者のみの世帯に限定しているのは、音声式体温計、体重計、音声付き血圧計です。いずれも家庭において家族の支援が受けられる場合です。

- 104.ガイドヘルパーの派遣サービスは、送迎だけでなく施設利用の時間中についても利用できるようにすること。

(福祉部) ガイドヘルパーの派遣は原則として、ある地点から地点への移動に対するサービスです。

- 105.大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例を施行するため、施策を充実すること。

(福祉部) 様々な意思伝達手段を活用した区からの情報提供を強化するとともに、条例の趣旨について区民・事業者への周知を進めることで、障がい特性に応じた意思疎通手段の利用の促進を引き続き図ってまいります。

- ☆ 106.公共インフラとしての「電話リレーサービス」が実現したが、利用実態を調査し、当事者の要望を聞き、改善を図ること。

(福祉部) 当事者からのご意見、ご要望につきましては、東京都を通じて実施機関へ伝えるようにいたします。

- 107.聴覚障害者の夜間の緊急時に手話通訳派遣サービスを実施すること。

(福祉部) 窓口開催時間外の夜間に緊急時の派遣サービスを実施することは、手話通訳者の状況等からも当面困難です。

- 108.手話通訳者養成クラスの受講回数を年間 30 回から 40 回にすること。講習会予算の増額を図り教材、備品購入予算をつけること。

(福祉部) 平成 29 年度からは手話講習会（通訳養成課程）の回数を年 15 回から年 30 回に回数を増やして実施しております。

現在さらなる回数増の予定はございません。また、必要な備品、会場の確保は障がい者総合サポートセンターの事業として予算計上して実施しておりますので受講者の負担はテキスト代のみとしております。

- 109.中途失聴・難聴者の方々から要望がある、手話講習会への講師代・OHP・OHC（書画カメラ）・資料代・会場費等へコミュニケーション支援として全額補助を行うこと。備品類はさぼーとぴあだけでなく、他の区民施設にも配備すること。

(福祉部) 中途失聴・難聴者への講習会は令和 3 年度と同様に実施する予定です。講師への報償費や必要な備品、会場の確保は障がい者総合サポートセンターの事業として予算計上して実施しておりますので受講者の負担はテキスト代のみとしております。

備品類を他の区民施設に障がい者総合サポートセンターが配備する予定は現在ございません。

- 110.本庁舎障害福祉課の手話通訳者の配置を、月曜日が祝日の場合は火曜日に振り替えたことは評価できるが、週に 1 日では不十分であり、障害者差別解消法に反する。本庁舎および 4 地域庁舎窓口到手話通訳を正規雇用で常時配置すること。

(福祉部) 障がいのある方への情報保障への配慮につきましては、必要であると認識しております。

手話通訳者が不在の時には、タブレット端末による遠隔手話通訳サービスにより対応し、す

ぐに利用できる状態にしており、手話通訳者を常時配置する予定はありません。

- 111.障害者差別解消法で行政機関に対し合理的配慮の提供を義務付けられているため、区内の公の施設の障害者用駐車場を無料にし、障害者優先の無料駐車場を設置すること。

(福祉部) 障がいのある方やその家族・介護者が使いやすい駐車場が増えるよう、引き続き、合理的配慮の趣旨について関係各課へ周知を図ってまいります。

- 112.障害者総合支援法の事業に移行した小規模作業所への助成を拡充すること。

(福祉部) 引き続き安定した事業運営のための支援を実施してまいります。

- 113.障害者差別解消法に基づき、共同作業所が運営できるよう補助金等の支援を図ること。

- ① 地域活動支援センター(地活)については、基礎的事業経費と地活 II 事業経費の基準額を実態に見合う金額まで引き上げること。

(福祉部) 引き続き安定した事業運営と利用者支援がかなうよう支援を実施してまいります。

- ② 就労継続支援 B 型の施設は営利団体ではないため、法に基づき合理的配慮をすべきであり、ごみ処理券の助成を行うこと。

(福祉部) 営利団体以外が運営する就労継続支援 B 型施設に対しましては障害者日中活動系サービス推進事業補助制度により支援を実施しております。また、各施設のごみ処理に係る費用については、現行の補助金制度の対象経費となっておりますので、別途助成する予定はございません。

- ③ 小規模作業所の利用者の健診は区が無料で実施すること。職員に対しては、健診費用助成を現行の補助金制度とは別途行うこと。

(福祉部) 各施設の利用者、職員の健康診断費用については、現行の補助金制度の対象経費となっておりますので、別途助成する予定はございません。

- ④ 大田区障害者施設就労支援等事業特別加算補助金交付要綱にある、利用者交通費助成については、利用者全員を対象とすること。

(福祉部) 利用者交通費の補助については、現在、原則として区内在住者について対象としております。また、対象を拡大する予定はございません。

- ⑤ 大田区障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱 第 4 条(2) 事業所の家賃が、「1 か月当たり 300,000 円を上限」とあるが、消費税増税や賃料の値上げなどを考慮し上限を引き上げること。

(福祉部) 障害者日中活動系サービス推進事業補助制度による各施設への支援は、施設の運営状況を見守りながら的確に実施してまいります。現在、家賃補助の上限を引上げる予定はございません。

- 114.地域で生活する精神障害者の多くは精神障害者保健福祉手帳 2 級の方であり、障害基礎年金は月額 6 万円程度で自立できない。精神障害者が社会参加でき、地域で生活ができるように、2 級の方にも心身障害者福祉手当を支給すること。

(福祉部) 精神障がいは、治療により症状が変わる特性もあり、精神障がい 2 級の方については就労支援や日中活動の場の提供、地域生活定着等の支援を行っており、精神 2 級の方への手当支給対象を拡大する予定はございません。

- 115.精神障害者は 1 人では動けず、引きこもりになりがちである。就活にも交通費が必要であり、

衆参の国交委員会・本会議で請願が採択されたように、知的・心身障害者と同様に、都営交通乗車証にならって交通費を割引にするよう、国土交通省に要請し、特に JR・東急・京急に働きかけ、区としても独自の支援をすること。

(福祉部) 現在、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の交通費の割引は、都営交通乗車証の発行、都内路線バスの運賃の割引、タクシー運賃の割引となっております。

区として、独自の支援を行う考えはございません。

- 116.長期入院の精神障害者が退院して地域で住み続けられるようにするため、精神障害者グループホームを活用したショートステイを区の補助事業とすること。都にも補助事業の対象とするよう、都に要望すること。

(福祉部) 東京都が精神障害者グループホームを活用したショートステイ事業を実施している中、区において実施する効果などを含め調査研究してまいります。

- 117.精神障害者の相談・居場所の確保をしている施設を増設すること。特に大森・調布地域には早急に設置を検討すること。

(福祉部) 現在のところ、増設予定はございません。障がい者総合サポートセンターや各地域庁舎、地域活動支援センターにおいてご相談を受け付けているとともに、地域活動支援センターでは創作的活動や生産活動の機会の提供も行ってまいります。

- 118.精神障害者の日中の居場所作りのため、助成制度を創設すること。

(福祉部) 現在のところ、ご要望の助成制度を創設する考えはございません。

- 119.精神障害者を対象にした訪問型（アウトリーチ）地域医療実施の予算が付いたが、精神保健福祉士の雇用が課題であり、機能が果たされていない。精神保健福祉士は、非常勤でなく常勤で雇用し、相談する支援体制などを充実させること。また、中部精神保健センターや医師会との連携で、分室を区内に設けるなど、区として責任を果たすこと。

(健康政策部) 保健所の保健師は、日々の活動の中で、精神障害者への相談支援を行っております。対応の難しいケースについては医療機関や東京都立中部総合精神保健福祉センターなどの関係機関と連携し、必要に応じてこれらの機関と同行訪問をしております。

精神保健福祉士の雇用につきましては会計年度任用職員とし、保健師とのチームアプローチで保健、医療、福祉など必要な支援やサービスの導入につなげることにより精神障害者の地域生活支援を強化することを目指してまいります。

- 120.精神障害者の自立支援のために保健師を増員すること。

(健康政策部) 現在のところ、保健師を増員をする予定はございません。保健師については、業務の必要性も含め、研究してまいります。

- 121.精神障害者などの成年後見人制度活用は障害者権利条約第 12 条の立場に立ち、利用者の気持ちを尊重すること。

(福祉部) 成年後見制度の本旨に基づき、正しい理解と利用促進を図るため、令和 2 年 4 月 1 日から大田区社会福祉協議会と連携し、大田区成年後見制度利用促進中核機関の運営に取り組んでおります。

本人の意思を尊重し、寄り添った支援が行われるよう、関係機関との連携して、権利擁護支援体制の強化に努めてまいります。

- 122.区が実施する移動支援養成ヘルパー研修において精神障害の学習も取り入れ、精神障害者への

理解を深めること。

(福祉部) 精神障害当事者会にも協力いただき、令和元年度から精神障がい者に関する内容を部分的に取り入れての実施を始めております。引き続き移動支援ヘルパーの養成に取り組んでまいります。

☆ 123.廃止された精神障害者家族会への支援を復活すること。

(健康政策部) 精神障害者家族会への支援について復活の予定はございません。個別の相談支援の中で本人と同様に、ご家族も支援してまいります。

124.障がい者総合サポートセンター（さぼーとぴあ）の運営について

- ① B棟の医療的ケアを必要とする重症心身障害児（者）の短期入所事業、学齢期の発達障害支援事業は、動ける重症心身障害児（者）も対象とするなど、関係者の声をよく聞いて改善すること。

(福祉部) 障がい者総合サポートセンターの短期入所事業は、6歳以上の重症心身障がい児（者）、又は準ずる方を対象としております。

令和元年度の開設当初は、重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している（いわゆる大島分類の1から4まで）の方を対象としておりましたが、現在では状態を確認したうえで、歩行障がいのある方や中度の知的障がいの方（大島分類の5から9まで）にもご利用いただくことができるよう対応しております。

今後、さらに医療的ケアが必要な歩行可能な方等のご利用については、重症心身障害児（者）の方々と一緒に利用が可能か等を含め、慎重に委託事業者と検討を進めてまいります。なお、学齢期の発達障がい支援事業については、障がいの程度を特に限定しておりませんので、学齢期の児童生徒であれば、基本相談をお受けしております。

- ② 手話通訳者は大田区が正規雇用で複数配置し、同行支援にも対応できるようにすること。

(福祉部) 手話通訳者は大田区登録手話通訳者の派遣と、東京手話通訳派遣センターからの派遣の2種類で対応しております。

通院等で必要な同行支援も対応しております。

- ③ 障害者が使いやすいカラオケ機器を設置すること。

(福祉部) 新型コロナウイルス感染症の影響を含め、現在、カラオケ機器を設置する予定はございません。

- ④ 専門相談員（各障害に対応した）を配置し、緊急時も含め24時間対応できるようにすること。働く人のためにも、早急に午後9時まで延長すること。

(福祉部) 相談窓口開設時間は、平日は8時30分から19時まで、土曜・日曜・休日は8時30分から17時までで、この時間帯では特に予約の必要なく相談を受け付けて対応しております。午後9時までの延長の予定はございません。

- ⑤ さぼーとぴあを結ぶ循環バス路線は、主要駅や4地域庁舎、出張所などの公共施設を結ぶなど利便性を高めること。また、各停留所の表示をすること。

(福祉部) 障がい者総合サポートセンターでは、車いす用リフト付きの大型バスを2台の運行契約を締結しております。その主な目的は、障がい者総合サポートセンターで実施している機能訓練利用者のための送迎です。

その送迎の空き時間に、障がい者総合サポートセンターと区内主要駅を結ぶルートバスを

運行しております。各停留所の表示については、状況を見定め判断してまいります。

- ⑥ 都が所管となっている補装具判定については、障害者総合サポートセンターで出張判定を実施するよう都に求めること。

(福祉部) 補装具判定については、東京都が所管で、以前のような巡回相談は行っていない状況です。出張判定の実施予定はございません。

- ⑦ 多目的室等の活用については障害者団体等を優先すること。

(福祉部) 多目的室と集会室の貸出しについては、一般の方は1か月前からの申し込みであるのに対して、大田区障害者団体は3か月前からの申し込みを受付し優先しております。

- ⑧ さぼーとぴあの非常勤嘱託医配置だけでなく、大森赤十字病院と連携するため、精神科の入院が可能となるよう申し入れること。

(福祉部) 障がい者総合サポートセンターでは、精神科医・内科医・整形外科医に嘱託医としてご協力いただきながら、専門的見地から相談をお受けしております。

特に近隣にある大森赤十字病院とは、すでに大田区と大森赤十字病院における連絡協議会や自立支援協議会などの参加で日頃から連携を深めているところです。

- ⑨ 車椅子のままで避難ができるよう、避難スロープを改善すること。

(福祉部) 障がい者総合サポートセンターでは、限られた敷地面積のため、避難用スロープではなく、避難用滑り台が設置されております。障がい者総合サポートセンターの消防計画では、車いすの方の避難において必ず職員が介助を行うこととなっており、レスキュースライダーで階段を降りて避難するか、各階とも避難用のバルコニーが広く安全であるためバルコニーに平行避難して消防隊の助けを求めることになっております。

125. 全ての公の施設には磁気ループや FM 補聴システムを設置すること。まず、未設置の施設は磁気ループや FM 補聴システムが接続できるよう直ちに対応し、貸し出し用の磁気ループや FM 補聴システムを常備すること。区民への周知をすること。

(企画経営部) 磁気ループにつきましては、現在大田区民ホール、大田区民プラザ、大田文化の森、大田区総合体育館、障がい者総合サポートセンターに設置されております。今後も施設用途等を考慮し整備に努めてまいります。

また、区民の方々へ広く知っていただくため、引き続き周知を図ってまいります。

(福祉部) 磁気ループや FM 補聴システムの施設への新規設置及び簡易ヒアリングループの配備につきましては、その施設の用途に応じて検討がなされているところですが、「大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」に基づき、意思疎通手段の選択の機会の確保を進めるよう、引き続き、各施設にはたらきかけを行ってまいります。

また、区民の方々には、引き続き周知を図ってまいります。

126. 大田区が後援する事業について、障害の合理的配慮提供促進のため、区の各種要綱整備を行い、情報提供や財政的な支援をすること。

(福祉部) 区が主催・共催・後援で行うイベントでは、その開催内容や対象等において、適切な配慮がなされているものと考えております。

なお、区では、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する大田区職員取扱要領」を定めると共に、職員研修等を通じて、職員が適切に対応するよう取り組んでおります。

九. 人命尊重・環境にやさしいまちづくりのために

建築行政の拡充と対策

- ☆★ 1. 公営住宅の増設計画を住宅マスタープランに入れて推進すること。また、公営住宅に入れない人に対して家賃補助制度を創設すること。

(まちづくり推進部) 平成 30 年の住宅土地統計調査によると、区内には約 34,000 戸の賃貸用の空家があると推定されていることから、賃貸住宅への入居が円滑にできるよう支援を充実させることが重要と考えており、公営住宅の増設計画を住宅マスタープランに盛り込む予定はございません。

また、高齢者等を対象とする住宅確保用配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居支援をはじめ、様々な議論を居住支援協議会において進めており、現在、区による家賃助成を行う予定はございません。

- ☆ 2. 空家等対策については相談窓口の設置で不動産・建設団体との連携で活用促進のみでなく、地域の安全を守るために解体工事に踏み出せるよう、固定資産税の減額など東京都に要望すること。また、足立区のように区独自で助成するなど区が責任を持つこと。

(まちづくり推進部) 空家総合相談会では、区内の空家等の所有者や区民の方が抱える空家等に関する様々な問題について、不動産団体をはじめとした協定団体の協力のもと、解決に向けきめ細やかな取組を行っております。

空家の解体を進めるために、不燃化まちづくり事業による除却助成及び令和元年度から実施している木造住宅除却工事助成事業の周知も行っております。

3. 空家等有効活用はマッチングだけでなく、区による借り上げや家賃助成の創設などで区民が利用しやすいようにすること。

(まちづくり推進部) 現在、区による借上制度や家賃助成を行う予定はございません。

4. 解体工事において区民から苦情が増えている。業者には解体要綱を厳守するよう強く指導すること。指導後実施状況の報告を求めること。

(まちづくり推進部) 建築物本体の解体工事に関して法令や条例を遵守し、安全・安心な工事が行われるよう解体事業者に指導を行っております。また、区民からの陳情等には関連部署が連携し、適宜現場指導を行っております。なお、指導後の実施状況についても必要に応じて確認しております。

5. アスベストの除去を含む解体工事は、分別工事の徹底、廃棄物の適正処理、石綿障害予防規制の順守が行われるよう、法令順守の指導や現場パトロール、立ち入り検査等を強化すること。

(まちづくり推進部) 一定規模以上の建築物の解体工事を行う場合、建設リサイクル法による届出に合わせて、区では石綿に関する事前調査記録書の提出及び調査結果の掲示を義務づけております。

また、建築物本体の解体工事が適切に行われるよう、環境対策課とも連携して現場パトロールを適宜行っておりますが、引き続き、解体業者に指導してまいります。

6. 吹付アスベスト除去工事は高額になり除去が進まないため、現在の補助率・上限額を大幅に引き上げること。

(まちづくり推進部) 吹付けアスベスト除去工事の上限額は、令和元年度に 50 万円に増額いたしました。現在、助成率と限度額の引上げは考えておりません。

7. 一定規模以上の共同住宅を複数建築する地域の場合は、1 つの共同住宅として学区や地域全体として考えて「地域力を生かした大田区まちづくり条例」および開発指導要綱を適用するよう改正し、開発業者の責任で公共施設等を整備すること。

(企画経営部、まちづくり推進部)「地域力を生かした大田区まちづくり条例」及び「大田区開発指導要綱」に基づき、300 戸以上の場合は、小・中学校などの公共公益施設の必要性を検討し、必要に応じて開発事業者に公共公益施設の用地・建築物の提供や設置をするよう指導しております。

環境保全対策

- ☆★ 8. 国のエネルギー政策について、石炭火力・原発依存、無責任な新技術を前提にしないよう国に求めること。

(環境清掃部) 令和 3 年 10 月に第 6 次エネルギー基本計画が閣議決定され、2030 年度の電源構成については、石炭を 19%、原子力を 20~22%、再生可能エネルギーを 36~38%、LNG を 20%などとの見通しが示されました。その要諦として、安全性を前提とした上で、安定供給、経済効率性、環境への適合などが示されております。

エネルギー政策につきましては、国の責務において総合的に判断するものであるため、区として見解を示す立場にはないと考えております。

- ☆★ 9. 改正地球温暖化対策推進法が成立し、この改定を踏まえ、策定中の(仮称)大田区環境アクションプランで温室効果ガス削減目標の見直しと、削減に向けた取り組みの強化について検討中ですが、まず「2050 年 CO₂ 排出ゼロ」を表明し、区の取り組みの具体化を進めること。また、省エネと再エネで 2030 年度までの区の温室効果ガス削減目標を 50~60%に引き上げること。

(環境清掃部) 令和 3 年 6 月に改正された地球温暖化対策の推進に関する法律において、2050 年までの脱炭素社会の実現が明記されました。

区としても、策定中の(仮称)大田区環境アクションプランにおいて、法律に明記された目標を踏まえた記載を検討しております。また同プランの中で、2030 年度までの温室効果ガスの削減目標についても記載する予定です。

- ☆★ 10. (仮称)大田区環境アクションプランの目標と計画を実現するため、地元企業と独自の協定や省エネ投資への大田区独自の支援の拡充、断熱・省エネルギー住宅へのリフォーム支援、太陽光発電用パネルの設置などへの助成などの具体的施策を進めること。

(環境清掃部) (仮称)大田区環境アクションプランでの目指す環境像は、「環境と生活・産業の好循環を礎とした持続可能で快適な都市」で、区民・事業者・団体とのパートナーシップは重要な基本目標の一つとして考えております。

また、大田区の温室効果ガス排出量の削減に向けた大田区独自の支援についてですが、住宅リフォーム事業についてはすでに実施しており、それ以外の支援については、国や東京都の動向や産業界の新しい技術開発などを踏まえ、有効な手法について検討しているところです。

11. ごみ減量のためリサイクルの更なる推進と生ごみ処理機の購入助成を復活すること。

(環境清掃部) 以前、生ごみ処理機購入費助成制度を設けておりましたが、需要減のため廃止

しました。

生ごみの処理については、区民の皆様が排出時の水切り等を徹底することによりごみの減量を図る考えであり、生ごみ処理機の助成制度を復活する予定はございません。

12. 呑川の環境（悪臭、スカム、ユスリカ）改善のために、高濃度酸素水による水質浄化だけでなく、下流部だけでなく上流部の雨水の一時貯留施設の拡充と、根本的な解決策として引き続き分流式等の下水道対策を促進することを東京都に求めること。

（都市基盤整備部）区では、平成 25 年度より東京都建設局、下水道局、環境局及び呑川の流域自治体である世田谷区・目黒区との連携による「呑川水質浄化対策研究会」を開催し、呑川の総合的な水質浄化対策を進めております。研究会では、東京都下水道局が合流式下水道の改善に向けた浄化対策方針を示し、対策に取り組んでいるところです。

なお、東京都下水道局では分流式下水道へ変更する予定はない、との連絡を受けております。

13. ふるさとの浜辺公園の水質改善を早急に強化するため、抜本的な対策として下水道の分流式への変更や、当面の対策として貯留池の新設や排水口の移転等早期実施を都に求めること。

（都市基盤整備部）区では、大森ふるさとの浜辺公園の水質を保全するためにも、内川における合流改善が必要であると考えております。そのため、東京都には、馬込幹線下流部を早期に整備し、合流改善を推進することを東京都城南五区下水道・河川連絡協議会を通して要望しております。

なお、東京都下水道局では分流式下水道へ変更する予定はない、との連絡を受けております。

14. 区は地球温暖化対策としての CO₂ 削減計画を策定している。羽田空港については除外されているが、羽田空港は国際便が増便され、大田区への影響が心配されている。区の責任として羽田空港内の CO₂ 排出の実態と、飛行機による影響についても把握し、国に対策を求めること。さらに窒素酸化物、硫黄酸化物、PM2.5 など飛行機の排ガスによる有害物質についても把握し、国に対策を求めること。

（環境清掃部）空港施設からの CO₂ 排出量削減については、東京国際空港エコエアポート協議会（事務局：国土交通省）が策定した「東京国際空港環境計画」に基づき国が取り組んでおります。また、そのデータは、国土交通省東京空港局のホームページで、「東京国際空港 環境報告書」として公表されております。航空機エンジンから排出される窒素酸化物、炭化水素、一酸化炭素、PM2.5 等の物質につきましては ICAO(国際民間航空機関)が規制基準を設け、健康影響に配慮しております。

また、国土交通省東京航空局では、令和元年度に羽田空港内で大気環境の短期測定を実施しており、その結果、これらの物質については環境基準を満足しております。

- ★ 15. 2020 年 3 月 29 日から羽田空港機能強化・増便と新飛行経路が強行され、騒音・落下物・環境汚染や飛行機事故のリスクが高まり、区民の理解は得られていません。コロナ禍のもとで便数が大幅削減されている中、区民の生命・財産を守り、安心して暮らせる大田区にするためにも、羽田空港機能強化・増便は中止するよう引き続き国に求めること。

（空港まちづくり本部）飛行経路の設定等は、国家としての航空政策であり、しかるべき手順を踏みながら国の責任において実施しているものと理解しています。一方で、区は、国の提案当初より、区民生活への影響が懸念されることから、これを重大なものと受け止め、国に対して、4 回にわたり、区民の皆様へのより丁寧な説明や騒音対策、落下物対策を含む安全対策等

について要望し、区民の生活環境を守るよう取り組んでおります。

その結果、「環境影響等に配慮した方策」、「落下物対策を含む安全対策」や、B滑走路西向き離陸での騒音対策等が講じてられております。また、昨年6月からは、新型コロナウイルス感染症に伴う当面の羽田空港の減便を踏まえた暫定運用として、騒音影響の大きい大型機であるB777の南風時のB滑走路西向き離陸を可能な限り制限するという対応も行われており、継続中です。

区としては、国に対して、引き続き、騒音軽減等の環境対策及び落下物防止等の安全対策を講じるように求めていくとともに、これまで国が示した各種対策の実施状況を注視し、その検証や評価を含めたさらなる強化と徹底を強く求めてまいります。

16. 横田空域返還による大田西ルート騒音対策を図ること。騒音と安全に問題が発生する早朝・深夜の増便は行わないよう国に求めること。

(空港まちづくり本部) 航空機による区内への騒音影響につきましては、羽田空港の滑走路運用により、現況においても、航空機による区民生活への影響が生じております。区では、今後も引き続きさまざまな機会を捉えて、これら現行課題への対応を国や航空会社に要請してまいります。

17. 環状八号線羽田旭町近くに区は測定局を設置し2018年11月より測定を開始したことは評価されている。引き続き松原橋・大森東・大鳥居交差点などの激甚汚染地域における公害対策は、道路管理者だけでなく、区独自でも実施すること。

(まちづくり推進部、環境清掃部) 東京都は、区からの要望を踏まえ、羽田から蒲田に向かう環状8号線大鳥居交差点における左折専用車線を増設する等、環状8号線の慢性的な交通渋滞は緩和されつつある状況にあります。

交通対策

18. 戦災復興院が終戦直後の1946年に告示し、未整備の都市計画道路は既に現状の都市計画にそぐわないので、中止・見直しを国・都に求めること。特に補助29号線・補助39号線の計画は延焼対策にならず、区民の生活環境を破壊し、不要である。中止するよう都に申し入れること。

(まちづくり推進部) 《防災まちづくり課》都市計画道路補助29号線のうち、大田区の東馬込二丁目から品川区西大井五丁目までの700メートルの区間は、不燃化特区制度(東京都不燃化推進特定整備地区制度)において、市街地の延焼を遮断するなど、防災性の向上を図る特定整備路線と位置付けられております。また、都市計画道路補助39号線は、「大森中・糎谷・蒲田地区防災街区整備地区計画」内に位置しており、防災上重要な避難機能や延焼遮断機能を確保するためにも整備が必要です。

(まちづくり推進部) 《都市計画課(計画調整担当)》東京都と区は、都市計画決定後の社会経済情勢等の変化を踏まえ、事業化計画の作成や必要な見直しを計画的に実施しております。

また、平成27年度に策定した「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」及び、令和元年に策定した「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」により、優先整備路線の選定及びそれ以外の路線における検証等を実施し、都市計画道路の在り方について、総合的な方針を示しております。

未整備の都市計画道路については、東京都と区で連携を図りながら、継続的な見直しや検討

を実施し、方針決定に努めてまいります。"

19. 下丸子駅周辺の整備、特に下丸子 1 号 2 号踏切解消は改正踏切道改良促進法に基づき抜本的な改良を実施すべき踏切として指定されており、新空港線「蒲蒲線」整備・下丸子駅周辺のまちづくりと切り離し緊急に計画を策定すること。

(鉄道・都市づくり部) 下丸子 1、2 号踏切は、抜本的な対策を含めた改良計画を策定する必要があり、踏切の抜本的対策はまちづくりに大きな影響を与えます。

また、新空港線整備など他の計画と整合性を取りながら検討することでより効果的・効率的な計画とすることができると、引き続き新空港線の整備や駅周辺のまちづくり等、関連する計画と一体的に検討を進めてまいります。

20. 引き続き JR、東急、京急の踏切を総点検し、必要な整備・安全対策を早期に行い、交通混雑箇所は踏み切り幅を拡幅するよう鉄道事業者に要請すること。

(都市基盤整備部) 国土交通省は、「開かずの踏切」「歩道が狭い踏切」「交通量の多い踏切」など課題のある踏切を緊急対策踏切として指定しております。区は鉄道事業者と協議しながら当面の対策として、カラー舗装化や看板設置などの安全対策を実施してまいりました。踏切の拡幅につきましては、接続する道路の幅員が狭く困難ですが、引き続き可能な対策の実施に向け調整してまいります。

21. 鉄道ホームからの転落事故が相次いでいる。区民の命・安全を守るため、鉄道事業者に対して、技術の進歩も活かした区内全駅へのホームドアの設置を強く求めること。

(まちづくり推進部) ホームドアの設置は鉄道事業者が利用者の安全性の確保を図るために整備するものですが、これまで一日当たりの利用者 10 万人以上の駅に対して補助を行い整備が進んでおります。

令和元年 9 月には東京都が「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」について取りまとめ、一日当たりの利用者数が 10 万人未満の駅についても、特別支援学校や病院などの駅周辺の特性やホームの狭さなどの駅の特性を考慮した整備の視点を提示し、この考え方にに基づき、鉄道事業者はバリアフリー整備計画を検討しております。

引き続き、東京都と協調して区内駅の安全対策に対する取組を支援するとともに、今後も鉄道事業者にホームドアの設置を働きかけてまいります。

22. 駅周辺のバリアフリー化と放置自転車、歩きスマホへの対策を強化すること。

(都市基盤整備部) 放置自転車は自転車等駐車場の整備とともに減少し、撤去台数はここ 5 年間は平成 28 年度 27,195 台から令和 2 年度 13,265 台と大きく減少してきております。しかし、放置自転車は依然として駅前等で見られることから、計画的に撤去作業などの対策を実施してまいります。

自転車利用者のながらスマホ禁止を徹底するために自転車条例を改正し、啓発活動を強化して取り組んでおります。歩行者については、警察署等関係機関とともに交通安全対策を検討してまいります。

- ★ 23. コミュニティバスは、公共交通の補完と福祉的側面の役割がある。更に交通不便地域の再調査を行い、運行地域を拡大すること。また、シルバーパスも利用できるよう東京都シルバーパス条例施行規則を変更するよう都に要望すること。

(まちづくり推進部) コミュニティバスの運行地域の拡大については、他の交通不便地域への

導入基準及び導入手続きなどガイドラインの検討に着手しており、「たまちゃんバス」のこれまでの取組を検証した上で、交通不便地域解消に向けて着実に進めてまいります。

また、都に確認したところ、東京都シルバーパス条例施行規則により、自治体のコミュニティバスには、シルバーパスは利用できないことになっております。

24. 本格運行している「たまちゃんバス」の地域住民の要望に沿ったルート変更や、蒲田駅までのルート拡大などを行うこと。

(まちづくり推進部) 矢口地域のコミュニティバス「たまちゃんバス」については、本格運行へ移行する条件である収支率 50%以上という目標が達成され、令和元年 7 月に本格運行へ移行いたしました。引き続き、地域の方との話し合いの場である作業部会等を通じて、より一層利便性が向上するよう地域とともに取り組んでまいります。

他の交通不便地域への導入基準及び導入手続きなどガイドラインの検討にあたっては、「たまちゃんバス」のこれまでの取組や改善点などを検証した上で、交通不便地域解消に向けて着実に進めてまいります。

25. JR 蒲田駅～京急蒲田駅間を含むワンコインエリアでバスを利用する際、交通系 IC カードで精算できるようバス事業者に求めること。

(まちづくり推進部) 京急バスは、令和 3 年 7 月 1 日から羽田空港エリア及びビッグファン・ポートレース平和島劇場直線のワンコインバスを交通系 IC カードで精算できるようになりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりバス利用者が減少し、経営状況が大変厳しい状況となっていることから、収支改善を図り路線バスを維持するため、令和 3 年 7 月 1 日始発から蒲田エリアのワンコインバスを廃止いたしました。引き続き、京急バスの動向を注視してまいります。

26. 引き続きバス停に屋根やベンチの設置など、改善を事業者を求めること。

(まちづくり推進部) 道路上にバス停等を設置するには、道路法や建築基準法等により、幅員など必要な条件がございます。

今後も地域要望等を考慮しつつ、必要な条件を満たすバス停等につきましては、引き続きバス事業者にご要望をお伝えしてまいります。

27. 区内の区道の無電柱化の計画を作り促進を図ること。特に産業道路から東京労災病院までの区道は緊急車両の通行があるが道路幅が狭く大変危険であり、道路が狭い場所であっても優先して進めること。

(都市基盤整備部) 計画的かつ効果的に無電柱化を進めるため、「大田区無電柱化推進計画」を令和 2 年度に策定し、今後 10 年間における無電柱化に関わる具体的な取組や整備目標を定めました。

今後、この計画に基づき着実に無電柱化を進めてまいります。

28. 区が要望している東海道貨物線に旅客列車運行を行い、羽田空港・京浜島・城南島など区内臨海部に新駅をつくり、交通不便地域解消を図ること。

(まちづくり推進部) 当該路線については、平成 28 年 4 月の交通政策審議会答申第 198 号の中で「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」の 1 つに位置づけられました。答申の中で示された課題について、これからも関係自治体の中で研究してまいります。

- ★ 29. 自転車による事故が多発している現状を打開し、命を守るため、各警察署とも連携し、マナー向上の啓発を行うこと。また、ナビマーク・ナビラインだけでなく自転車専用レーン整備を促進すること。特にモノレール昭和島駅前付近は駅利用者のみならず昭和島・京浜島方面への自転車通勤の区民が多く、大変危険な状態である。都に自転車レーンの整備を求めること。

(都市基盤整備部) 昭和島駅前の都道は、平成 30 年 10 月に自転車駐車を整備して自転車が整然と収容され、歩行者の通行空間が改善されました。また、自転車走行空間の整備につきましては、関係者間で連携を図ってまいります。

30. コミュニティサイクルのサイクルポートを駅周辺に増設すること。利用料金を引き下げること。連携可能な近隣自治体(川崎市・世田谷区)との連携を行うこと。

(都市基盤整備部) 駅周辺へのサイクルポートの設置には努めておりますが、設置場所のスペースの確保や施設の管理、運営上の理由から適地が見つからない状況です。なお、利用料金については、事業者へ要望があった旨をお伝えいたします。

川崎市や世田谷区では、大田区と異なる運営事業者と事業を展開していることから、連携が困難な状況ではございますが、運営事業者と協力しながら研究を進めてまいります。

- ☆ 31. 平和島駅前公衆便所が廃止されたので、平和島駅周辺に新規の公衆トイレを設置すること。

(都市基盤整備部) 平和島駅前公衆便所について、京浜急行電鉄に複数回の協議を重ね、存続の要望書を提出いたしました。この結果、京浜急行電鉄から当該公衆便所の存続及び駅に近接した代替地の提供は不可であるが、引き続き、代替えの便所の設置を検討する旨の回答を得て、廃止しております。

このため、代替便所の設置を京浜急行電鉄に対して継続的に要望してまいります。

十. 教育、文化、スポーツの振興

- ★ 1. 教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。2016年2月に大田区の教育大綱が決定されたが、区長は教育に介入しないこと。

(総務部) 平成 27 年 4 月 1 日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、地方公共団体の長に教育大綱の策定が義務付けられました。大田区の大綱は、平成 28 年 2 月に区長と教育委員会とで構成される総合教育会議において協議、決定されました。教育の質や子どもをめぐる課題の解決のためには、区長部局と教育委員会の連携が必要不可欠であり、大綱に掲げた大田区が目指す教育の実現に向けて取り組んでまいります。

- ★ 2. コロナ禍において児童生徒の感染防止からソーシャルディスタンスを確保し、密を避け、行き届いた教育を進めるため、東京都の協力も得て、小・中学校全学年の 20 人程度の学級を早期に実施するよう計画をつくり進めること。

(教育総務部) 小・中学校全学年での 20 人程度の学級の実施は、教員人事を東京都が担っていること、普通教室の増設が困難な区立学校もあることなど、人材面や施設面の環境整備の観点から、極めて困難であると考えております。

少人数学級については、小学校において学級編製の標準を 5 年かけて 35 人に計画的に引き下げるため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正されました。引き続き、国や東京都の動向を注視しながら、適切に対応してまいります。

なお、区立学校における新型コロナウイルス感染症対策については各学校の実情を踏まえて

引き続き適切に対応してまいります。

3. 産休代替、病欠への対応など教員が不足している。学校任せにせず、大田区として教員の確保を図ること。

(教育総務部) 現在、都から情報提供を随時受け、各学校へ連絡するほか、募集案内についての区ホームページへの掲示など教員の確保へ向け取り組んでおります。

4. 東京地裁の判決の立場を守り学校教育、社会教育の場で個々の思想・良心などの自由を守る環境を尊重し、「日の丸」掲揚、「君が代」斉唱は、強制しないこと。

(教育総務部) 国旗掲揚、国歌斉唱は、学習指導要領に基づき適切に実施してまいります。

5. 校舎の建て替えにおいては複合化せず、単独で建て替えること。

(企画経営部) 「大田区総合管理計画」では、効果的・効率的な施設マネジメントによる区民サービスの維持・向上の実現を目指しているところです。

その中で、児童・生徒の良好な教育環境の確保を最優先として、地域の行政需要等を捉え、学校施設の複合化・多機能化を検討しているところです。学校改築時には、様々な課題を総合的に判断し取り組んでまいります。

6. 空調化されていない特別教室に空調設備を早急に設置すること。

(教育総務部) すでに特別教室では、空調化を行っております。諸室の用途変更等の理由で、空調化されていない特別教室につきましては、個別に設置を行っております。

7. 校庭のラバーは、酷暑では解けてしまうので見直しをすること。

(教育総務部) 校庭が、全天候型で整備されている学校は、近隣への配慮など、整備に至った経緯がございます。ラバーの劣化、不具合につきましては、児童・生徒の安全面の確保の観点から適正に改修を行っております。

8. 全ての区立小・中学校のトイレの洋式化を急ぐこと。

(教育総務部) トイレの洋式化については、これまでも設備更新が行われる機会を捉えるなど、計画的に取り組んでまいりました。引き続き計画的な整備を進めてまいります。

9. 全ての学校施設を定期的に調査・修理・補修を行うこと。学校からの要望に速やかに対応し、修理・補修のための予算を増額すること。台風など災害発生時は特に迅速に対応すること。

(教育総務部) 建築基準法に基づく定期的な調査や日常点検を実施し、調査結果に伴い修理・修繕を行っております。学校からの工事要望には、児童・生徒の安全・安心の観点から速やかに対応しております。台風等の災害発生時は、従来同様すみやかな修理対応に努めてまいります。

10. 区立小・中学校の校門電気錠が老朽化しているため、設置業者にまず一斉点検を発注し、不具合がある場合は速やかに交換すること。

(教育総務部) 電気錠システムにつきましては児童・生徒の安全を確保するため、不具合が発生した場合には、速やかに状態を確認し、適宜、更新を行っております。

11. 大規模小・中学校の教育環境の改善のため、学校を増設すること。

(教育総務部) 大規模校の教育環境を改善するためには、当該校の隣接地区に学校を建設する必要があります。しかしながら、学校用地の確保が困難なことから、実現は難しい状況です。

12. 小・中学校給食について

① 給食費について、学校給食法では保護者負担と規定されているが無償化実施自治体が全国

的に広がりを見せている。区としても実施をすること。当面、全国で始まっている多子世帯・就学援助の対象とならない低所得世帯への支援を行うこと。また、消費税増税と物価高による食材の増額分相当は保護者や業者の負担とせず、区が負担すること。

(教育総務部) 学校給食法では、給食費は保護者の負担とすると規定され、大田区では、同法に沿って運営しております。また、一定の所得に満たない世帯を対象に、児童・生徒の保護者へ就学援助費において給食費の全額助成を行っているところです。

- ② 給食は教育の一環として位置付け、給食調理の民間委託をやめ、直営方式に戻し「安全・安心のため」食育を充実させること。

(教育総務部) 大田区事務事業等適正化計画に基づき平成 28 年度をもって全校で給食調理業務委託となりました。なお、令和 4 年度も引き続き年間指導計画を作成し、計画的に食育を推進いたします。

- ③ 学校給食事務については小学校も中学校と同様に専任の職員を配置すること。

(教育総務部) 学校給食事務は、献立の作成から提供までの一般事務、経理事務、食育等と幅広く、栄養士、事務職員を含む教職員が校長の指示のもと、それぞれの役割を果たしております。

なお、現在、小・中学校に学校給食事務を専任する職員は配置しておりません。また、給食事務補助員を配置する予定もございません。

- ④ 給食費の徴収事務は、滞納問題などで教職員の負担になるのでやめること。また、学校任せにせず、文部科学省も推進している公会計移行を速やかに検討すること。その際、滞納世帯に対して丁寧な対応をすること。

(教育総務部) 給食費の納付状況は、家庭の問題を察知する重要な情報であり、徴収は学校が担当することが適切であると考えておりますが、徴収が困難なケースについては、学校長への助言や支援を強化してまいります。なお、公会計導入については、現在考えておりません。

- ⑤ 食物アレルギー対応のために保護者や委託業者の声を聞き、アレルギー除去だけでなく、代替食の提供等、十分な対応をとること。

(教育総務部) 「食物アレルギー対応基本方針」を定め、適切な対応に努めております。年 1 回、全校統一の様式で給食対応の有無を保護者から申し出ていただき、対応が必要な場合は、年 1 回以上、医師の診断のもと生活管理指導書の提出を受け、成長を妨げない必要最低限のアレルギー除去や対応対象者の精査につなげております。また、教育委員会では、学校教職員、給食調理委託業者、学校医等を対象に「食物アレルギー疾患対応研修会」を開催し、食物アレルギー疾患に対する理解を深め、緊急時の対応について、ともに学ぶ機会を設けております。

- ⑥ 給食の栄養・質を確保するため、食材は極力国産品を使い、トレーサビリティも積極的に活用し、遺伝子組み換え食品は食材としないこと。

(教育総務部) 給食の食材は、信頼のおける納品業者と学校が契約したうえで、原材料表示や産地等を確認し、良質で新鮮なものを選定するとともに、極力国産品を使用することとしております。

- ★ 13. 区独自に給付型奨学金制度を創設したが、入学金だけでなく授業料も対象にすること。クラウ

ドファンディングの活用のみならず、一般財源からも拠出すること。

(福祉部) 大学等への入学金や修学に係る授業料については、令和2年度から国の支援が拡充されています。区給付型奨学金制度は国の制度では行き届かない部分に着目し、入学準備の支援をしていく考えです。

クラウドファンディングを活用した給付型奨学金(大学等進学応援基金)は、令和2年度に終了した末吉育英基金の趣旨を受け継ぎ、一般財源によらず、就学支援に賛同する方からの寄附を財源とすることを特色としております。

14. 就学援助の受給基準を生活保護基準の1.3倍に引き上げ、眼鏡も対象にし、年度途中から受給できるようにすること。国が改善した小・中学校の新入学用品費購入費を区も引き上げたが、さらに拡充を求めるとともに、生活保護基準の引き下げによって、就学援助を受けられない世帯が出ないように引き続き対策をとること。

(教育総務部) 就学援助については、国から生活保護基準見直しの影響ができる限り及ばないように対応することを基本的考え方とする通知が発出されております。この趣旨を踏まえ、区は令和3年度から準要保護の対象を世帯の合計所得が生活保護基準(第76次(令和2年10月1日改定))の1.4倍の額に満たない保護者としております。

眼鏡が必要な方は、児童・生徒全員ではなく、また、学校生活だけでなく生活全般に必要であるため、援助費の費目としてはなじまないと考えております。

支給金額については、今後も景気動向や社会経済状況に加えて、他区の状況や都区財政調整制度における積算単価などを踏まえ、見直しを実施してまいります。

15. 不登校の子どもたちが通う、NPO等が行っているフリースクールなどとの連携とともに区教育委員会として独自で助成をすること。

(教育総務部) 不登校児童・生徒の支援については、適応指導教室の相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、様々な専門家が連携しながら取組を進めております。フリースクールへの独自助成については、国や他の自治体の動向を注視してまいります。

16. バリアフリーの観点から、全ての区立小・中学校にはエレベーターの設置など、改築工事を待たず環境・体制を整備すること。

(教育総務部) 十分なバリアフリーの確保には、エレベーターの設置以外にも廊下など共用部分の改修なども必要となります。今後も、改築のほか、長寿命化改修、大規模改修の機会を捉え、整備を進めてまいります。

17. 発達障害など支援が必要な児童・生徒に学校特別支援員を配置するなど、また欠員補充についても柔軟に速やかに対処をするよう拡充すること。配置時間を児童・生徒と教育現場の実情に合わせて増やすこと。

(教育総務部) 学校特別支援員の配置については、特別な配慮を要する児童・生徒数を基本に、特別支援教育相談員が現地調査を行い、適切な時間数を決定しております。また、欠員が生じた場合は速やかな任用に努めるとともに、学校特別補助員を補完配置するなど、学校現場の状況にあわせて対応しております。

18. 児童・生徒1人1人に寄り添う教育実現のために、区内全小・中学校に特別支援学級を設置すること。

(教育総務部) 現在、区立小学校14校、区立中学校10校に知的障害特別支援学級を設置し、

知的障がいのある児童・生徒のそれぞれの特性に応じたきめ細かな指導を行っております。

また、令和5年4月には区立小学校2校に新設を予定しております。

今後も児童・生徒数の推移に注視し、適正な規模の特別支援学級の設置について、検討してまいります。

19. サポートルーム担当教諭、特別支援学級などすべての教職員に正しい障害理解の徹底をすること。

(教育総務部) 全ての教職員が、特別支援教育の目的や意義について十分理解するとともに、教員が障がいに関する知識や配慮等について、正しい理解と認識を深め、組織的に対応してることが重要です。また、このことは小・中学校学習指導要領解説 総則編にも記載があり、確実に取組を進めていく必要がございます。

教育委員会では、各学校の教員が参加する研修を年間複数回実施しており、引き続き各学校で障がいに対する理解に基づいた適切な指導や対応が実施されるよう研修内容の充実に努めてまいります。

20. 特別支援学級の児童・生徒一人ひとりに応じた的確な個別指導計画を作成ができるよう専門家の導入をはじめ、特性に合った指導が行われるようにすること。

(教育総務部) 特別支援学校のセンター的機能を活用した巡回相談を継続的に行い、個別指導計画の改善を図るとともに、その成果を他校に波及させ、全ての特別支援学級の指導の充実に努めます。

21. 通級学級を復活させ、保護者と児童・生徒の要望に応じ、特別支援教室との選択ができるようにすること。

(教育総務部) 特別支援教室は、在籍校で指導を受けることを原則としておりますが、個別の配慮が必要であると認められ、保護者の送迎が可能であれば、グループ内の他の学校で小集団指導を受けることもございます。また、特別支援教室が全小学校に設置され、身近に特別支援教育が行われることで、特別支援教育についての理解、啓発が進むことが期待されます。そのため、通級指導学級を設置する予定はございません。

22. 特別支援教室(サポートルーム)について、グループ化して教員が巡回しているが週に2時間では成長できないので教員を増員し、時間も拡充すること。これから行う中学校について、教員、保護者、生徒によく相談して強硬に行わないこと。巡回する教員のために、電動アシスト自転車を配備するなど、現場の声をよく聞いて対策すること。

(教育総務部) 通級による指導を担当する教員の配置数は、国の基準が、児童・生徒数の十三分の一に対して東京都は十二分の一を乗じた数となっております。指導時数については、特別支援教室で個々の課題に応じた焦点化した指導を行うとともに、在籍学級での授業を抜けて指導を受ける時間が多くなり学習面での負担とならないようにすることが重要であると考えております。

巡回指導教員の移動については、巡回校に勤務する日は、原則として巡回校での1日勤務とし、自宅からの交通費を支給しております。そのため、電動自転車については、拠点校に配備しても稼働率が上がらないことが想定されるため、配備する考えはございません。

23. 各校に特別支援教室の専用室を設置し、兼用教室活用は極力避けること。区独自で教職員の体制を拡充すること。

(教育総務部) 専用室を確保することが望ましいですが、学校経営の状況を鑑みながら判断し、専用室が確保できない場合は、他の教室と兼用するなど、施設の有効活用を図ってまいります。
教職員の体制につきましては、東京都の定数に基づき配置してまいります。区独自の発達障害支援アドバイザーを配置し、巡回指導教員への助言、特別支援教室の運営への支援をしてまいります。

24. さざなみ学校は存続させること。

(教育総務部) 平成 25 年 3 月に報告のあった「大田区立館山さざなみ学校の今後の在り方に関する報告書」に基づき適切に対応してまいります。

25. 小・中学校の卒業アルバムを全員に無償配布すること。

(教育総務部) 無償配布は考えておりません。

26. 教員の変形労働時間制の導入はしないよう都に申し入れること。

(教育総務部) 教員の変形労働時間制の導入の可否については東京都において検討の上、適切に判断されるものと認識しております。そのため、区から東京都に対する申し入れを行うことは考えておりません。

27. 教員の過労死寸前と言われている過重労働の改善のため、正規の教員数を増やすこと。

(教育総務部) 教職員人件費の負担や教員人事は、現行制度上、東京都が担っているため、区の判断で正規の教員数を増やすことは極めて困難であると考えております。現行制度の中で認められる教員数の増員配置については引き続き東京都に求めていくとともに、副校長アシスタント等、区費の会計年度任用職員の効果的な配置により、教員の負担軽減等を図ってまいります。

28. 小・中学校に都費事務員の 1 校 1 名配置を守るよう都に求めること。

(教育総務部) 全小・中学校における都費事務職員の 1 校 1 名配置の継続について、都に伝えてまいります。

29. 児童・生徒の読書学習を推進するため、読書学習司書を非常勤ではなく、常勤雇用とすること。

(教育総務部) 想定される業務量から、常勤にはなじまないと考えております。なお、他区においても同様に常勤での雇用はされておられません。

30. スクールソーシャルワーカーは常勤雇用とし、増員すること。

(教育総務部) 令和 3 年度は会計年度任用職員として任用しています。今後もスクールソーシャルワーカーの相談件数、稼働状況等を把握しながら、勤務条件の整備を引き続き検討してまいります。

平成 26 年 4 月に初めて教育センターにスクールソーシャルワーカーを 2 名配置して以来、増員を続け、令和 4 年度予算は 8 名分を計上しております。今後も相談、支援体制の一層の強化を図ってまいります。

31. 全国いっせい学力テストを中止するよう国に求めること。

(教育総務部) 本調査は、子どもたち一人一人の学力向上、教師一人一人の授業改善に資するものであり、中止を求める考えはございません。

32. 小・中学校で取り組まれている、総合学習・総合的な学習に講師を迎える場合、講師への謝礼金 (1 校あたり小学校 50,000 円、中学校 15,000 円) を拡充すること。

(教育総務部) 総合的な学習の時間の講師謝礼については、各校から提出される計画に基づき、予算の範囲内において配分しております。全体の予算執行実績を勘案し謝礼の拡充はいたしません。

33. 小・中学校の必要な備品、消耗品は教育現場の要望に応じて各校への学校運営費を更に増額すること。

(教育総務部) 必要な備品、消耗品は各学校で計画的な執行により購入しております。また、学校との協議により必要な予算を追加配当しております。

34. 学級担任制である小学校は、印刷の時間が集中するため、印刷機は学校規模に関わらず各校 2 台以上設置すること。

(教育総務部) 小学校の大規模校には 2 台、中学校は全校 2 台設置しております。

35. 小・中学校の学級運営に支障をきたすコピー機の枚数制限をしないこと。

(教育総務部) コピー機の印刷枚数は学級数を基準に必要な枚数を設定しております。

36. いじめ対策には、子どもの命最優先の原則を確立し、ささいなことに見えても様子見せず、教職員・保護者で情報を共有し取り組む環境を作ること。

(教育総務部) 教育委員会では、いじめ防止対策推進法などの関係法令に基づき、「大田区いじめ防止基本方針」を定めております。また、各校では、学校いじめ防止基本方針を策定しており、学校いじめ対策委員会を核として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を行っております。引き続き、学校、家庭、地域及び関係機関が一体となった取組を強化してまいります。

37. 区内の小・中学校での体罰ゼロ宣言をすること。教育現場から暴力である体罰を一掃し、教育委員会として「体罰ゼロ」を明確な目標として掲げ、教育現場での意識改革を進めること。

(教育総務部) 体罰は決してあってはならないこと、との認識の下、体罰防止月間を設け、各学校での研修を実施するほか、初任者研修等で、体罰の根絶について取り上げております。また、校長会等で体罰による処分事例を取り上げ、体罰根絶への意識を促しております。

38. 憲法 26 条第 2 項「義務教育は、これを無償とする」とあるように、小・中学校の学用品、移動教室、林間学校、修学旅行、部活動など完全無償化すること。

(教育総務部) 小・中学校の学用品、移動教室及び部活動の一部については、個人が負担すべき費用であると考えております。

39. 電子黒板については習熟度別少人数指導で使うすべての教室に設置することを基本にし、各学校の教職員ともよく相談すること。タブレットは講師、非常勤にも貸与するとともに、充電機能を整えること。

(教育総務部) 各学校の ICT 機器を活用した授業の状況やその効果を検証しながら、児童・生徒の学習環境の充実に努めてまいります。

40. 松本市のように、中学生の学校検診の尿検査においてピロリ菌の検査を追加すること。また、血液検査で生活習慣病の検査を行うこと。

(教育総務部) 中学生の学校健診時のピロリ菌検査については、肯定的な意見もある一方、有識者や学会等による否定的な意見もあり、一定のコンセンサスが確立していないことから、現時点で実施することは困難と考えます。また、血液検査による生活習慣病健診は現時点で実施は考えておりません。

41. 私立幼稚園について

- ① 私立幼稚園の希望者が減少している実態等を把握し、区としても支援策を図ること。

(教育総務部) 私立幼稚園の入園者(予定者)が減少していることは把握しております。引き続き、実態等を注視してまいります。

- ☆② 幼稚園教諭の確保のため、奨学金補助制度を新設すること。

(教育総務部) 大田区奨学金の人材確保型特別減免制度の対象事業所に、令和2年度から、幼稚園が加わりました。

- ☆③ 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業と同様に、私立保育園の教諭にも家賃補助制度を創設すること。

(子ども家庭部) 私立保育園で勤務する職員のうち教諭免許を有する者については、既に宿舍借り上げ支援事業の対象となっております。

(教育総務部) 私立幼稚園職員に対する宿舍借り上げ支援事業については、引き続き、国や東京都の動向、他区の実施状況を注視してまいります。

- ④ 教育の基盤整備・強化を図る観点や重要な使命を達成するには、教職員の確保と資質向上が求められる。振興費補助金は保育士処遇改善補助の同等額に近づけるような大幅な拡充をすること。

(教育総務部) 現行の助成額は、他区の実施状況と比較して遜色のないものと認識しておりますが、助成額につきましては、引き続き検討を進めてまいります。

- ⑤ 保護者負担軽減措置をさらに拡充すること。

(教育総務部) 現行の助成額は、他区の実施状況と比較して遜色のないものと認識しておりますが、助成額につきましては、引き続き検討を進めてまいります。

- ⑥ 園児の健康増進のための補助施策を拡充すること。蚊が媒介する病気を防ぐために、防虫装置設置(1基約30万円)への補助を行うこと。

(教育総務部) 現行の助成額は、他区の実施状況と比較して遜色のないものと認識しておりますが、助成額につきましては、引き続き検討を進めてまいります。

- ⑦ 子育て施策の一環である預かり保育に対する人件費等のさらなる補助施策を拡充すること。

(教育総務部) 現行の助成額は、他区の実施状況と比較して遜色のないものと認識しておりますが、助成額につきましては、引き続き検討を進めてまいります。

- ⑧ 長時間預かり事業は人員確保が困難という現場の声をよく聞き、見直すこと。

(教育総務部) 長時間預かり保育事業は、待機児童が0人となったことから必要性を精査し、令和3年度末で事業を廃止いたします。

- ⑨ 教育環境の維持向上のため、教材・園具補助金が各園に交付されている。幼児教育を取り巻く教材整備、園児記録管理の維持向上、またICT化を推進し、より一層の教育の強化をしていくため大幅な補助額の拡充をすること。

(教育総務部) 現行の助成額は、他区の実施状況と比較して遜色のないものと認識しておりますが、助成額につきましては、引き続き検討を進めてまいります。

42. 大田区立郷土博物館は博物館法に基づき、館長には専任の課長職を配置すること。

(観光・国際都市部) 郷土博物館は、文化振興課長の所管の下、地域活動団体等と協力・連携し、効果的・効率的な運営に努めております。引き続き、貴重な文化資源の活用を図ってまい

ります。

43. 区内文化財を保存し、公開すること。埋蔵文化財は大田区の宝です。開発により破壊はさせないこと。

(教育総務部) 区内文化財の公開については、所有者の了解を得ながら「文化財公開見学会」等の事業を実施しております。埋蔵文化財は、事業者が土木工事等を実施する際、文化財保護法に基づく事前の届出の提出を求め、適切な指導・助言を行っております。

44. 社会教育団体の育成と活動を保障するために施設使用料の値上げをやめ、元に戻すこと。さらに優先予約と減免制度を復活すること。

(企画経営部) 施設使用料の改定では、施設を利用しない方との公平性確保という点など、受益者負担の原則に基づき、算定基準に基づく使用料を利用者に負担していただくものとしております。

45. 調布地域への体育館建設は「大田区公共施設整備計画（後期）」でも事業計画と位置付けられており、早期に実現すること。

(企画経営部、地域力推進部、観光・国際都市部) 身近な場でスポーツに親しめる環境を整備することは、重要な課題であると認識しております。現在、(仮称) 田園調布せせらぎ公園体育施設の計画を進めておりますが、調布地域のスポーツ環境の充実については、引き続き検討してまいります。"

46. 改定されたスポーツ基本法に基づき、大田区スポーツ推進計画は区民の権利を保障した、特に「するスポーツ」を基本に計画し、施設の増設、指導員の増員など環境整備を進めること。

(観光・国際都市部) より多くの区民がスポーツに触れ、その活動を維持するためは、様々なスポーツ活動を支える人材やスポーツをする場が不可欠です。

「大田区スポーツ推進計画（改定版）」においてもスポーツ施設のストック適正化やスポーツ指導者への支援などの方向性を示しております。計画の趣旨に則り、区民の方が多様なスポーツに取り組める環境整備を進めてまいります。

47. 大田区総合体育館は、スポーツ基本法・大田区スポーツ推進計画に基づき、利益優先の指定管理をやめ、料金を取る興行の場合最長 2 年前から予約できる興行優先から区民優先に規則を見直すこと。

(観光・国際都市部) 大田区総合体育館では、民間事業者の有する専門知識や機動力、企画力を活かし、施設の管理運営を効果的・効率的に行い、区民に質の高いサービスを提供することを目的に指定管理者制度を導入しております。

現在の指定管理者は、様々なノウハウを活かしながら、安定した管理運営を行っており、モニタリング調査でも高く評価されております。また、令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためイベントなど多くの事業が中止となりましたが、自主事業として、多様なスポーツ教室や講座、施設の個人開放等を行い、区民の「するスポーツ」の機会創出、充実に取り組んでおります。

これらの実績から、区では、今後も指定管理者による管理運営を行うことが適切であると考えております。

大田区総合体育館では、区民に「するスポーツ」とともに、興業やスポーツイベントを通じて良質な「みるスポーツ」の機会の提供を行うことで区民のスポーツへの興味や関心喚起に繋

げており、施行規則等の見直しは考えておりません。"

48. 区立図書館のあり方について検討が進められているが、図書館の複合施設内への移転はせず、充実させること。

(教育総務部) 区立図書館の整備にあたっては、複合施設への移転も含めた多様な観点をもって、利用者のニーズやコスト等を総合的に検討して進めてまいります。

49. 区立図書館のバリアフリー化を進めること。

(教育総務部) 老朽化に伴う既存の図書館の改築計画等を検討するなかで、図書館のバリアフリー化を着実に進めてまいります。

50. 図書館職員の処遇改善と質の向上をはかるため、指定管理は見直し、区の直営とすること。

(教育総務部) 大田図書館については令和4年度も引き続き業務の一部委託により運営を行ってまいります。また、現在指定管理者により運営している15の地域館につきましては区民の方々より好評をいただいております、引き続き指定管理者制度により運営を行ってまいります。

十一. 住民参加の区政運営と非核平和事業

- ★ 1. ジェンダー平等社会を推進する条例を区民参加で制定すること。

(総務部) 第7期大田区男女共同参画推進プランの計画期間終了に伴い、課題や施策の見直しに加え、新たな課題解決に向けた施策などを反映させた第8期大田区男女共同参画推進プランを策定いたしました。同プランに基づき、引き続き男女共同参画社会の実現に向けた事業を推進してまいります。

- ☆ 2. 同性婚を認める法改正を国に求めるとともに、区としてパートナーシップ条例の制定を進めること。

(総務部) 性は多様性があるということについて理解を深め、SOGI、LGBT等への偏見や差別をなくすよう周知、啓発等の推進を図ってまいります。

同性パートナーシップ証明制度の導入については、国や他の自治体の動向を注視し、制度を研究してまいります。

3. 人権・男女平等推進課から男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する担当を課として独立させること。

(総務部) 男女平等及び多様性を尊重する社会の推進のためには、男女間の格差や性的マイノリティに対する差別や偏見など人権課題として捉え、正しい情報発信と啓発が重要です。

そのため、現状の人権・男女平等推進課として一体的に取り組むことが必要と考えております。

4. 大田区平和都市宣言の立場で憲法9条を遵守し、改憲反対の意思表示をすること。

(総務部) 大田区は昭和59年8月15日に世界の恒久平和と人類の永遠の繁栄を願い、平和都市宣言をいたしました。「平和という人類共通の願いを込めて大田区は平和憲法を擁護し核兵器のない平和都市であることを宣言する」と憲法擁護についてうたっております。

5. 核兵器禁止条約に国が一刻も早く批准するよう求め、区長はヒバクシャ国際署名に署名すること。

(総務部) 日本政府は、我が国の立場に照らし、核兵器禁止条約に署名する考えはないことを明らかにしております。また、核兵器のない世界を実現するためには、核兵器を保有する国を

巻き込んで核軍縮を進めることが不可欠であり、立場の異なる国々の橋渡しに努める決意であるとして、条約発効後も日本政府としての考えに変わりがないことを示されました。

区としても、区民の皆様とともに平和の尊さについて考え、次の世代に語り継ぎ、平和な世界を築いていくという主旨に沿って、平和都市実現のため、引き続き基礎自治体として平和関連の各種事業を着実に進めてまいります。

6. 平和都市宣言の行事は、荒天等で花火の祭典が中止の場合、記念式典だけ開催できるようにすること。

(観光・国際都市部)「花火の祭典」は、他の自治体等の花火大会とは異なり、平和都市宣言を記念する事業として、平和の尊さ、大切さを若い世代に語り継いでいくために、区民と共に平和への願いを込めた花火の打上と位置付けております。今後も平和都市宣言記念事業としてふさわしい方法を検討し、開催してまいります。

7. 同和対策事業は大田区に同和部落はなく、「解同」(部落解放同盟)組織もありません。総務省通達に基づいて廃止し、一般業務として行うこと。

(総務部)同和問題は、歴史的・社会的背景に起因した根深い差別意識に基づく専門性の高い人権問題であるため、その関連する相談及び啓発事業等については、今後も人権・男女平等推進課で対応してまいります。

なお、相談事業では、個々の相談対応に特段の配慮を要するため、引き続き、専門相談として実施してまいります。

十二. 区民が利用しやすい施設について

- ★ 1. 公共施設は地方自治法に基づき受益者負担の考えを止め、住民の福祉の増進に寄与するよう、値上げした使用料をもとに戻すこと。

(企画経営部)公共施設の使用料は、受益者負担の適正化の観点から施設を利用される方とそうでない方との公平性の確保のため、使用料をご負担いただく必要がございます。

今後も使用料の適正化に向けて、定期的に施設にかかるコストを把握し、一定の算定基準を基にした使用料の見直しに継続的に取り組んでまいります。

- ★ 2. 公共施設の予約のキャンセルについて、キャンセル日に応じて返金額を設定する制度を設けること。

(地域力推進部)公共施設に関しましては、使用申請、使用承認、使用承認の取消等の規定を各施設ごとに設けております。

なお、「大田区公共施設利用システム(うぐいすネット)」で施設を予約したときは、使用予定日までの日数等にもよりますが、インターネット・携帯サイト・音声対応電話でもキャンセルできるケースがございます。

今後も、区民の皆さまが公共施設を円滑にご使用いただけるよう、適切に対応してまいります。

3. 公共施設は消費者生活センターや大田区民ホールアプリコなど集会室の利用率が高く、施設が不足しているため、増設の計画を持つこと。また、複合化計画をやめ、延べ床面積1割削減を目標としている公共施設整備計画を見直すこと。

(企画経営部)地域ごとの将来のまちづくりを見据え、変化する区民ニーズに対応した公共施

設を適正に配置し、効果的・効率的な施設マネジメントによる区民サービスの維持・向上に取り組んでまいります。

4. 全ての区民施設を定期的に調査・修理・補修を行い、長寿命化計画を進めるための専門的な部署を作り、体制を強化すること。

(企画経営部) 公共施設の調査・修理・補修及び、改築や大規模改修による長寿命化等、公共施設の整備については、施設整備課が庁内調整を行いながら丁寧に進めております。

5. 区民施設の改修については、区内業者の仕事確保の観点から分離発注を行うこと。

(企画経営部) 公共工事においては、建築・電気・機械と業種ごとの発注など入札参加機会の確保に努め、工事に最適な業種で発注するよう進めてまいります。

6. 消費者生活センター集会室及び特別出張所附属集会施設を他の区民集会施設同様に利用時間を午後 10 時まで延長すること。

(地域力推進部) 利用者および近隣住民の方の要望も様々あり、消費者生活センター集会室や特別出張所附属集会施設の夜間利用は、午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分までとなっております。引き続き、各施設の利用時間の範囲内で、ご利用いただきたいと考えております。

- ☆ 7. 公共施設の指定管理者制度を見直し、直営にすること。

(企画経営部) 区は、健全で安定した行財政運営を継続しつつ、同時に新たな行政課題に的確に対応することを目指しております。そのためには、最少の経費で最大の効果を発揮できる効果的・効率的な組織体制を構築することが必要です。

大田区職員定数基本計画では、アウトソーシングなどの内部努力を計画的に進め、これにより確保した人員を優先度の高い施策に振り向け、適正な職員配置に努めることとしております。今後も、こうした取組について十分な検証を行い、その効果的な活用を進め、区民サービスの向上につなげてまいります。

8. 公共施設の老朽化している音響設備と空調設備が適切に改修されず、指摘してもなお適切に修理されない状況を正すこと。

(企画経営部) 施設ごとの状況に応じて、音響設備や空調設備の更新を適切に行っております。

9. 老人いこいの家(ゆうゆうクラブ)について

- ① 区民の合意なく、ゆうゆうクラブの廃止計画は撤回し、復活・増設すること(特に新蒲田、西糀谷、羽田、西六郷、西蒲田、東矢口、南蒲田、大森南、入新井)。壊れたままのマッサージ機などすぐに利用できるようにすること(入新井、東糀谷)。

(福祉部) 老人いこいの家の新規開設の予定はございません。また、各機器の利用状況や必要性など考慮し、措置が必要な場合は、適切に対応いたします。

- ② 浴槽を残し、シャワーのみにしないこと。洗髪禁止の制限しないこと。

(福祉部) 老人いこいの家の浴室は、軽体操や踊りなど体を動かした後に軽く汗を流すために設置しておりますので、この趣旨に沿った利用をお願いいたします。

- ③ 本来の目的を果たすため、ゆうゆうクラブでのシニアステーション事業はやめること。

(福祉部) 地域包括ケアシステムの構築に向けて、高齢者の元気維持・介護予防から、最適な介護サービスへの切れ目のない支援を提供するための事業であり、変更する考えはございません。

10. 住宅セーフティネット法に基づく施策を改め、公営住宅法に基づいて、需要に見合った公営住宅の増設を進めること。特に単身者用の住宅を確保すること。また、若年世帯向けの優遇制度を子どものいない世帯にも適用すること。

(まちづくり推進部) 平成 30 年の住宅土地統計調査によると、区内には約 34,000 戸の賃貸用の空家があると推定されていることから、賃貸住宅への入居が円滑にできるよう支援を充実させることが重要と考えており、区営住宅の増設の予定はございません。

単身者用住宅の確保については、平成 24 年度から、40 ㎡未満の住宅を単身向として募集しております。申し込み倍率が高い状況下で、子どものいない若年世帯向け等、優遇制度の拡大は考えておりません。

11. 都営住宅や他区にならい、区営住宅入居時の連帯保証人制度を廃止すること。

(まちづくり推進部) 連帯保証人を確保できず入居できないことがないように平成 26 年に法人保証制度を導入しております。これにより、連帯保証が確保できない場合でも、区営住宅への入居が可能となります。

12. 公営住宅に入れにくい低所得者世帯・若年世帯等に約 4 万戸ほどの空き家の活用を区は求めているが、家賃が高いため、家賃補助をすること。

(まちづくり推進部) 現在、家賃補助を行う予定はございません。

13. スポーツ健康都市宣言をした大田区にふさわしく、文化、スポーツの活動場所である文化センターを大田区の名物とし「文化センターの大田区」と言われるよう、各出張所地域に 1 ヶ所以上つくること。

(地域力推進部) 文化センターの設置は、それぞれ歴史的経緯があり、現在有効に利用いただいております。文化センターを増設する計画はございません。

14. 老朽化した美原文化センターの改修時期を明らかにすること。馬込文化センターの体育室の冷暖房整備をすること。いずれも改修時期が明確でないため早期に実施すること。

(地域力推進部) 美原文化センターは、改修時期などを総合的に勘案して計画的に検討してまいります。馬込文化センター体育室の冷暖房設備については、改修時期などを総合的に勘案して計画的に検討してまいります。

なお、令和 2 年度に冷風機二台を設置し、暑さの緩和に努めております。

15. 大田区民センター跡の残地の利用計画を早期に明らかにすること。

(企画経営部) 新蒲田一丁目複合施設建設後の残地につきましては、現在、大田都税事務所の仮設庁舎設置場所として一時的に活用の予定です。

今後の活用につきましては、蒲田西地区の総合的なまちづくりの中で、将来的に土地の有効活用が図れるよう検討してまいります。

16. 移転する特別出張所の跡地や建物の計画は、区民の声を入れ、早期に区民に明らかにすること。

(地域力推進部) 特別出張所の移転・整備、跡地の利活用につきましては、地元への説明会を実施し、お知らせしてまいります。

17. 区内の公共施設のバリアフリー・段差解消のため、エスカレーター・エレベーターの設置を、施設の改築等の機会を捉えて設置を進めているが、早急に計画を作り、設置工事を行うこと。

(企画経営部) エレベーター等の昇降機設置については、改築等の機会を捉えて設置に努めてまいります。

- ★ 18. 公衆無線 LAN「OTA CITY FREE Wi-Fi」の整備を観光課が中心となって進めているが、地域力推進課として、全ての公共施設に付帯設備としての無料の Wi-Fi アクセスポイント・有線 LAN を計画的に整備すること。

(企画経営部、地域力推進部) 区は、平成 27 年 12 月から区民の皆様や訪日外国人が無料で利用できる公衆無線 LAN(OTA CITY FREE Wi-Fi)環境を区内の主要な駅前や施設など計 21 か所に整備し、サービスを提供しております。

コロナ禍による人流と利用状況の変化をふまえ、引き続き、限られた経営資源で効果的なサービスが提供できるよう、取組を進めてまいります。

- ☆ 19. OTA CITY FREE Wi-Fi の 1 時間ごとの使用を 1 日ごとにするなど、制限を改善すること。

(企画経営部)「OTA CITY FREE Wi-fi」は区民の皆様や区への来訪者が、情報収集手段として提供しているものです。

接続時間は 1 時間ですが、回数は制限なく利用が可能です。

なお、災害時には接続時間の制限が解除され、継続的に利用できる仕様となっております。

今後については、コロナ禍による人流抑制や新しい生活様式をふまえるとともに、施設の特性にあった運用及び整備を検討をしております。"

20. 大田区民プラザ小ホール・展示室、池上会館など、地下等にある区民施設の中に携帯電話等通信機器の電波が届きづらい集会所があるので Wi-Fi アクセスポイント・有線 LAN を整備するなど対策を行うこと。

(企画経営部、地域力推進部、観光・国際都市部) 文化施設は、区民の皆様の様々な使い方を考慮し、音漏れ等によって他の利用者に支障がないよう配慮した構造となっております。

大田区民プラザの小ホール・展示室は、ホール等の特質または利用目的に沿った防音及び遮蔽構造のため、電波が届きにくくなっております。

共用スペースでは、電波が届きますので、携帯電話等を使用する際には共用スペースをご利用いただくよう、ご案内しております。

21. 区営自転車駐輪場は原則無料とし、値上げをしないこと。

(都市基盤整備部) 次期大田区自転車等総合計画を令和 3 年度末に策定する予定です。大田区自転車等駐車対策協議会で自転車等駐車場使用料等の議論を深めてまいります。

22. 保育、介護、障害者等福祉施設では、極めて高い専門性と貴重な経験の継承、守秘義務が特別に要求される。不安定・低賃金の民間委託、指定管理者導入は止め区直営に戻すこと。

(企画経営部) 区は、大田区アウトソーシング指針に基づき、「民間にできることは民間に委ねる」ことを基本に、多様な主体で区民ニーズに応える仕組みづくりを推進してまいりました。民間委託や指定管理者制度の導入については、安易な前例踏襲に陥ることなく、導入前後の効果測定や予算編成過程など、あらゆる場面を通じて検証を行い、区民サービスの向上が図られる最適な手法を検討しております。

23. 区立公園、児童公園は私立認可保育園の代替園庭として利用される場合が多くなってきているため、原則としてだれでもトイレを設置すること。既設の和式トイレを洋式に早急に改修すること。

(都市基盤整備部) 公園トイレにつきましては、東京都建築物バリアフリー条例に原則として「車椅子利用者用便房」の設置が義務付けられており、新たに公園にトイレを設置する場合や

建て替える場合は必ず設置しております。

今後区立公園への「車椅子使用者用便房」の設置については、トイレの利用状況等を確認しながら検討してまいります。区内の公衆便所や公園トイレの洋式化につきましては、これまでも移動円滑化を目指した「だれでもトイレ」整備などの一環として取り組んでまいりました。

今後も引き続き、公衆便所や公園トイレの改良、改築整備などの機会を捉えて、トイレの洋式化を進めてまいります。

24. 西馬込駅をはじめ、駅周辺に需要に応えた自転車駐輪場を整備すること。

(都市基盤整備部) 西馬込駅周辺では、令和2年11月1日に「西馬込駅第二自転車駐車場」を開設いたしました。

引き続き、西馬込駅以外でも、用地確保の状況を踏まえつつ需要に応じた自転車駐車場整備に向け検討してまいります。

十三. 不要不急の大規模開発計画をやめ、区民のための施策に転換を

- ★ 1. 新空港線「蒲蒲線」計画は必要性・緊急性のない事業である。整備資金積立金は廃止、計画を白紙撤回し、積立金約80億円はコロナ対策など区民施策に活用すること。

(鉄道・都市づくり部) 新空港線を整備することにより、区内の東西方向の移動利便性が大きく向上するのみならず、区内から渋谷、新宿、池袋等の都市や埼玉方面へのアクセス利便性が向上するとともに、沿線のまちづくりと一体的に進めることで、地域の活性化に繋がります。

更に、災害時の代替ルートの役割も担う等、今後の区政の発展に欠かすことの出来ない事業であり、現在、区では早期の整備実現に向けて関係機関と鋭意協議を進めているところです。

新空港線整備資金積立基金は、合意形成後、整備主体となる第三セクターの設立及び設立後の円滑な事業実施のために必要な資金です。新空港線の整備は長期間にわたるため、区財政の後年度負担軽減の観点からも、引き続き継続して積立ててまいります。

2. 雑色駅前再開発計画は、デベロッパーに巨額の利益を与えるとともに、京急蒲田・糀谷駅前再開発と同じ形式の住民追い出し計画である。商店街は個店が消え、チェーン店が増えている。住民本位に住み続けられ、営業し続けられるまちづくり計画に見直すこと。

(鉄道・都市づくり部) 商店街の発展など、地域経済の活性化にも留意し、地権者の皆様のご意向ご要望等を尊重しながら、区は、地域の特性を踏まえたまちづくりの実現に向けて、必要な支援を行ってまいります。

十四. その他

- ★ 1. 個人情報情報が脅かされるマイナンバー制度の中止を国に求めること。

(企画経営部) マイナンバー制度は、国民の利便性を向上し公平公正な社会を実現する基盤です。区としては、引き続き、制度の趣旨を鑑み安全性に配慮しつつ着実に取り組んでまいります。

- ★ 2. 大田区から官製ワーキングプアをなくすため、区と契約している指定管理や業務委託先の労働者に適正な賃金が支払われるよう、公契約条例を早急に制定すること。

(総務部) 令和2年度から、経理管財課は「大田区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する実施要綱」を制定して、契約の相手方に対し労働環境の確認をすることで、契約に係る適

正な履行の確保及び労働環境の整備に配慮した調達の推進を図っております。

なお、公契約条例については、他自治体の動向、条例制定に至った経緯や課題など、調査研究しているところです。

今後も、公契約条例の制定に限定せず、幅広い議論を進めながら、適正な労働環境の確保と公共サービスの質の向上に努めてまいります。

3. 指定管理者制度、民間委託された特養ホームや保育園等の改修工事については、区内業者を優先して発注するよう区が指導すること。

(福祉部) 区立指定管理の特別養護老人ホームや民営化した元区立の特別養護老人ホームの改修工事については、『運営事業者が契約し実施する工事は、施工業者を入札する際には原則的にその参加資格に区内業者』とするよう、事業者に対して求めております。

区が実施する工事については、規則に則り適正に実施しております。

(こども家庭部) 保育園の改修工事につきましては、基本協定及び建物等使用貸借契約に則って、区の責任を果たしてまいります。なお、区発注工事については、区内業者優先を原則としております。

4. 選挙公報は全戸配布することになっているが、徹底されておらず、地域によっては行われていない。区内全域に配布すること。

(選挙管理委員会事務局) 選挙公報は、選挙人にとって非常に重要な情報収集の手段であると考えております。

区は令和2年の東京都知事選挙から全戸配布を行っております。

万一到着しない場合は、直接委託業者がお届けしております。今後も未着世帯ゼロを目指して委託業者と連携してまいります。

5. 区の全ての事業に関わる使用料・利用料について、寡婦(夫)控除のみなし適用を区営住宅使用料だけでなく、さらに拡大すること。

(企画経営部) 寡婦(夫)控除のみなし適用につきましては、区営住宅使用料のほか、私立幼稚園等保護者補助金や、一部の障害福祉制度等においても既に導入しているところです。

引き続き、国の動向等に注視しつつ、各事業における寡婦(夫)控除のみなし適用について適切に対応してまいります。

6. 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号が改正され、シルバー人材センターに準ずる団体が追加されたが、その「準ずる団体」の基準を作る。また、高齢者等の就労に関する団体として高齢者雇用安定法5条、36条の援助・育成団体なども対象として位置付けること。

(総務部) 法令改正により追加された「準ずる者」が、当初から規定する団体と同等の履行能力を有することが担保されなければならないことから、他自治体の動向を注視するとともに、慎重な精査が必要であると考えております。

以上

日本共産党大田区議団

144-8621 東京都大田区蒲田 5-13-14 大田区役所内

TEL 03-5744-1477 FAX 03-3730-3447

ホームページ <http://kugidan.jcp-ota.jp/>

メールアドレス kugidan@jcp-ota.jp

ご意見・ご要望をお寄せ下さい。